

九十九里町 第5次障がい者基本計画
第7期障がい福祉計画 第3期障がい児福祉計画

障がいのある人もない人も助け合い 支え合って共に生きる 九十九里



令和6年3月

九十九里町

はじめに

人口減少と高齢化、世帯の細分化など、社会環境の変化が進む中、障がい福祉を取り巻く環境も大きく変動しています。

障がいのある方の高齢化や親亡き後の問題、重度障がいのある方や医療的ケアが必要な子どもへの支援等、ますます多様化・複雑化する問題や課題への対応が求められています。



国においては、「医療的ケア児支援法」の施行や「障害者差別解消法」の改正、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の施行など、共生社会と障がいを理由とする差別の解消に向けた法制度の改正等が行われており、令和5年には「障害者基本計画（第5次）」が公表されました。

このような国の動向や高齢化の進む本町の状況を踏まえ、「九十九里町第5次障がい者基本計画 第7期障がい福祉計画 第3期障がい児福祉計画」を策定いたしました。

本計画では、相談支援や情報提供の充実、差別解消と権利擁護の取組の充実、移動や安全に対する支援の充実などを重点として、支援やサービス全般のさらなる拡充と質の向上に努めてまいります。

また、基本理念である「障がいのある人もない人も助け合い支え合って共に生きる九十九里」の実現のため、町民の皆さまをはじめ、事業者、各種団体と行政が連携・協働し、計画を推進していくことが重要であり、引き続き、ご支援とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました町民の皆さま、九十九里町障がい者計画策定委員会の皆さまに心から感謝申し上げます。

令和6年3月

九十九里町長 浅岡 厚

目 次

第1章 総論.....	1
第1節 計画の基本事項.....	1
1. 計画策定の背景.....	1
2. 計画の位置づけと期間.....	4
3. 計画の対象.....	5
4. 計画の策定.....	5
第2節 障がい者の状況.....	6
1. 人口の推移.....	6
2. 障害者手帳所持者等の状況.....	7
3. アンケート調査からみた障がい者の状況等.....	14
第3節 障がい者施策の重点課題.....	17
第4節 計画の基本方針.....	19
1. 基本理念.....	19
2. 基本目標.....	20
第2章 第5次障がい者基本計画.....	21
第1節 地域で暮らす基盤づくり.....	21
1. 相談体制と情報提供の充実.....	21
2. 生活を支えるサービスの推進.....	25
3. 障がい等で支援が必要な子どもの育成・教育.....	30
4. 保健・医療サービスの推進.....	32
第2節 自立と社会参加を進める機会づくり.....	34
1. 教育の推進.....	34
2. 雇用・就労の促進.....	35
3. 多様な活動への参加促進.....	37
第3節 安心して人にやさしいまちづくり.....	39
1. 人にやさしいまちづくり.....	39
2. わかり合い支え合う地域づくりの推進.....	41
第3章 第7期障がい福祉計画.....	43
第1節 障がい福祉計画の基本理念.....	43

第2節 障がい福祉サービスの利用状況.....	44
1. 障がい福祉サービス利用者.....	44
2. 地域生活支援事業.....	44
第3節 障がい福祉の計画の成果目標の設定.....	45
第4節 サービス事業の見込みと推進方策.....	50
第4章 第3期 障がい児福祉計画.....	67
第1節 障がい児福祉計画の基本理念.....	67
第2節 障がい児福祉計画の成果目標の設定.....	67
第3節 サービス事業の見込みと推進方策.....	68
第5章 計画の推進.....	72
第1節 計画の推進体制の確立.....	72
第2節 専門従事者等の育成・確保.....	73
第3節 自立支援協議会の円滑な運営.....	73
資 料.....	74
1. 策定委員会設置要綱.....	74
2. 策定委員会委員名簿.....	75
3. 策定経過.....	75
4. アンケート調査結果.....	76

※「障がい」の表記について

九十九里町では、「障害者」などの「害」の字の表記について、字のマイナスの印象に配慮するとともに、障がいのある人の人権をより尊重する観点から、可能な限りひらがなで表記することとしています。

ただし、国の法令や地方公共団体などの条例・規則などに基づく法律用語や施設名等の固有名称、医学・学術用語等については、これまでとおり「害」の字を使っています。このため、本計画では「がい」と「害」の字が混在する表現となっています。

※「挿絵」について

九十九里町福祉作業所に通う方々が描いた絵です。

第1章 総論

第1節 計画の基本事項

1. 計画策定の背景

障害者基本法第1条には、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進するという法律の目的が規定されています。

人口減少と高齢化が進む中、いわゆる「地域共生社会」の実現が求められており、多様な生活課題を抱えても総合的な支援を受けやすくする必要性が生じています。

町では、令和3年3月に「九十九里町 第4次障がい者基本計画 第6期障がい福祉計画 第2期障がい児福祉計画」を策定し、障がい者や障がい児の自立した生活を総合的に支援するとともに、共生社会と障がいを理由とする差別の解消に向けた取組に努めてきました。

この間、国においては、障がい者等に関わる法制度の改正が行われており、令和5年3月には「障害者基本計画（第5次）」が公表されています。

そしてこのたび、前述の町の3計画の最終年度にあたり、国の法改正や新たな計画とともに、高齢化や情報化の進展をはじめとする社会情勢の変化に対応しつつ、総合的な障がい者施策のより一層の推進とニーズに応じた障がい福祉サービス及び障がい児福祉サービスの展開を図るべく、現計画を見直し、新たな計画の策定を行うものです。

●近年の主な法改正等

- 平成30年 改正障害者総合支援法の施行
障害者文化芸術推進法の施行
バリアフリー法の施行（一部は平成31年施行）
改正社会福祉法の施行
 - 令和元年 読書バリアフリー法の施行
欠格条項削除一括法の施行
 - 令和2年 改正障害者雇用促進法の施行
 - 令和3年 医療的ケア児支援法の施行
障害者差別解消法の改正
改正社会福祉法の施行
 - 令和4年 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行
 - 令和5年 障害者基本計画（第5次）の公表
-

●近年の主な法改正等の概要

法律		概要
平成30年	改正障害者総合支援法の施行	● 地域生活を支援するサービス（自立生活援助）、就労定着に向けた支援を行うサービス（就労定着支援）の創設 ● 重度訪問介護の訪問先の拡大・高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用促進
	障害者文化芸術推進法の施行	● 文化芸術を鑑賞・参加・創造できるための環境整備とそのための支援の促進
平成30年	バリアフリー法の施行	● 公共交通施設や建築物等のバリアフリー化の推進、心のバリアフリーの推進
	改正社会福祉法の施行	● 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制（包括的な支援体制）を整備
31年	読書バリアフリー法の施行	● 視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進
令和元年	欠格条項削除一括法の施行	● 成年後見制度を利用した人が、公務員や法人役員といった資格や地位を失う各種法律の「欠格条項」を原則として削除
2年	改正障害者雇用促進法の施行	● 障がい者の雇用を一層促進するため、事業主に対する短時間労働以外の労働が困難な状況にある障がい者の雇入れ及び継続雇用の支援 ● 国及び地方公共団体による障害者活躍推進計画の作成
3年	医療的ケア児支援法の施行	● 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援するための地方公共団体の責務の明記や支援センターの設置の促進等
	障害者差別解消法の改正	● 障がい者への合理的配慮の提供を民間の事業者にも義務付け
	改正社会福祉法の施行	● 地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業（重層的支援体制整備事業）の創設
4年	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行	● 障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に向けた地方公共団体や事業者・国民の責務等を明記
5年	障害者基本計画（第5次）の公表	● 令和5年度から令和9年度までの5年間で、政府が講ずる障がい者施策の最も基本的な計画

●障害者基本計画(第5次)の概要

①本基本計画を通じて実現を目指すべき社会

本基本計画は、次に掲げる社会の実現にも寄与することが期待されている。

- 「一人ひとりの命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を国民全体で共有できる共生社会
- 「誰一人取り残さない」というSDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）の理念とも軌を一にした、障害の有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会
- デジタルの活用により、国民一人一人の特性やニーズ、希望に即したサービスを選ぶことができ、障害の有無にかかわらず多様な幸せが実現できる社会
- 障害者施策が国民の安全・安心や社会経済の進歩につながるしなやかで豊かな社会

②各分野における障害者施策の基本的な方向別のポイント

Ⅲ 各分野における障害者施策の基本的な方向	第5次計画で追加された項目や主な項目、主な視点
1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	● 虐待の早期発見や防止に向けた取組 ● 強度行動障がい等を有する者の支援に関する研修の実施の支援体制整備 ● どの相談窓口等でも対応されないという事案が生じないように取り組む
2. 安全・安心な生活環境の整備	● ソフト面（接遇ガイドライン等の普及・啓発等）、ハード面からのバリアフリー化
3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	● 情報アクセシビリティの向上に向けた、ICT機器の利活用の推進や支援 ● 手話通訳者や点訳者等の育成、確保、派遣
4. 防災、防犯等の推進	● 福祉・防災の関係者が連携した個別避難計画等の策定
5. 行政等における配慮の充実	● 心身の障がい等により制限を付している法令の規定（相対的欠格条項）の見直し
6. 保健・医療の推進	● 切れ目のない退院後の精神障がい者への支援

Ⅲ 各分野における障害者施策の基本的な方向	第5次計画で追加された項目や主な項目、主な視点
7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	● ヤングケアラーを含む家族支援、サービス提供体制の確保 ● 医療的ケア児支援センターが各種支援や研修の実施等を推進 ● 障がい児においても、こどもの意思決定支援等に配慮した必要な支援を推進
8. 教育の振興	● 学校教育における障がいのある幼児児童生徒及び学生に対する支援を推進
9. 雇用・就業、経済的自立の支援	● 地域の関係機関が連携した雇用前・後の一貫した支援、就業・生活両面の一体的支援
10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興	● 障がい者の地域における文化芸術活動の環境づくり、地方公共団体における障がい者による文化芸術活動に関する計画策定の促進 ● 障がいの有無に関わらずスポーツを行うことのできる環境づくり
11. 国際社会での協力・連携の推進	● 障がい者の文化芸術など日本の多様な魅力を発信

資料：内閣府「第5次障害者基本計画概要」等から作成

2. 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

第5次障がい者基本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づき、4障がい者施策の基本方向を総合的、体系的に定めた計画です。福祉をはじめ、保健・医療、教育、就労、生活支援、まちづくり等障がい者関連の施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としており、町の総合計画、地域福祉計画、健康福祉分野の各計画との整合性を確保しながら取り組みます。

第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画は、障がいのある人の地域生活を支援するためのサービス基盤等に係る、令和8年度末における成果目標を設定するとともに、具体的な実施内容サービス必要量を見込み、その提供体制の確保を図るための計画です。

それぞれ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（略称：障害者総合支援法）第88条に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」です。

(2) 計画期間

第5次障がい者基本計画は、令和6年度から令和11年度までの6年間、第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画は、令和6年度から令和8年度の3年間の計画です。

	令和6年度 第5次	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
障がい者基本計画						
障がい福祉計画	第7期			第8期		
障がい児福祉計画	第3期			第4期		

3. 計画の対象

本計画の対象となる「障がい者」の定義については、障害基本法第2条では「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とされています。これを基本とし、高次脳機能障害、てんかんや難病などに起因する障がいのある人などを含めて障がい者基本計画の対象とします。

また、障がい福祉計画は、自立支援給付・地域生活支援事業を利用する方を対象とします。障がい児福祉計画は、児童福祉法で定義されている障がい児を対象とし、障害児通所支援及び障害児入所支援、障害児相談支援の利用者を対象とします。

なお、障がい者施策と介護保険制度は、類似したサービスが多くあります。共通するサービスについては、65歳以上の高齢の障がい者や、特定疾病（脳血管疾患など）に起因する40～64歳の障がい者に対しては、介護保険制度が優先され、制度の目的、機能等が異なるものについては障がい者施策で実施されます。

4. 計画の策定

計画の策定にあたっては、令和5年8月に障害者手帳所持者、障がい福祉サービス利用者へのアンケート調査を実施し、ニーズ等の把握に努めました。また、計画の協議を行うため「九十九里町障がい者計画策定委員会」を組織しました。

第2節 障がい者の状況

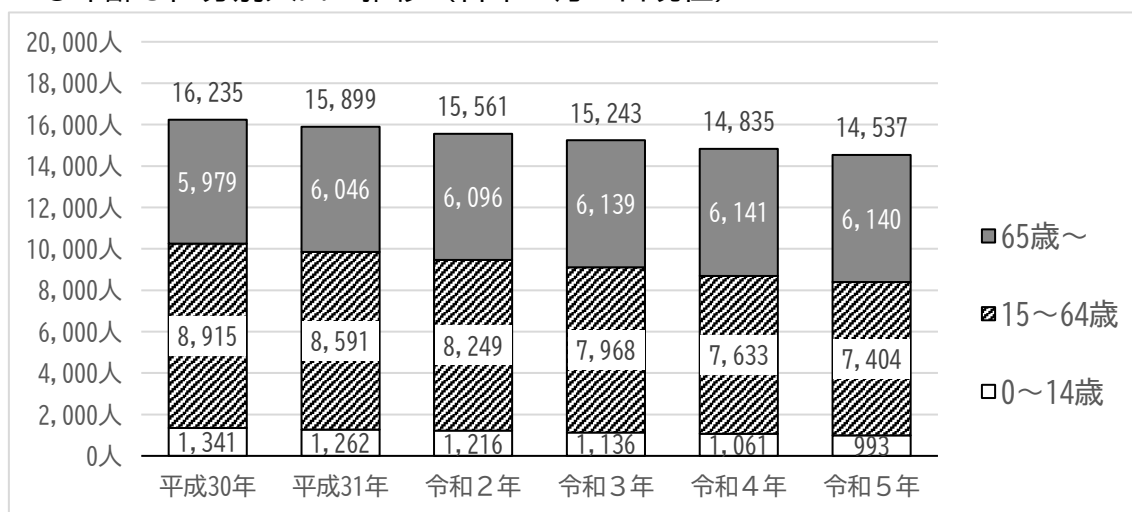
1. 人口の推移

町の人口は、令和5年4月1日現在 14,537 人であり、年々減少しています。

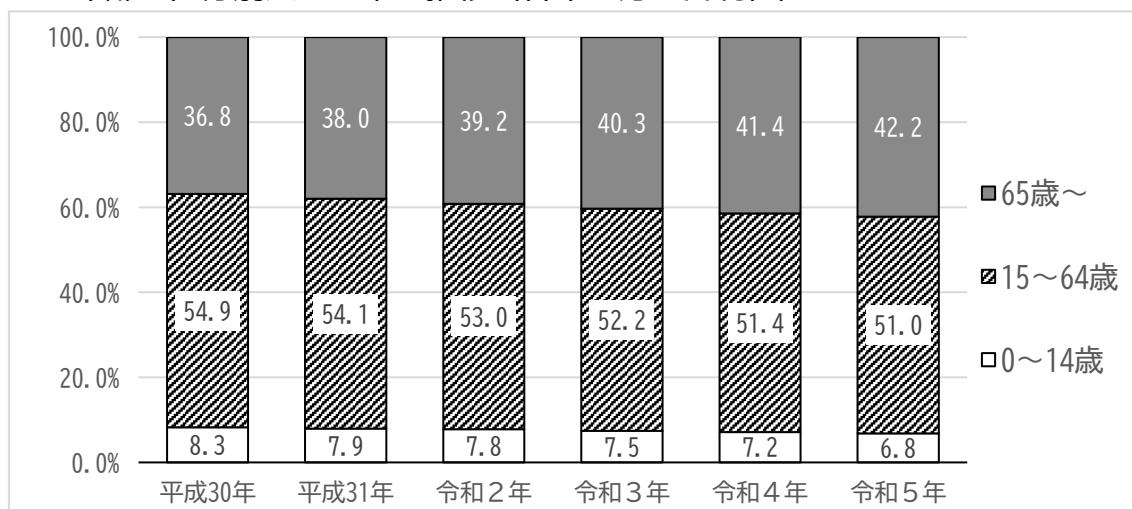
平成30年と比較すると、0～14歳が348人、15～64歳が1,511人の減少となっている一方、65歳以上は161人増加しており、少子高齢化が進展しています。

年齢3区分別人口比率は、令和5年4月1日現在、0～14歳が6.8%、15～64歳が51.0%、65歳以上は42.2%となっており、65歳以上の高齢化率が上昇しています。

●年齢3区分別人口の推移（各年4月1日現在）



●年齢3区分別人口比率の推移（各年4月1日現在）



資料：千葉県年齢別・町丁字別人口（住民基本台帳人口）

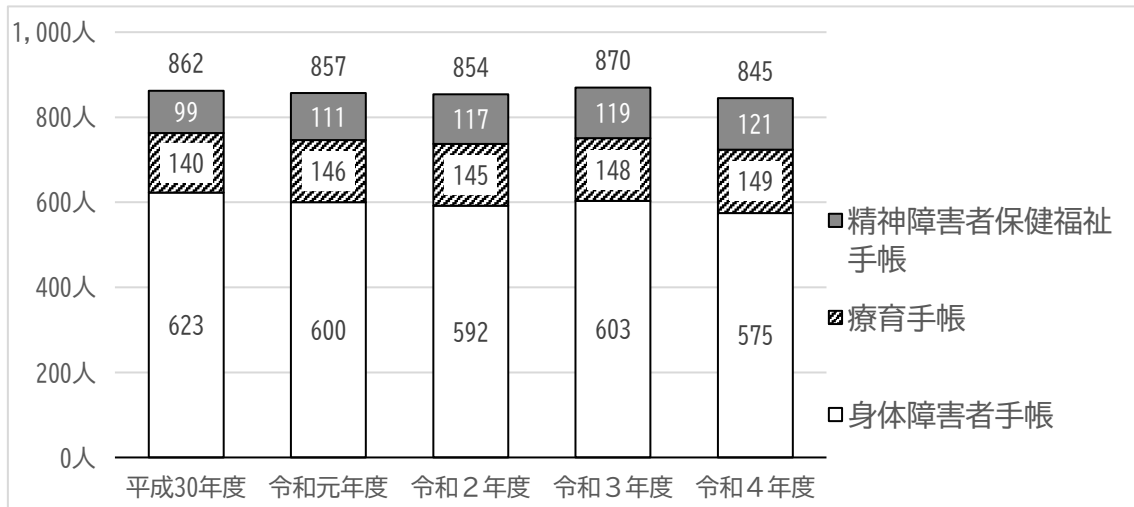
2. 障害者手帳所持者等の状況

(1) 3種の障害者手帳所持者数の推移

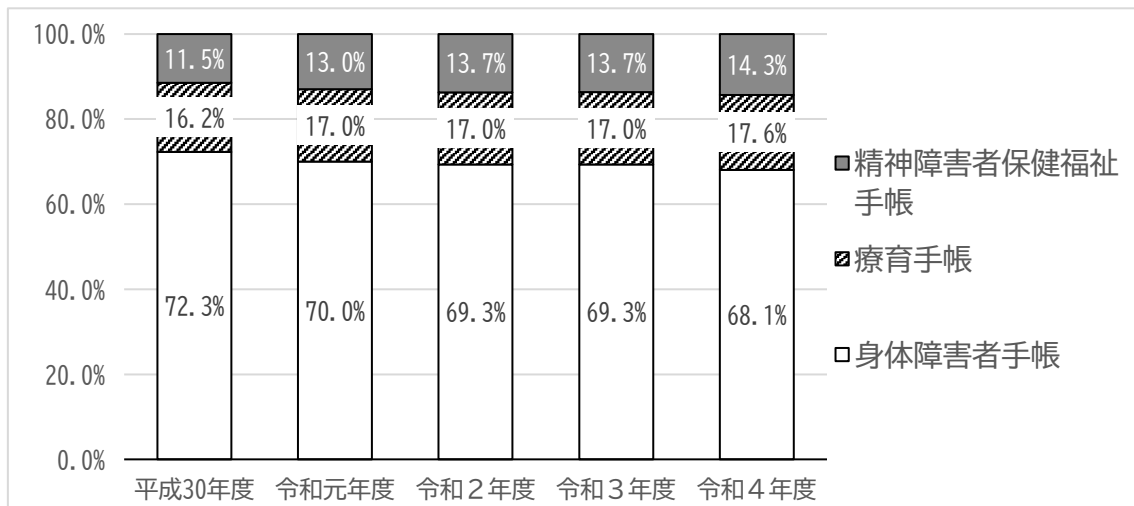
障害者手帳の所持者数は、合計で令和4年度現在 845 人となっており、ここ5年は概ね横ばいで推移しています。

手帳の種類別では、身体障害者手帳が 68.1%を占め、療育手帳が 17.6%、精神障害者保健福祉手帳が 14.3%となっており、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳所持者の割合が上昇しています。

●障害者手帳所持者数の推移（各年度末現在）



●障害者手帳所持者割合の推移（各年度末現在）



資料：町担当課資料

(2) 身体障害者手帳所持者の状況

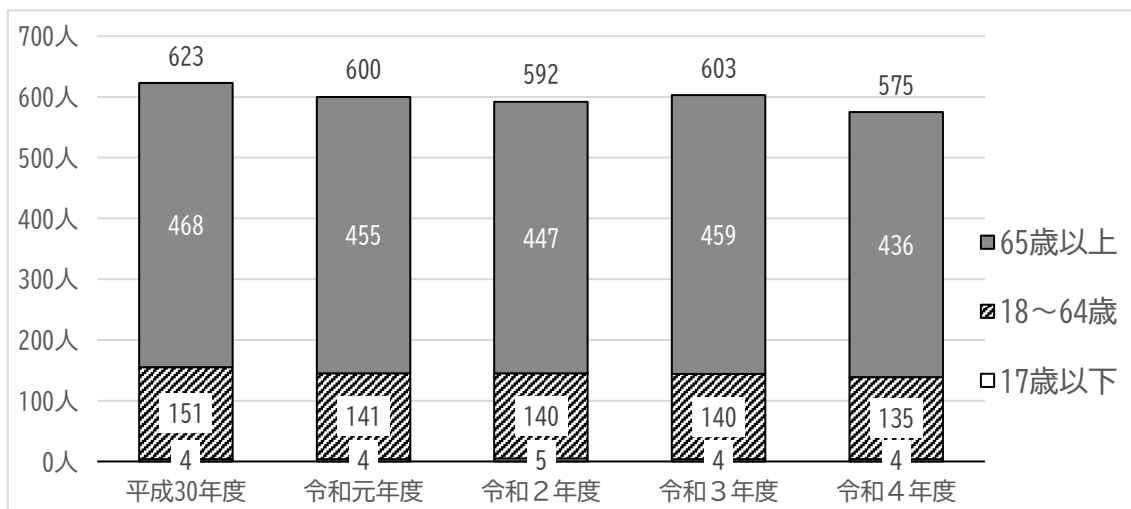
身体障害者手帳の所持者数は、令和4年度現在 575 人で概ね減少傾向で推移しています。

年齢別では、65 歳以上が 436 人と全体の 75.8%を占めています。

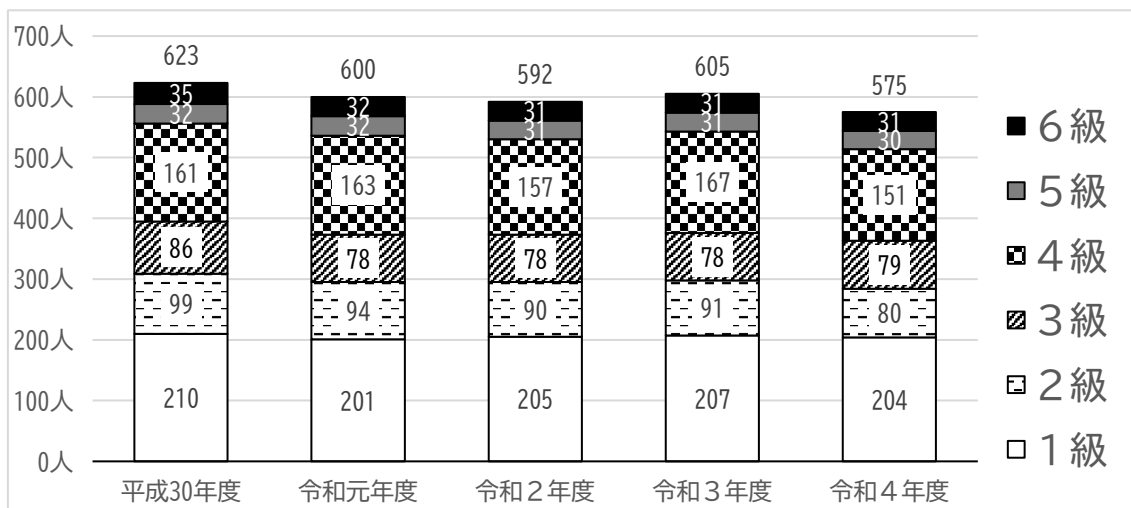
等級別では、1 級が 204 人 (35.5%) と多く、次いで4 級が 151 人 (26.3%)、2 級が 80 人 (13.9%) と続いています。

障がいの種類では、肢体不自由が 45.6%、内部障害が 39.7%となっており、この2つで全体の 85.3%を占めています。

●身体障害者手帳所持者数の年齢別推移 (各年度末現在)

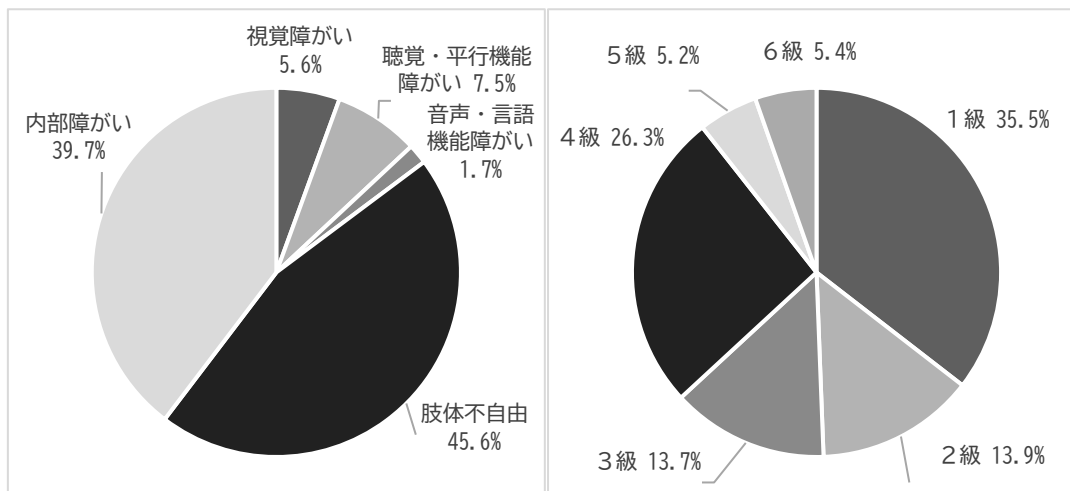


●身体障害者手帳所持者数の等級別推移 (各年度末現在)



資料：町担当課資料

●等級別・種類別所持割合（令和4年度 575人）



資料：町担当課資料

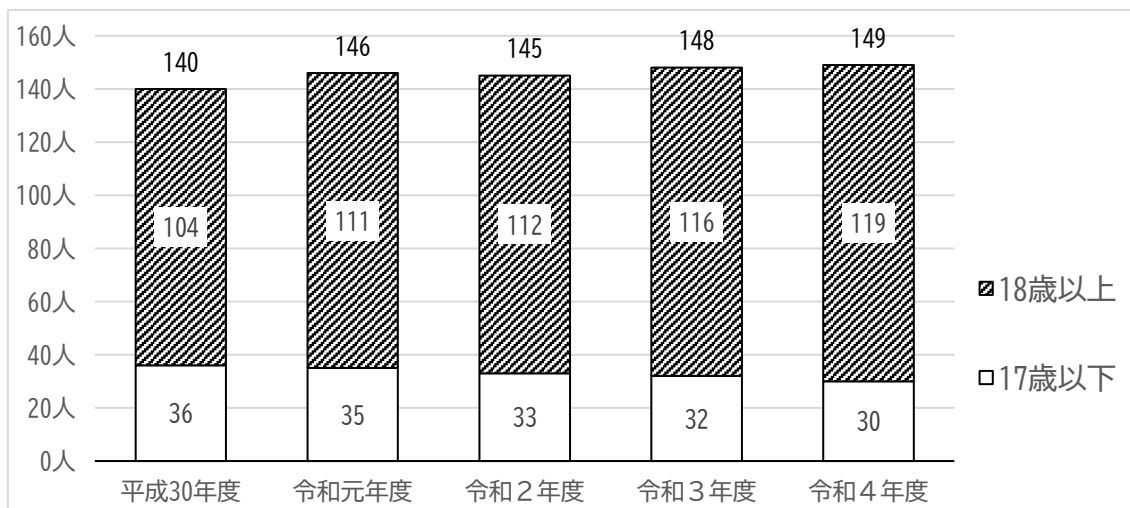
（3）療育手帳所持者の状況

療育手帳の所持者数は、令和4年度現在 149 人で概ね増加傾向で推移しています。

年齢別では、18 歳以上が 119 人と全体の 79.9%を占めており、18 歳以上の割合が年々上昇しています。

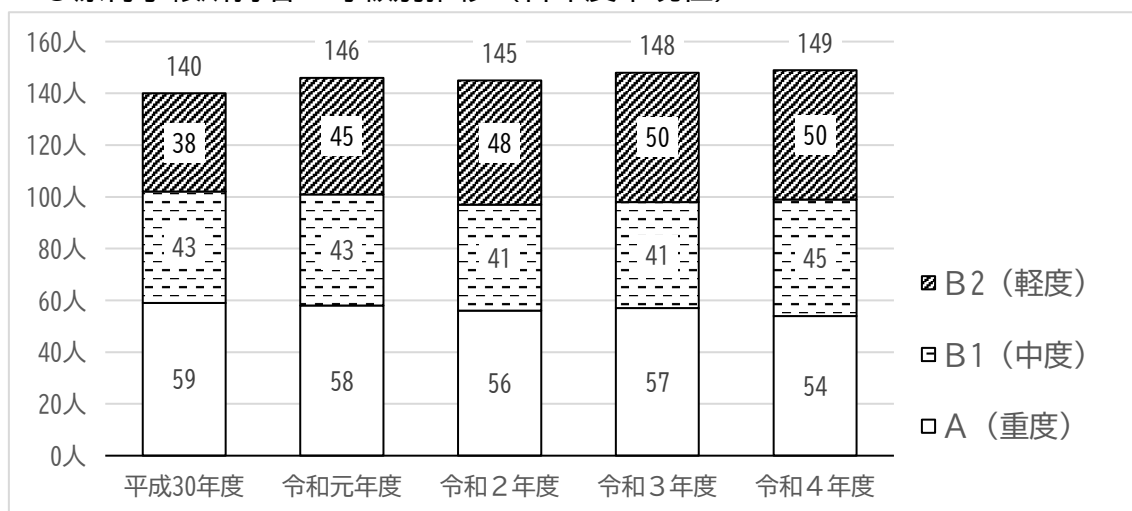
手帳の等級別では、A（重度）が 54 人と最も多く、割合としてはA（重度）、B1（中度）、B2（軽度）のいずれも 30%台となっています。

●療育手帳所持者の年齢別推移（各年度末現在）

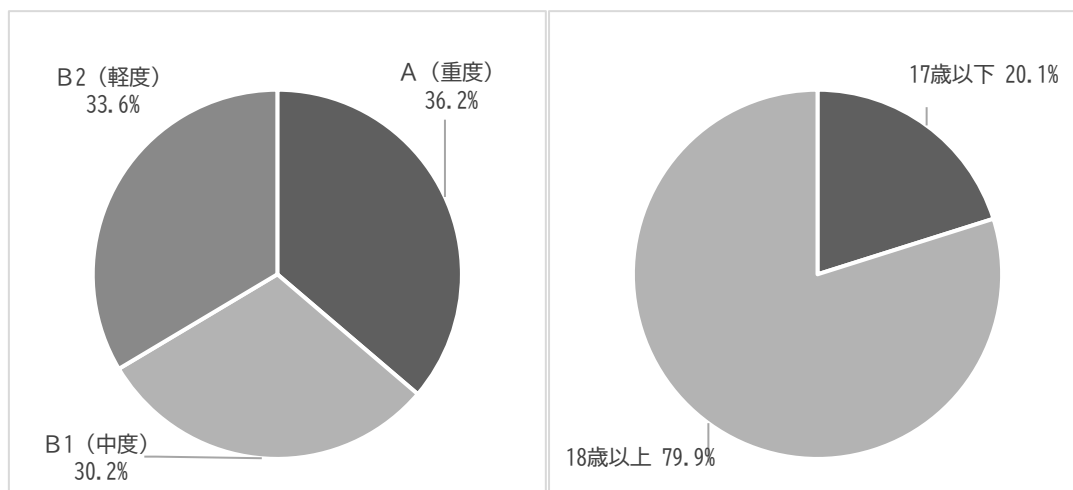


資料：町担当課資料

●療育手帳所持者の等級別推移（各年度末現在）



●年齢別・等級別所持割合（令和4年度 149人）



資料：町担当課資料

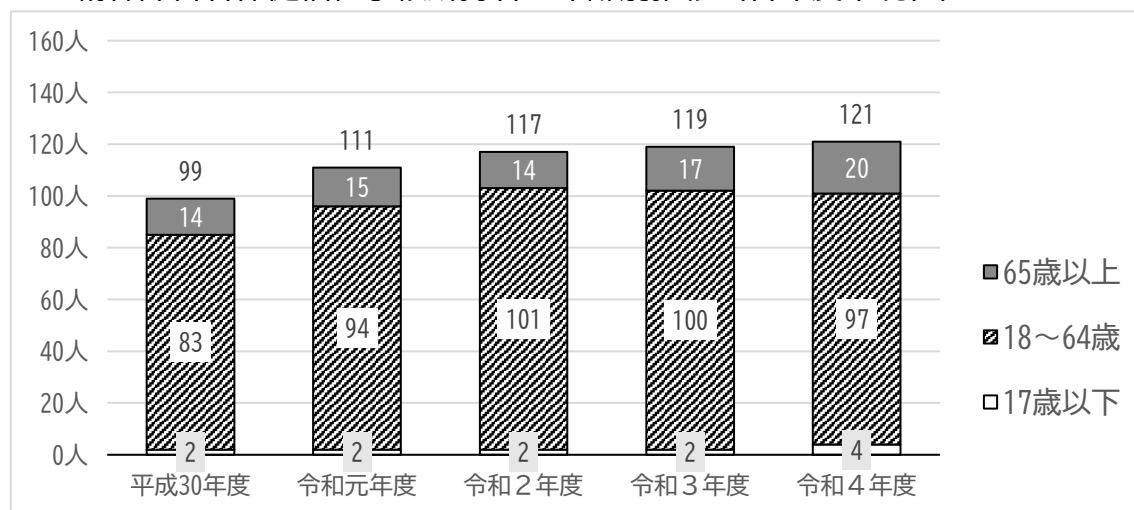
（４）精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、令和４年度現在 121 人と増加傾向で推移しています。

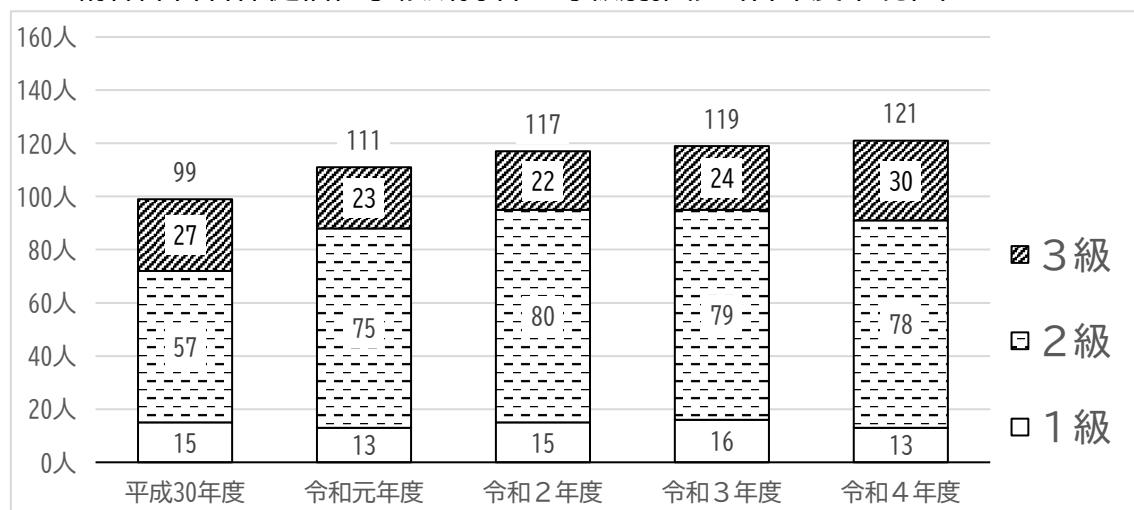
年齢別では、18 歳～64 歳が 97 人と全体の 80.2%を占めています。

手帳の等級別では、２級が 78 人と全体の 64.5%を占めています。

●精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢別推移（各年度末現在）

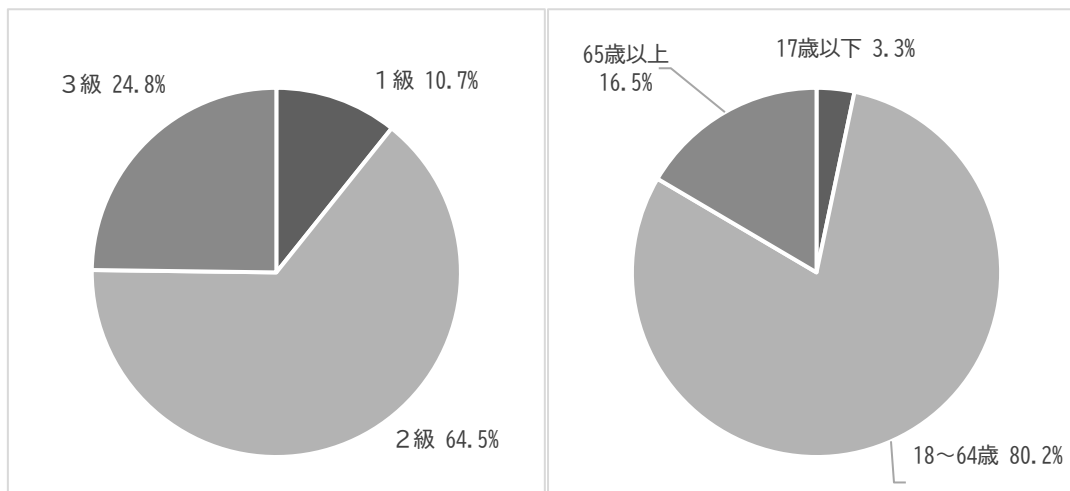


●精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別推移（各年度末現在）



資料：町担当課資料

●年齢別・等級別所持割合（令和4年度 121人）



資料：町担当課資料

（5）医療費制度、福祉手当等

●医療助成制度受給者数の推移（各年度末現在）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
自立支援医療（精神通院）	203	220	249	229	238
自立支援医療（更生医療）	10	9	10	10	9
自立支援医療（育成医療）	1	2	1	1	1

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
重度心身障害者医療費助成 実利用者数	268	251	252	252	233

資料：町担当課資料

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指定難病医療給付受給者数	111	110	112	98	102

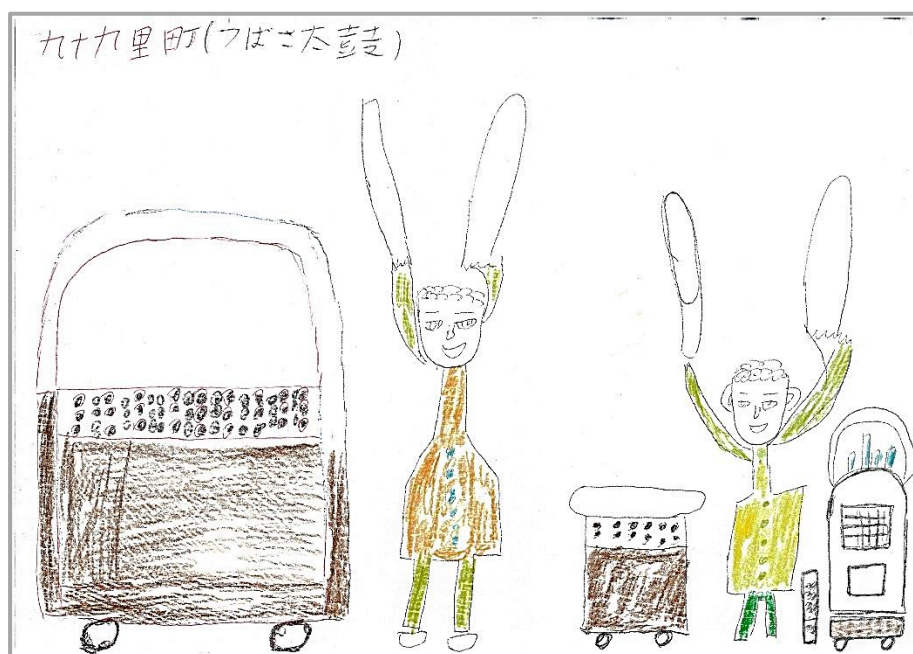
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小児慢性特定疾病医療給付 受給者数	9	7	7	8	7

資料：山武健康福祉センター事業年報

●各種福祉手当支給者数の推移（各年度末現在）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
特別障害者手当		16	17	17	16	21
障害児福祉手当		10	7	7	5	5
特別児童扶養手当		26	24	23	23	21
在宅重度 障害者福 祉手当	在宅重度知的障 害者福祉手当	5	4	4	4	4
	寝たきり身体障 害者福祉手当	0	0	0	0	0

資料：町担当課資料



3. アンケート調査からみた障がい者の状況等

令和5年8月に町が実施した手帳所持者等へのアンケート調査に基づき、障がいのある人や介助者の状況、意向等を整理すると、次のとおりです。

(1) 障がい等の状況と暮らしの意向

- 回答者の障がいの種類は、身体障がいが約半数、知的障がいと精神障がいそれぞれ約2割などとなっており、医療的ケアを必要とする人は約4割(35.2%)です。
- 現在、グループホームで暮らしている人は回答者の1.9%であり、将来生活したい場所としてグループホームを希望している人は全体の約1割(9.9%)で、同割合は前回調査(令和2年)の8.6%から微増となっています。
- 自宅や地域での自立した生活に対する支援は、「経済的な負担が軽減されること」が約6割(63.8%)と最上位で、次いで「必要な生活支援サービスが利用できること」、「必要な医療的ケアが受けられること」と続いています。

(2) 児童福祉サービスの利用状況と利用意向

- 回答者(18歳未満対象)のうち、児童福祉サービスを利用している人は約7割(72.2%)で、「児童発達支援」や「放課後等デイサービス」の利用が比較的多い状況です。
- サービスの満足度は約9割(92.3%)となっています。
- 園や学校に求めることは、「障がいや発達課題などに対する、教師や他の児童・生徒の理解と配慮」が約7割(66.7%)で最上位です。
- 園や学校への入学にあたって困ったことは「どこに相談すればよいかわからなかった」が4割強(44.4%)で最上位となっています。

(3) 就労の状況と意向

- 現在働いている人は、18～64歳の約4割(40.4%)です。
- 就労形態は、身体障がいの場合は「企業での障がい者枠ではない一般就労」、精神障がいと高次脳機能障がいは「企業での障がい者枠での一般就労」、知的障がい、難病患者、発達障がいは「就労継続支援B型事業所(作業所)」が比較的多い状況です。
- 就労支援として必要なことは、「職場の上司や同僚に障がいへの理解がある」、「能力や適性の把握など、仕事を選ぶ支援をしてくれる」、「短時間勤務や勤務日数等の配慮がある」が上位であり、障がいへの理解、アセスメント、必要な合理的配慮が求められています。

（４）相談や情報入手の状況と満足度

- 生活での困りごとや不安の相談先は、「家族や親戚」（約８割）に次いで、「かかりつけの医師や看護師」が約３割と比較的多い状況であり、福祉サービスなどに関する情報の入手先も、メディア以外では「かかりつけの医師や看護師」が最上位です。
- 情報の入手やコミュニケーションの支援として、「パソコンのソフトウェアやスマートフォンのアプリ」を使用している人が約３割（29.1%）となっています。
- 町からの情報提供に対する満足度は、「情報の入手がしやすい」という人は約２割（18.3%）で、「情報の入手がしにくい」という人（23.0%）の方が多い状況です。
- 町の窓口での相談対応は、「相談がしやすい」という人は約３割（27.7%）で、「相談がしにくい」という人（16.0%）を上回っています。

（５）障がい福祉サービス等の利用の状況と意向

- 回答者のうち２割強（24.0%）がいずれかの障がい福祉サービスを利用しており、サービスの満足度は「満足している」（23.1%）、「やや満足している」（38.5%）で、合わせて約６割（61.6%）という状況です。
- 現在利用しているサービスに不満な理由の上位には、「希望するサービスが不足している」、「利用料が高い」などがあがっています。
- 障がい福祉サービスの今後の利用希望率は、「相談支援」が 20.2%（現在の利用率は 6.6%）で最も高く、次いで「居宅介護（ホームヘルプサービス）」、「就労選択支援」、「就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）」と続いており、相談支援に加え、居宅での介護や家事援助、就労に関する支援サービスが上位にあがっています。
- 65 歳以上の人の介護保険の認定状況は、認定を「受けていない」人が約８割（76.4%）となっています。

（６）差別や権利擁護に関する状況と意向

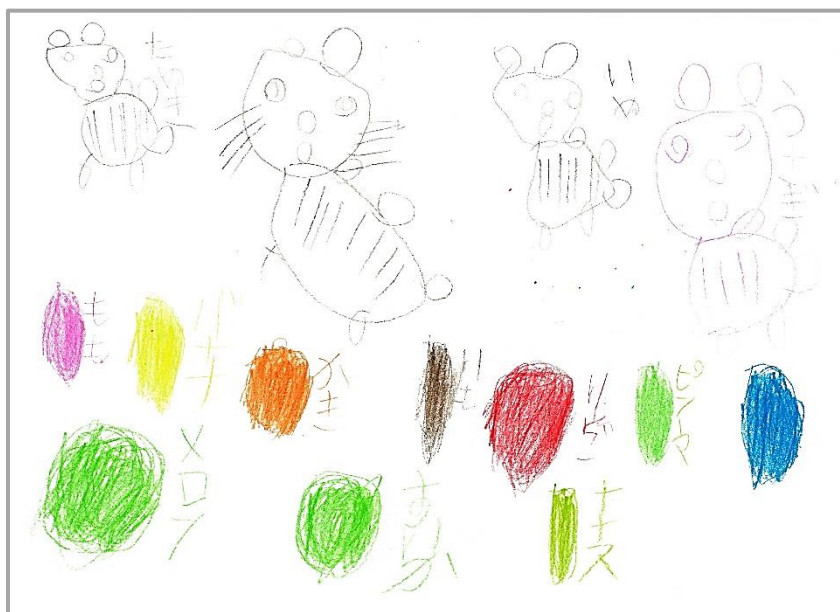
- 障がいを理由とする差別や嫌な思いをした経験は、３割強（35.7%）となっており、特に発達障がいや知的障がい、精神障がいでその割合が高い状況です。
- 虐待について相談できる場所の認知度は約２割（20.2%）にとどまっており、その周知が求められます。
- 成年後見制度の認知度は約５割（47.4%）となっており、今後の利用希望率（ぜひ利用したい、まあ利用したい）は 7.9%となっています。

(7) 外出に関する状況

- 外出に関して「いつも支援が必要」など、支援を必要とする人は約3割（27.8%）です。
- 外出時の移動手段は、自身又は家族が運転する自家用車が比較的多く、公共交通であるバス、鉄道はそれぞれ約1割、タクシーは2.1%、福祉タクシーは0.5%という状況です。
- 外出するときに困ることは、「公共交通機関がない、又は少ない」が最上位であり、知的障がいや発達障がいの場合は「困ったときにどうすればいいのか心配」と「周囲とのコミュニケーション全般」をあげる人が最も多い状況です。

（８）介助者の状況

- 調査回答者の約4割は介助を必要としていない状況です。介助者がいる場合は、父母・祖父母が最も多く、次いで配偶者（夫又は妻）となっています。
- 介助している家族の年齢は、働いている年齢層である 18～59 歳が約3割（31.5%）、高年齢層である 70 歳以上が約3割（26.1%）であり、介助と仕事の両立の支援とともに、介助者の高齢化への対応が求められます。
- いわゆるヤングケアラーと呼ばれる 18 歳未満の人は今回の調査の回答者にはいない状況です。



第3節 障がい者施策の重点課題

本計画期間中に取り組むべき重点課題は、次のとおりです。

課題1：相談支援や情報提供の充実

本町では、地域の相談支援の拠点として、令和4年4月に圏域（山武郡市3市3町）で「山武郡市障がい者基幹相談支援センター」を設置しました。

今後も、基幹相談支援センターを中心に、相談機関相互の連携体制の強化を進める必要があるほか、アンケート調査で多くの人が相談先としてあげた「かかりつけ医」などの医療機関をはじめ、多分野（子ども・子育て、介護、生活困窮等）の相談機関等との連携による、包括的な相談支援の充実が求められます。

また、アンケート調査に基づく情報提供や相談対応の満足度を踏まえつつ、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づき、情報入手の支援とともに、福祉サービスの利用等に際しての意思決定支援の取組を進める必要があります。

課題2：差別解消と権利擁護の取組の充実

本町では、虐待防止センターを社会福祉課に設置し、関係機関と連携を図りつつ通報等に対応しているほか、自立支援協議会に障害者差別解消支援地域協議会を設置するなど、障がい者の権利擁護のための取組に努めています。

今後も差別解消と権利擁護に向けて、民間事業所と連携を図りつつ、官民一体で必要な合理的配慮の提供に努めるとともに、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用を支援していく必要があります。

課題3：地域生活への移行・定着とその基盤整備

本町では、福祉施設や病院からの地域への移行・定着にあたり、圏域で地域生活支援拠点の整備を図っているほか、精神障がい者への対応にあたっては、「山武圏域精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築会議」を定期開催し、取組を進めています。

今後も圏域で連携を図りつつ、親亡き後の暮らしの場の確保とともに、自宅や地域での生活の継続、地域移行・地域定着支援に向けて、重度障がいに対応する体制の構築や、在宅サービス、地域生活支援事業などのサービス基盤の確保を図ることが課題です。

課題4：インクルーシブ教育の推進と就労促進

本町では、町内のこども園で障がい児や支援が必要な児童の受け入れを図っているほか、発達の遅れが確認できる児童に対して、児童発達支援や放課後等デイサービスをはじめ、必要なサービスの利用支援を図っています。

また学校では、個別の指導計画や教育支援計画を作成、また必要に応じ介助員を配置するなど、保護者と合意形成を図りながら、特別支援教育を推進しています。

さらに、障がい者の一般就労の促進に向けて、庁内雇用の確保（法定雇用率2.6%以上を達成）を図っているほか、就労移行支援や就労継続支援などを通じた支援に努めています。

今後も、障がい者の自立と社会参加に向けて、児童一人ひとりの特性や多様なニーズに対応した教育・保育の推進とともに、関係機関や事業所を連携し、就労選択から就労定着への支援まで、就労に関する総合的な支援が求められます。

課題5：移動や安全に対する支援の充実

本町では、令和3年度より交通弱者を対象とするタクシー利用料の一部を助成する実証実験を行っているほか、令和4年度の地域公共交通会議の設置、令和5年度に公共交通計画の策定など、住民の移動を支援するための取組に努めています。

また、災害対策にあたっては、令和5年3月に町避難行動要支援者登録制度実施要綱を整備し、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者に対する個別避難計画の作成を進めています。

今後も、障がい者の地域での自立した生活や社会参加を支援するために、移動支援のための取組の充実とともに、防災・防犯対策など、安全・安心のための施策の推進が課題です。

第4節 計画の基本方針

1. 基本理念

**障がいのある人もない人も助け合い
支え合って共に生きる 九十九里**

ライフステージに沿った包括的な施策の展開

障がい者施策は、保健・医療・福祉、生活環境、就労など、分野ごとに細分化され、多様な担い手によって提供されています。また、住民の生活課題が複合化・複雑化（障がいのある子どもの介助者が認知症、子育てと介護のダブルケア、18歳未満の子どもが親の世話をするヤングケアラーなど）する中、地域ぐるみのまちづくりを進めていくことが求められます。

このことから今後も分野横断的に施策を展し、ライフステージに沿った切れ目のない包括的な支援と迅速・的確なサービス提供を図ります。

障がいのある人もない人も地域みんなで取り組む活動の推進

「我が事・丸ごと」の地域づくりとして、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、あらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる町の実現や地域の実情にあった支援やサービスの実施に取り組んでいく必要があります。

2. 基本目標

基本理念の実現に向けて、3つの基本目標を掲げて推進します。

基本目標1 地域で暮らす基盤づくり

障がい者が地域で安心して生活できるよう相談支援と情報提供、権利擁護の充実を図るとともに、日中活動や居住の場をはじめ、自立した生活を支える障がい福祉サービスの提供基盤の確保を図ります。

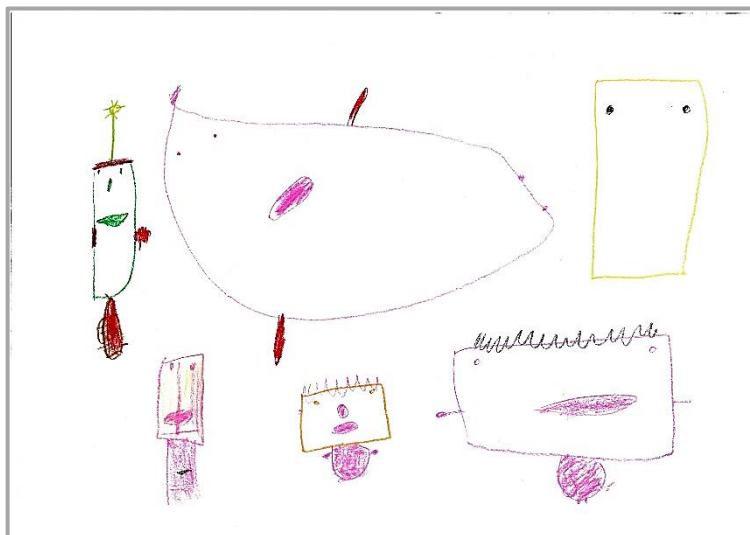
あわせて、発育・発達に支援を必要とする子どもの療育とともに、障がいの有無にかかわらない就学前教育・保育、子育て支援の充実のほか、町内外の機関と連携しつつ、必要な医療の確保に努めます。

基本目標2 自立と社会参加を進める機会づくり

子ども一人ひとりの能力と可能性を伸ばす教育を推進するとともに、働く意欲のある障がい者の適性と能力に応じた就労支援、スポーツ・レクリエーション等や文化活動の場づくりなど通じて、障がい者の多様な社会参加と自立した生活を支援します。

基本目標3 互いに認め合い安心できる環境づくり

障がいのある人の様々な障壁（バリア）を取り除き、障がいについての理解を深め、差別解消につなげていくとともに、地域で協力し合い、支え合う、安全・安心の環境づくりを進めます。



第2章 第5次障がい者基本計画

第1節 地域で暮らす基盤づくり

1. 相談体制と情報提供の充実

(1) 相談支援

①現状と課題

本町では、社会福祉課を中心に庁内各課(局)や社会福祉協議会が連携し、相談支援に対応しているとともに、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員児童委員・主任児童委員など、地域の相談支援者とも連携して、アウトリーチ(訪問支援)に努めています。

また、令和4年4月に山武郡市3市3町で「山武郡市障がい者基幹相談支援センター さんサポ」を設置し、障がい者や家族からの相談対応、支援機関のサポート・連携強化を図りました。

今後も、障がい者や家族等が、身近な場所で気軽に悩みや生活課題を相談でき、包括的に支援が行えるよう、関係機関・関係者の連携による相談支援体制の強化が求められます。

②施策内容

- 障がい者の高齢化や障がいの重度化、発達障がい・高次脳機能障がいなどをはじめとする障がいの多様化、そして親亡き後を見据え、障がい者や家族等が抱える複合的な問題の解決に向け、各部門が一層連携を強化しながら、助言や情報提供、他機関との調整など総合的な相談体制づくりに努めていきます。そのために、社会福祉課が障がい者支援の第一義的な窓口となるとともに、庁内各課、社会福祉協議会、基幹相談支援センター、相談支援事業所等とのネットワークづくりを進めます。
- 今後は、障がい福祉サービス利用量が増加し、地域移行・地域定着を進め、相談支援の重要度が高まってくることが見込まれます。相談支援体制の強化に向けて、相談支援事業者と連携してサービス提供機関、サービス利用計画の作成など連絡調整を図っていきます。
- 各相談場所では、様々な状況の障がい者が気軽に相談や情報提供が受けられるよう、プライバシーに配慮した対応やそのための相談場所の確保、絵記号等の活用などに努めます。

●山武郡市障がい者基幹相談支援センター さんサポ

山武郡市障がい者基幹相談支援センター「さんサポ」は、障がいのある方が安心して生活できるよう、ご本人、ご家族、関係機関の方などから困りごとや希望をうかがい、解決に向けて一緒に考え、情報提供や適切な機関への紹介などを行う総合相談窓口です。

	概要
対象者	山武郡市内（東金市・山武市・大網白里市・九十九里町・芝山町・横芝光町）在住の障がいのある人及びそのご家族、支援者など 年齢や障がい種別、障がい者手帳の有無は問いません。
対応内容	○障がいに関する総合的な相談 ○障がいサービス等に関する情報提供や利用の支援 ○権利擁護のために必要な支援 ○障がい者虐待防止に関する相談・通報 など
窓口開設時間	月～金曜日までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで （祝日、12 月 29 日～1 月 3 日は除く） ※窓口開設時間外の緊急時の対応や障がい者虐待に関する相談・通報受付は電話転送により対応
相談方法	来所・電話・ファクス・E メール・訪問など、相談者の状況に応じて対応



（２）権利擁護の推進

①現状と課題

本町では、障害者差別解消法に基づき「九十九里町職員における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を作成し、この要領に基づき各業務において必要な合理的配慮の提供に努めています。

また、成年後見制度に関する相談や利用は、基幹相談支援センター、相談支援事業所等と連携し支援を行っているほか、社会福祉協議会では日常生活自立支援事業を実施しており、必要に応じて中核地域生活支援センターと連携し、「千葉県後見支援センターすまいる」（千葉県社会福祉協議会）につないでいます。

さらに、虐待への対応については、社会福祉課に設置している障害者虐待防止センターを通じて、関係機関と連携を図り、虐待通報ケースへの迅速な対応に努めています。

今後も、障害者差別解消法に基づく取組を推進するほか、虐待や金銭詐取といった権利侵害の防止・救済など、障がい者の権利を守る仕組みの強化が求められています。

●成年後見制度・日常生活自立支援事業の概要

区分	内 容	
成年後見制度	(1)法定後見 (判断能力が衰えた後)	①後見：ほとんど判断できない人が対象 ②保佐：判断能力が著しく不十分な人が対象 ③補助：判断能力が不十分な人が対象
	(2)任意後見（判断能力が衰える前に、将来のことを決めておく）	
日常生活自立支援事業	福祉サービスの利用や日常生活上の金銭管理などの援助	

②施策内容

- 障害者差別解消法の改正に伴い、令和６年４月より民間事業者による合理的配慮の提供が義務化されることを踏まえつつ、障がいを理由とする差別の解消に向けて、官民が連携しつつ必要な合理的配慮の実施に努めます。
- 「九十九里町職員における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づき、今後も各課において必要な合理的配慮の提供に努めます。
- 自立支援協議会に設置した障害者差別解消支援地域協議会を通じて、地域をあげて差別解消に取り組んでいきます。
- 家庭・地域での虐待や金銭詐取などに関する意識・認識を深めるための啓発に努めます。

- 障害者虐待防止センターの活動を通じて、相談体制の確立と虐待防止ネットワークの強化を図ります。夜間や休日は基幹相談支援センターにて通報の受付を行います。
- 成年後見制度の普及啓発に努め、制度利用につなげるための支援に取り組めます。

（３）情報提供とコミュニケーションの支援

①現状と課題

本町では、「障がい者福祉のしおり」を窓口を設置し、手帳交付の際に配布し福祉サービス情報の提供に努めているほか、広報やホームページを通じて、福祉サービスや支援制度に関する周知に努めています。

また、手話通訳者・要約筆記者派遣事業委託により、手話通訳が必要な人が、必要な時に利用できるよう対応しており、広報にて山武都市手話奉仕員養成研修への参加者募集を行い、手話奉仕員の養成に努めています。

今後も、福祉サービス等の周知とともに、視覚や聴覚、言語障がいや知的障がい、精神障がいの人が地域で自立した生活を送れるよう、意思決定やコミュニケーションの支援の充実が求められます。

②施策内容

- 福祉サービス等に関する情報について、町で作成した「障がい者福祉のしおり」やホームページの有効活用をはじめ、様々な方法等を取り入れて情報提供に努めます。
- 地域生活支援事業の「日常生活用具給付事業」や「コミュニケーション支援事業」などを活用しながら、在宅でのコミュニケーションを支援する情報・意思疎通支援用具の給付を行うとともに、行事・イベントなどでの手話奉仕員や要約筆記者の活用、点字、音声コード、音声翻訳ソフトの活用など、障がいの特性に応じた幅広い情報の提供を行います。
- 手話で日常会話を行うために必要な「手話における単語」及び「手話表現技術」の習得を図るため、山武都市手話奉仕員養成研修への住民の参加を促進します。

2. 生活を支えるサービスの推進

(1) 支援体制の構築とサービスの質の確保

①現状と課題

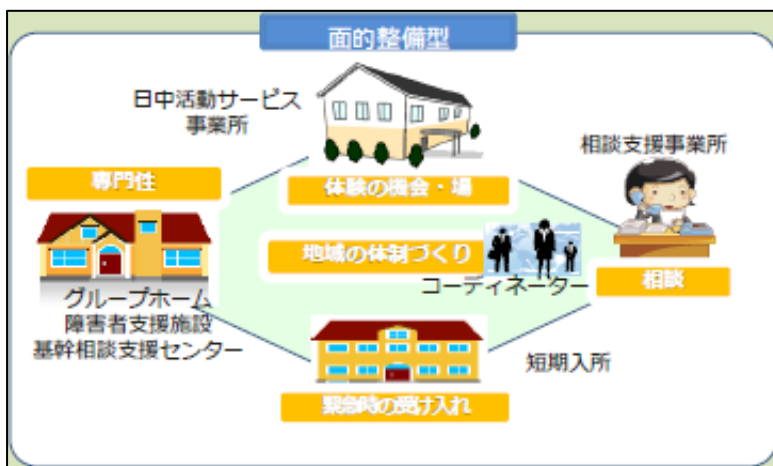
本町では、障がいの重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えつつ、在宅生活の継続や福祉施設や病院からの地域移行・定着支援を促進するために、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つを柱とする、地域生活支援拠点を圏域での整備を図っています。

また、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域包括ケアシステム構築会議を設置し、協議を行っています。

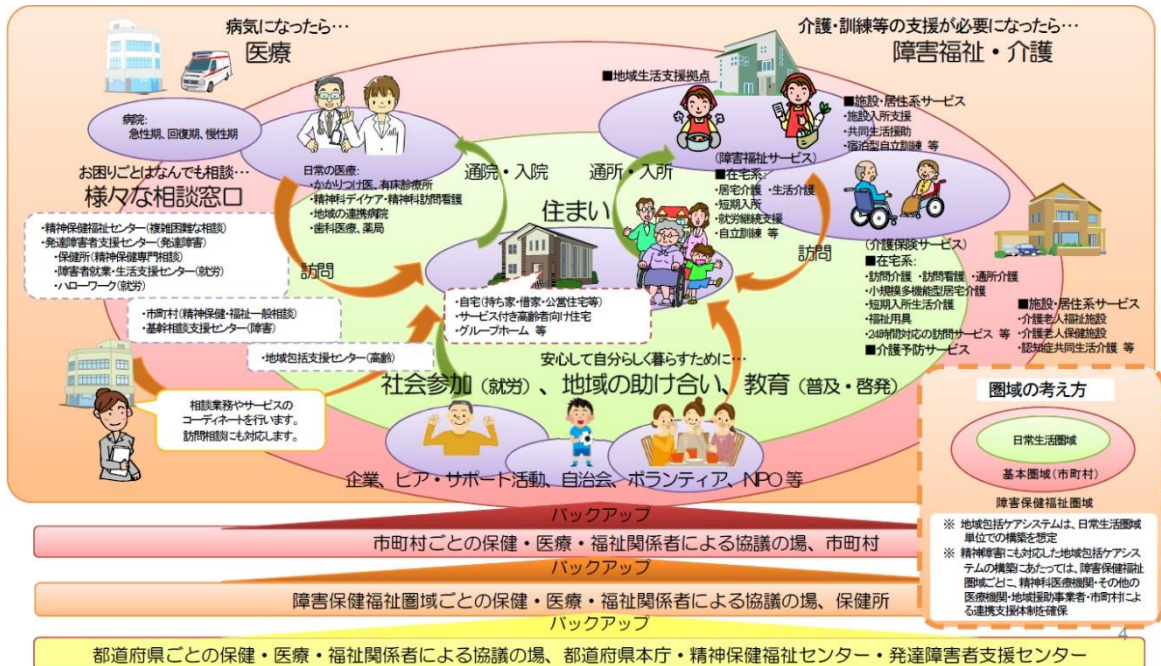
さらに、相談支援事業所やサービス提供事業所と連携を図り、サービスの質の向上に努めています。

今後も、障がい福祉サービス利用者の増加が見込まれることから、地域で障がい者が安心していきいきと生活を送ることができるよう、支援体制の構築を進め、サービスの確保を図っていく必要があります。

●地域生活支援拠点の構築イメージ（多機能拠点型・面的整備型）



●精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築イメージ



②施策内容

- 圏域で地域生活支援拠点を確保し、効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築等、その機能の充実に努めます。
- 障がい福祉サービスの推進に努め、適正な利用を促進します。また、利用者本位のケアマネジメントに向けたサービス利用計画の作成、自立支援給付、地域生活支援事業それぞれのサービス基盤の確保と、サービスの質の向上に努めます。
- 精神障がい者（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む）が地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、様々な機関が連携し、地域の課題を共有し、包括的な支援を行えるよう、地域包括ケアシステム連絡会議で協議していきます。
- 障がい者の高齢化に対応し、円滑なサービス移行を支援するため、共生型サービス（同一の事業所で一体的に介護保険と障がい福祉のサービスを提供する取組）の実施促進とともに、高齢障がい者の利用者負担軽減制度（新高額障害福祉サービス等給付費）の周知を図ります。

(2) 在宅生活の支援

①現状と課題

本町では、在宅支援が必要な人に対して、障害者総合支援法に基づく自立支援給付や地域生活支援事業のほか、町独自の事業として福祉タクシー事業の助成を継続して実施しており、各種手当については広報やホームページで周知を図っています。

今後も、在宅での暮らしを総合的に支援するため、障がい福祉サービスを中心に、手当やその他のサービスを組み合わせて利用し、家族などの介護負担の軽減を図ることが必要です。

●本町の主な在宅生活支援サービス

対 象				名 称	概 要	障害者総合支援法の摘要
身体	知的	精神	児童			
○	○	○	○	ホームヘルプサービス(居宅介護)	家庭への訪問介護員の派遣、通院の付き添い等	自立支援給付
○			○	重度訪問介護	重度肢体不自由者への訪問介護員の派遣、移動介護等	自立支援給付
	○	○	○	行動援護	外出時の移動介護等	自立支援給付
○				同行援護	視覚障がい者の外出時の移動介護等	自立支援給付
○	○		○	重度障害者等包括支援	最重度の障がい者にホームヘルプサービスなど各種サービスを提供	自立支援給付
○	○	○	○	ショートステイ(短期入所)	障害者入所施設等への短期間の宿泊	自立支援給付
○				訪問入浴サービス	入浴車で訪問し、入浴を介護	地域生活支援事業
○			○	コミュニケーション支援事業	手話通訳者、要約筆記者の派遣	地域生活支援事業
○	○	○	○	移動支援事業	自立支援給付の移動介護等の対象外の外出支援	地域生活支援事業
○			○	補装具費の支給	身体機能を補完するために体に装着する補装具の購入・修理費用の支給	自立支援給付
○	○		○	日常生活用具の給付	日常生活を支援する用具の支給	地域生活支援事業
○	○	○		障害年金	国民年金の障害基礎年金、厚生年金の障害厚生年金など、国の年金制度に基づく支給	
○	○	○	○	特別障害者手当等	所得保障として年金制度を補完する特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当(経過措置分)、特別児童扶養手当の支給	
○	○			在宅重度知的障害者・寝たきり身体障害者福祉手当	在宅重度知的障がい者と寝たきりの身体障がい者に手当を支給	
○	○	○	○	重度心身障害者(児)医療費助成	1～2級の身体障がい者(児)とA以上の知的障がい者(児)、1級の精神障がい者に医療費自己負担分を助成	
○	○	○	○	県心身障害者扶養年金	保護者が亡くなった後の障がい者に年金を終身支給。加入し掛金を積み立てることが必要	

対 象				名 称	概 要	障害者総合 支援法の摘要
身体	知的	精神	児 童			
○	○	○	○	税制上の特別措置	所得税、住民税の障がい者控除等	
○	○	○	○	利用料等の特別措置	公共交通運賃、公共施設入園料の割引等	
○	○			町福祉タクシー利用助成	重度の身体・知的障がい者にタクシー初乗り料金分の利用券を年間最大24枚支給	

②施策内容

- 障害者総合支援法に基づき、自立支援給付の訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）や補装具費等の円滑な提供を図るとともに、地域生活支援事業における日常生活用具給付などの充実に努めます。
- 障害者総合支援法以外の事業・サービスについては、町独自の「福祉タクシー利用助成」などの事業を利用者ニーズに基づき柔軟に運営していくとともに、経済的自立に向けた手当支給制度の周知、国・県の生活支援サービスの迅速・的確な提供を図ります。

（３）日中活動への支援の充実

①現状と課題

本町では、日中活動の場として訓練・作業・交流などを行う「九十九里町福祉作業所」において、在宅の知的障がい者又は、身体障がい者で就業が困難な人に必要な指導や訓練を実施しています。

また、町内及び圏域内のサービス事業所や地域生活支援センターにおいて、日中活動の場が提供されています。

今後も、特別支援学校卒業生の日中活動を支援する場の確保とともに、強度行動障がいをはじめ、重度障がいを含む支援の場の確保に努める必要があります。

②施策内容

- 利用者ニーズと施設運営主体の意向を把握しながら、訓練の場、創作活動の場など日中活動の場の拡充に向け、町内外の社会福祉法人やNPO法人等による通所型サービスの充実に努めます。

（４）居住の場の確保

①現状と課題

本町では、障がい福祉サービスにおける居住系サービスとして、町外の障害者支援施設への施設入所支援とともに、共同生活援助（グループホーム）を提供しています。

また、地域生活支援事業で町外の「福祉ホーム」の入所支援と、千葉県の実業による「知的障害者生活ホーム」や「精神障害者ふれあいホーム」があります。

共同生活援助（グループホーム）については、利用者に家賃の一部補助を実施しており、今後も「親亡き後」における地域の居住の場を圏域で連携して提供していくことが課題です。

②施策内容

- 施設入所支援、共同生活援助（グループホーム）の利用者の状況把握と、生活の質の向上に向けて、自立支援協議会等で検討及び連携を図っていきます。
- 共同生活援助（グループホーム）の確保については、自立支援協議会で継続して協議しながら、確保に向けた支援等を検討します。
- 共同生活援助（グループホーム）利用者の家賃の一部補助については、国の制度を基本に利用者の負担軽減を図るため、充実を図ります。
- グループホームの利用者数が増加する中で、支援の質の確保のほか、グループホーム利用者のうち、一人暮らしを希望する人については、居宅生活への移行や生活の定着への支援に努めます。

3. 障がい等で支援が必要な子どもの育成・教育

(1) 乳幼児期の適切な保健・療育の確保

①現状と課題

本町では、乳幼児健診を通じて発達の遅れが確認できる児童に対して、障がい児通所サービスの利用の促進を図っているほか、妊娠期から出産まで母子やその家族の状況を確認し、支援が必要と判断した場合、電話や訪問などを通じて支援しています。

また、相談支援事業所と連携をとり、利用者のニーズに合わせた利用計画を作成し、サービスの提供を行っています。

今後も乳幼児期において、疾病や障がいの早期発見とともに、早期訓練・療育につなげていくことが課題です。

②施策内容

- 健康診査や乳児全戸訪問をはじめ、健康教育・相談など、切れ目ない支援を目指した母子保健事業の充実に努めるとともに、その拠点的功能を確保するため、妊娠期の保護者や新生児、乳幼児へ、子育て世代包括支援センターを通じた支援の充実に努めます。
- 発達の遅れや障がいなどで不安がある子どもと家庭には、子育て相談をはじめ、個別やグループによる指導・支援、児童発達支援や相談サービスの利用を促進します。
- 相談支援事業者と連携して、障がいのある子どもの居宅サービス等の利用にあたって、障害児支援利用計画の作成を行います。



(2) 就学前保育・教育の推進

①現状と課題

本町では、町内のこども園において障がい児や発達支援を必要とする子どもの受け入れを行い、必要に応じて関係機関との情報の共有や連携した支援を図っています。

今後も、就学前保育・教育の推進にあたって、障がいの有無に関わらず、共に地域で育つ環境づくりを目指していく必要があります。

②施策内容

- 町内のこども園において、障がい児や発達支援を必要とする子どもを受け入れる体制を確保していきます。
- 障がいや発達支援を必要とする子どもに対して、支援計画を作成し、就学先の学校との連携のもと、就学前保育・教育の充実を図ります。
- 保育所等訪問支援を通じて、集団生活の適応のための専門的な支援に努めます。

(3) 子育て支援・障がい児福祉サービスの推進

①現状と課題

本町では、健診等の機会を通じて、発達の遅れが確認できる児童に対して、障がい児通所サービスや放課後等デイサービスの利用促進を図り、療育的指導を受ける機会を確保しています。

今後も、子どもの成長段階、一人ひとりの状況をとらえ、切れ目ない支援が行えるように、サービス利用の際の障害児支援利用計画の作成とあわせて、情報共有による支援体制の充実や、放課後の過ごし方の支援など障がい児支援の方策が課題となっています。

②施策内容

- 発育・発達に関する不安のある児童とその子育て家庭に切れ目のない支援を行う体制づくりと子育ての不安の低減のため、母子保健事業や子育て支援サービスの充実に努めます。
- 発達の遅れや障がいなどで支援が必要な子どもについては、児童発達支援や放課後等デイサービス等の障がい児福祉サービスの利用を促進します。
- 医療的ケア児を支援するため、関係機関の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を継続します。
- 児童発達支援センターについて、山武圏域自立支援協議会の障害児部会を協議の場として、山武圏域での共同設置を目指します。

4. 保健・医療サービスの推進

(1) 地域医療・医学的リハビリテーションの充実促進

①現状と課題

本町では、医療に対する住民ニーズに対応するため、地域の医療提供体制の維持及び安定化とともに、各関係機関と連携を図り、リハビリテーションの充実に努めています。

また、医療費の負担軽減のため、重度心身障害者(児)医療費助成や自立支援医療の利用を促進しています。

今後も、ニーズに応じた地域医療・医学的リハビリテーションの充実と、各種医療費助成の継続実施が求められます。

②施策内容

- 障がいの予防医療の充実や、障がいのある人が安心して受けられる地域医療体制づくりに向け、医師会や県などと連携しながら、医療従事者への障がい者医療の知識・技術の普及に努めるとともに、医療機関の整備・充実や医師等の確保など、医療体制の高次・専門化を促進していきます。
- リハビリテーションについては、医療機関や介護サービス事業所、県・町が連携しながら、脳血管疾患後遺症の機能回復訓練、身体障がい者・難病患者のリハビリテーション、精神保健のデイケア、精神保健相談などの充実を図ります。
- 医療にかかる経済的負担の軽減を図るため、重度心身障害者(児)医療費助成や自立支援医療の適切な利用を促進していきます。

（２）こころと体の健康づくりの推進

①現状と課題

本町では、各種健（検）診や健康教育・相談を通じて、生活習慣病の予防と早期発見、早期治療に努めています。

また、メンタルヘルスに関する相談先について、広報やホームページに掲載したり、役場や保健センター、公民館など様々な場所にポスター掲示をし、相談先の周知を図っています。

今後も、障がいの原因となる生活習慣病等の予防や早期発見、早期治療につながる事業を推進するとともに、メンタルヘルス対策を推進する必要があります。

②施策内容

- 各種健（検）診や健康教育・相談、家庭訪問など、保健事業の充実を図ります。特に、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）予防対策として生活習慣病の発症予防と重症化予防に取り組めます。
- 不安・ストレスなどのメンタルヘルス対策や自殺予防対策については、自殺対策計画に基づき重点的に取り組めます。

（３）依存症対策の推進

①現状と課題

本町では、アルコール、薬物及びギャンブル、ゲーム等をはじめとする依存症対策について、ポスター掲示等を通じた普及啓発に努めています。

今後も、依存症に対する誤解及び偏見を解消するための幅広い普及啓発とともに、相談支援等が求められます。

②施策内容

- 様々な関係機関と密接に連携し、依存症である者等及びその家族に対する支援に努めます。

第2節 自立と社会参加を進める機会づくり

1. 教育の推進

(1) 特別支援教育の充実

①現状と課題

本町では、児童・生徒一人ひとりの特性や多様なニーズに対応するため、個別の指導計画や教育支援計画を作成、また必要に応じ介助員を配置するなど、保護者と合意形成を図りながら、特別支援教育を推進しています。

今後も、支援が必要な子どもの実態を踏まえた支援体制の充実と、地域で共に学び育つ、特別支援教育の充実が求められます。

②施策内容

- 各校の「特別支援教育コーディネーター」を中心に、児童・生徒一人ひとりの個性やニーズに応じた特別支援教育の充実を図ります。
- 支援が必要な子ども全てに対して、教育指導面の「個別の指導計画」、進路指導と卒業後のフォローについての「個別移行支援計画」、福祉、医療などとの連携計画である「個別の教育支援計画」を三位一体で作成し、多面的な支援にあたります。
- 支援が必要な子どもの学習活動を支援するため、必要に応じて介助員の配置を促進していきます。



2. 雇用・就労の促進

(1) 一般就労の促進

①現状と課題

本町では、障がい者の一般就労の促進に向けて、障害者雇用支援月間をポスターで周知しているほか、職親委託制度や就労移行支援を実施し事業者の雇用を促進しています。

また、就労継続支援、就労移行支援から一般就労した方に対して、就労定着支援の利用を促進しているとともに、圏域の障害者就業・生活支援センターと連携し、就業の促進を行っています。

今後も、ハローワークや障害者就業・生活支援センター、障がい福祉サービス事業所、自立支援協議会などと連携を図って取り組んでいくことが必要です

②施策内容

- 県やハローワークなどと連携し、「障害者雇用支援月間（毎年9月）」を中心に、障がい者雇用に関わる制度・施策の周知徹底を図るとともに、各種雇用促進制度を活用して、事業者には雇用や就労移行支援への積極的な協力を要請していきます。
- 障がい者が就業している事業所に対しては、従業員の意識啓発や、働きやすい施設・設備など、受け入れ体制の向上を働きかけるとともに、一般就労や職場への定着を支援するために、就労に必要な指導・助言等の支援を行う就労定着支援の利用を促進します。
- 圏域内の障害者就業・生活支援センター等関係機関と連携して、就業支援のための基盤の強化を促進していきます。
- 町商工会や社団法人千葉県雇用開発協会などと連携しながら、相談や情報提供などを通じて、自営業や在宅就労の支援、起業の促進を図ります。

(2) 庁内雇用の促進

①現状と課題

役場をはじめとする公的機関は、障がい者の雇用について、先導的役割が求められており、本町は法定雇用率2.6%以上を達成しています。

また、令和2年4月に障害者活躍推進計画を策定し、この計画に基づき、役場内の障がいのある職員を含む全ての職員が働きやすい職場づくりに向けた取組を進めています。

障害者雇用促進法に基づき、法定雇用率は段階的な引き上げが行われることから、今後も法定雇用率の遵守と働きやすい職場づくり（必要な合理的配慮等）に努める必要があります。

②施策内容

- 行政自身の法定雇用率の遵守に努めるとともに、障がい者が働きやすいよう、職員の意識啓発や、施設・設備等の環境整備を図ります。

（３）福祉的就労の促進

①現状と課題

障がい福祉サービスの就労継続支援は、日中活動系サービスの中で最も利用者数の多いサービスです。

本町では、障がい者就労施設の活動を支援するため、「障がい者施設からの物品等の調達の推進に関する方針」に基づき、授産品の活用について、物品等の調達に基づき物品調達を行っています。

また、特別支援学校の進路相談での福祉的就労の場の情報提供や、障害者就業・生活支援センターと連携した就職のサポートを行っています。

今後も、利用者が意欲的に活動し、安定したサービス提供ができるように、サービス事業者の努力だけでなく、新たな仕事、製品づくりについて、町や関係機関、障がい福祉サービス事業所が連携・協力していくことが求められます。

②施策内容

- 各施設において、障がい者本人の心身の状況や希望に沿った福祉的就労が今後も実施され、障がい者の自立と社会参画につながっていくよう、合理的配慮について啓発し、支援に努めていきます。
- 「障がい者施設からの物品等の調達の推進に関する方針」に基づき、住民・企業・行政が、障がい者に適した物品を発注し、授産品を活用することを積極的に促進します。
- 就業継続支援を実施する事業者、特別支援学校、ハローワーク、圏域の障害者就業・生活支援センターなどと連携しながら、福祉的就労を必要とする人の受け入れを促進していきます。

3. 多様な活動への参加促進

(1) スポーツ・レクリエーション活動等の参加促進

①現状と課題

本町では、障がい者の社会参加や生きがいづくりを支援するため、スポーツレクリエーション祭やボッチャ大会を開催し、パラリンピック競技でもあるボッチャの推進を図っているほか、県の障害者スポーツ大会への参加の促進を行っています。

今後も、多様な活動への参加促進を図るため、ニュースポーツを取り入れつつさらなる活動等の活性化を図る必要があるほか、障害者文化芸術推進法に基づき、障がい者の作品の発表の機会を確保することが求められます。

②施策内容

- 生涯学習に関する情報提供を行い、多様な講座・教室の開催や創作活動や発表の機会を提供するとともに、地域における多様な活動への参加を支援します。
- 障がい者団体によるスポーツ・レクリエーションイベントやサークル活動の促進、県の障がい者スポーツ大会などへの参加・普及を促進します。
- 作品発表の機会の提供など、障がい者による文化芸術活動の支援に努めます。

(2) 障がい者団体の活動支援

①現状と課題

本町では、障がい者や家族が活動する団体として、「九十九里町身体障害者福祉会」や、「九十九里町手をつなぐ親の会」、「山武郡市精神障害者家族会のぞみ会」、「山武郡市聴覚障害者協会」などがあります。

各団体から提供されたパンフレットの配布や広報等を通じた活動の情報提供を行っており、今後も障がいに対する住民の理解を促すために、団体との連携した取組を進めるとともに、その活動を支援することが求められます。

②施策内容

- 障がい者団体への加入を促進するとともに、団体の自主的な活動を支援していきます。
- 身体障がい、知的障がい、精神障がい等、各団体の相互交流を促進していきます。

①現状と課題

また、障害者相談員を設置し、ピアサポート活動の体制を整えています。

②施策内容

- 町で実施している各種施策・事業などについて、障がい者団体をはじめ、様々な方々からの意見聴取に努めるとともに、町の取組状況を情報提供します。
- 障がい者自身が他の障がい者を支援したり、障がい児の保護者が他の保護者を支援するような「ピアサポート」活動など、障がい者やその家族が経験や能力を生かして行う地域貢献活動を促進します。



第3節 安心して人にやさしいまちづくり

1. 人にやさしいまちづくり

(1) 障がい者にやさしい公共空間の整備

①現状と課題

本町では、順次、道路などの施設維持、更新事業を実施しています。

今後も、公共施設の更新等にあたって、ユニバーサルデザインの考え方をさらに取り入れて進めていくことが必要です。

②施策内容

- 道路や公園、公共建築物などについて、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」等に基づき必要に応じてユニバーサルデザインに配慮した改修・整備に努めます。

(2) 暮らしやすい住宅づくりの促進

①現状と課題

本町では、住宅改修制度に関して対象者に周知し、自宅のバリアフリー化の支援を行っています。

今後も、障がい者が生活する住宅をより安全で快適な場所に改善していくため、支援制度の周知等が求められます。

②施策内容

- 居宅のバリアフリー化の負担軽減に活用できる住宅改修費助成について周知し、利用を促進します。
- 国等の融資制度等によりバリアフリー住宅の普及に努めます。

(3) 外出手段の確保

①現状と課題

本町では、地域のニーズに応じた多様な形態の運送サービスの普及を促進し、住民の利便を向上させるため、令和4年度に地域公共交通会議を設置しました。また、令和5年度に公共交通計画を策定し、取組を推進することとしています。

そのほか、令和3年度より交通弱者を対象にタクシー利用料の一部を助成する実証実験を継続し行っているほか、障がい者の外出支援策については、社会福祉協議会による福祉車両の貸出しや、社会参加を目的とした移動支援事業が利用されています。

今後は、公共交通計画に基づき、公共交通の一層の利便向上のための取組を進める必要があります。

②施策内容

- 公共交通計画に基づき、計画的かつ持続可能な公共交通の構築を図ります。
- 外出支援策については、障がい者の状況や外出目的などに応じて、移動支援事業や福祉タクシー利用助成事業を継続して実施します。今後も障がい者の社会参加を促進するため、サービスの周知と利用促進に努めます。
- 身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）を利用する人の行動範囲がより広くなるよう、補助犬の広報誌、ステッカーを設置するなど、補助犬の周知や受け入れの促進を図ります。

（４）生活安全対策の推進

①現状と課題

本町では、「町避難行動要支援者登録制度実施要綱（令和５年３月）」に基づき、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者に対する個別避難計画の作成を推進しています。

また、自主防災組織の活動の活発化を図り、共助の精神を増進させるため、自主防災会連絡協議会を立ち上げ、連絡体制などの連携強化を図っています。

さらに、防犯対策については、管内の特殊詐欺等の事案について防災行政無線及び安全・安心メールで周知を図るとともに、防犯パトロール隊による町内巡回を実施し犯罪抑止に努めています。

そのほか、交通安全運動期間において交通安全協会及び警察署と連携し、交通安全啓発キャンペーンを実施しています。

今後も、地域ぐるみで防災・防犯対策、安全対策を強化していくことが求められます。

②施策内容

- 防災については、九十九里町地域防災計画に基づいて、障がい者や高齢者に配慮した防災対策を推進します。避難行動要支援者の個別避難計画の作成を促進するほか、避難生活が長期化する際の、高齢者、障がい者等に対応するため、地域内の障害者支援施設との協定を締結して福祉避難所を確保しており、今後も拡充に努めます。
- 山武郡市の自治体間で、地震、津波、水害、火災等による大規模災害に対応するため相互応援に関する協定が締結されており、相互応援体制が確保されています。

- 日常生活において注意が必要な 65 歳以上の一人暮らしの方に対して、緊急通報システムの普及を促進するとともに、消防署や消防団、自主防災組織などが連携しながら、緊急時の情報伝達や避難誘導、救助体制の充実を図ります。特に、ひとり暮らしの障がい者、障がい者と高齢者の世帯などについては、地域住民や関係機関との連携による支援体制の確保に努めます。
- 防犯については、防犯知識の周知徹底や悪質商法等の消費者被害防止に向けた情報提供に努めるとともに、地域における防犯活動を促進し、障がい者の各種犯罪被害の発生の防止に努めます。
- 交通安全対策については、視覚障がい者誘導ブロックの設置促進など交通安全施設の整備を推進するとともに、ドライバーの安全運転や自転車の安全走行、路上放置物等の撤去指導など、住民や事業者の協力を促進します。

2. わかり合い支え合う地域づくりの推進

(1) 啓発・広報の推進

①現状と課題

本町では、広報や町ホームページ、掲示物などを通じて、障害者差別解消法に関する情報をはじめ、障害者週間の周知や障がいへの理解を促すための情報提供を実施しています。

また、山武圏域自立支援協議会と連携した研修会の開催等により、理解促進に努めています。

今後も、様々な媒体や機会を通じて、障がいを理由とする差別や偏見をなくし、障がいへの理解を促すための啓発・広報を推進する必要があります。

②施策内容

- 障害者差別解消法をはじめとする障がいに関する情報の周知を、広報等を通じて継続的に行います。
- 山武圏域自立支援協議会と連携して理解促進のための研修会や啓発活動を実施します。
- 障がい者福祉のことを地域住民がより深く理解することができるよう、障がいの有無に関わらず交流できる機会の場の確保に努めます。障がい者団体や社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員の活動との連携や障害者週間を活用し相互理解を深める行事の開催を検討します。
- 外見からは障がいがあることが分かりづらい知的障がいや精神障がい、発達障がい、内部障がい、難病等について、ヘルプカード及びストラップ型ヘルプマークの普及・啓発なども含め理解を深めていきます。

（２）福祉教育の推進

①現状と課題

本町では、町内のこども園、小・中学校、高校において、社会福祉協議会などの関係機関と連携・協力し、福祉の体験学習やボランティア教育などを行っています。

今後も、学校教育や生涯学習活動など、あらゆる機会を通じて、住民一人ひとりの福祉教育を推進していくことが求められます。

②施策内容

- 学校やこども園では、各学校・園の計画に基づき、福祉の体験学習やボランティア活動を取り入れながら推進するとともに、地域の福祉施設や社会福祉協議会の協力を得ながら福祉教育の普及を図ります。
- 各種講座の開催など、住民を対象とする福祉教育を推進し、福祉への意識の高揚を図ります。

（３）地域福祉の推進

①現状と課題

本町では、九十九里町地域福祉計画（令和３年３月）、九十九里町地域福祉活動計画（令和３年３月）を策定し、町と社会福祉協議会、住民、関係機関が連携し地域福祉の取組を推進しています。

また、自治会、婦人会などの地域団体、社会福祉協議会、民生委員児童委員・主任児童委員、身体・知的障害者相談員などが、支援を必要とする人への地域見守り活動を展開しています。

今後も、このような担い手や活動団体などと協働して、障がい者を支える地域の輪を拡大していくことが求められます。

②施策内容

- 社会福祉協議会が中心となり、ボランティア連絡協議会の活動などを通じて、既存の地域福祉活動の一層の活性化・ネットワーク化を図るとともに、ボランティア育成講座などを通じて、これまで活動に参加したことのない住民のボランティアへの参画を促進していきます。
- 圏域の NP0 法人のイベント開催の周知や、ホッとステーション事業の場所の提供をはじめ、NP0 等の育成・活動支援を行うとともに、住民主体による多様な生活支援サービスの創出に努めます。

第3章 第7期障がい福祉計画

第1節 障がい福祉計画の基本理念

障がい福祉計画では、以下の基本理念の下に推進していきます。

基本理念1 自己選択・自己決定ができる環境づくり

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本とします。

基本理念2 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等

身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病等の障がい者等が地域で必要な障がい福祉サービスを利用できるように情報提供を行うとともに、社会福祉法人、医療法人、NPO法人、企業・組合など、地域の福祉資源を最大限に活用しながらサービス提供体制の確保に努めます。

基本理念3 地域生活への移行・継続支援に対応したサービス提供体制の整備

地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供も含め柔軟なサービスの提供等に取り組めます。

基本理念4 地域共生社会の実現に向けた取り組み

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、暮らしと生きがい、地域を共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、地域づくりに取り組むための仕組みづくりと、各種福祉施策との連携や共生型サービスなど柔軟なサービスの確保等を目指します。

基本理念5 障がい福祉人材の確保

障がい者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供していくため、それを担う人材を確保する専門性を高める研修の実施、多職種間の連携の推進、働きがいのある魅力的な職場であることの周知・広報等、関係者が協力して取り組んでいきます。

基本理念6 障がい者の社会参加を支える取組

障がい者の多様なニーズを踏まえて文化芸術等の多様な活動機会の確保等を通じて、個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

第2節 障がい福祉サービスの利用状況

1. 障がい福祉サービス利用者

●障がい福祉サービス実利用者（各年度末現在）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
障がい福祉サービス実利用者	154人	170人	179人

2. 地域生活支援事業

●地域生活支援事業利用状況（支給決定分）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業		2人	3人	2人
日常生活用具 給付等事業	介護・訓練支援用具	1件	4件	0件
	自立生活支援用具	1件	1件	1件
	在宅療養等支援用具	2件	3件	1件
	情報・意思疎通支援用具	1件	0件	1件
	排泄管理支援用具	41件	49件	50件
	居宅生活動作補助用具	1件	0件	0件
移動支援事業		4人	2人	2人
地域活動支援 センター事業	町内施設利用分	8人	8人	10人
	他市町施設利用分	14人	14人	0人
訪問入浴サービス事業		0人	1人	2人
日中一時支援事業		13人	15人	13人
知的障害者職親委託制度		2人	2人	2人

第3節 障がい福祉の計画の成果目標の設定

国の基本指針に基づき、令和8年度を目標にし、成果目標を設定します。

(1) 施設入所者の地域生活移行

本町では、令和5年度までの地域生活移行者数が1人となっており、令和8年度末までの地域生活移行者の目標を2人、入所者数の削減目標を1人と設定します。

国：施設入所者の地域生活への移行 【継続】	・地域移行者数：令和4年度末施設入所者の6%以上 ・施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減
--------------------------	---

●「施設入所者の地域生活移行」の成果目標

項 目	数値	備 考
令和4年度末時点の施設入所者数	17人	令和8年度末の施設入所者数
【目標値】地域生活移行者数	2人	施設入所からグループホーム等へ地域移行する者の数
【目標値】施設入所者削減見込	1人	令和8年度末段階での削減見込数

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数、精神病床における1年以上長期入院患者数および早期退院率に関する目標値を設定します。

なお、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築するため、障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場として、県、市町、精神科病院の医師、相談支援事業所、福祉サービス事業者、ピアサポーター等で構成する「山武圏域精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築会議」を定期開催するとともに、地域移行支援などのサービス提供基盤を確保し、精神障がい者の地域移行や地域定着を支援します。

●精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築における成果目標

項 目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障がい者の地域移行支援の利用者数		1 人	1 人	1 人
精神障がい者の地域定着支援の利用者数		1 人	1 人	1 人
精神障がい者の共同生活援助の利用者数		10人	10人	10人
精神障がい者の自立生活援助の利用者数		1 人	1 人	1 人
精神障がい者の自立訓練(生活訓練)の利用者数		1 人	1 人	1 人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数		7回	7回	7回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への参加者数	保健関係者	12 人	12 人	12 人
	精神科医療関係者	10 人	10 人	10 人
	その他医療関係者	0 人	0 人	0 人
	福祉関係者	82 人	82 人	82 人
	介護関係者	0 人	0 人	0 人
	当事者及び家族	6 人	6 人	6 人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数		7回	7回	7回

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

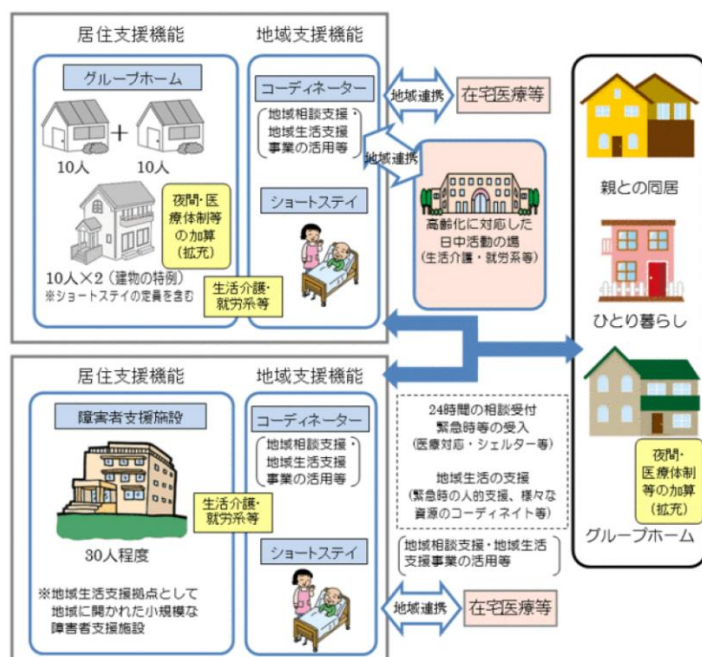
地域生活支援拠点等については、障がい者を住み慣れた地域全体で支援するため、地域の既存の事業所等が連携して機能を担う「面的整備型」により、山武圏域において、令和6年度より地域生活支援拠点を1か所設置し、障がい者の重度化・高齢化や親亡き後等の様々なニーズに応じることができるよう、連携体制の基盤を整備します。

また、山武圏域自立支援協議会を通じて、圏域全体のサービスの質の向上に引き続き取り組めます。

●地域生活支援拠点等の成果目標

項 目	目標	備 考
地域生活支援拠点等の設置	1 か所	各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備を含む。）
地域生活支援拠点等の機能の充実のため、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築	実施	コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築
地域生活支援拠点等による支援の実績を踏まえ運用状況の検証・検討	年1回以上実施	年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本
【新規】強度行動障がい等を有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備	実施	令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障がい等を有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本

（参考）地域生活支援拠点等の整備については、障がいのある人の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、地域における居住支援に求められる機能として5つの機能（①相談、②体験の機会・場、③緊急時の受け入れ・対応、④専門性、⑤地域の体制づくり）があげられています。



（厚生労働省資料）

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

障がい者の経済的自立と社会参加に向けて、関係機関との連携強化と事業所等への啓発を推進し、雇用の拡大を図ります。また、希望に応じ就労し収入を得て継続して働くことができる環境づくりに努めます。

国：福祉施設から一般就労への移行等	・一般就労への移行者数：令和3年度の1.28倍以上 - 就労移行支援事業：令和3年度の1.31倍以上 - 就労継続支援A型：令和3年度の1.29倍以上 - 就労継続支援B型：令和3年度の1.28倍以上 ・就労移行支援事業所の就労移行率：一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上 ・就労定着支援事業利用者：令和3年度の1.41倍以上 ・就労定着支援事業所の就労定着率：就労定着率が7割以上の事業所の割合を2割5分以上
-------------------	---

●福祉施設から一般就労への移行等の成果目標

項 目	R3実績	R8目標	備 考
一般就労移行者数	4人	6人	福祉施設を退所し、一般就労した者の数
就労移行支援事業から一般就労への移行者数	2人	3人	就労移行支援事業を利用した者の数
就労継続支援A型事業から一般就労への移行者数	2人	3人	就労継続支援A型事業所から一般就労した人の数
就労継続支援B型事業から一般就労への移行者数	0人	0人	就労継続支援B型事業所から一般就労した人の数
就労移行支援事業所の就労移行率	—	全事業所の5割以上	就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本
就労定着支援事業利用者数	2人	3人	就労定着支援事業を利用した者の数
就労定着支援事業所の就労定着率	—	全事業所の2割5分以上	令和8年度において就労定着支援事業所のうち就労定着率が7割以上の事業所の割合を2割5分以上とすることが基本

(5) 相談支援体制の充実・強化等

令和4年4月に山武圏域で設置した基幹相談支援センターを中心に、相談支援体制の充実・強化等を図ります。

●相談支援体制の充実・強化等の成果目標

項 目	R 8 目標	備 考
総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び基幹相談支援センターの設置	有	令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置(複数市町村による共同設置を含む。)
基幹相談支援センターによる地域の相談支援		基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	6 件	
地域の相談支援事業者の人材育成の支援	9 件	
地域の相談機関との連携強化の取組の実施	7 件	
協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等	有	協議会において、地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本

(6) 障がい福祉サービス等の質の向上

障がい福祉サービス等に係る研修への参加、また、障害者自立支援支払い等システムによる審査結果を活用し、事業者に対する指導を促進するなど、障がい福祉サービス等の質を向上させるための体制構築を目指します。

●障がい福祉サービスの質を向上させるための取組の成果目標

項 目	目標	備 考
障がい福祉サービス等に係る研修への参加	年1人	障害者総合支援法の具体的な内容を理解するための取組
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	実施有	障がい福祉サービス等の利用状況の把握及び障がい者等が必要とする障がい福祉サービス等が提供できているかの検証

第4節 サービス事業の見込みと推進方策

障害者総合支援法に基づき、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」を実施します。

●障がい福祉サービスの全体像

自立支援給付	介護給付	訪問系サービス	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援
		日中活動系サービス	生活介護 療養介護 短期入所
		居住系サービス	施設入所支援
	訓練等給付	日中活動系サービス	就労選択支援【新設】 訓練（機能訓練・生活訓練） 就労移行支援 就労継続支援（A型・B型） 就労定着支援
		居住系サービス	自立生活援助 共同生活援助（グループホーム）
	相談支援	地域相談支援給付	地域移行支援 地域定着支援
		計画相談支援給付	計画相談支援
	自立支援医療		育成医療、更生医療、精神通院医療
	補装具		車いす、義手、義足、補聴器など
地域生活支援事業	必須事業	相談支援事業	障害者相談支援事業 基幹相談支援センター 基幹相談支援センター等機能強化事業 住宅入居等支援事業（居住サポート事業） 理解促進研修・啓発事業 自発的活動支援事業
		意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業 要約筆記者派遣事業 手話通訳者設置事業 手話奉仕員養成研修事業
		日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具 自立生活支援用具 在宅療養等支援用具 情報・意思疎通支援用具 排泄管理支援用具 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）
		移動支援事業	
	任意事業	地域活動支援センター 機能強化事業	基礎事業 機能強化事業
			日中一時支援事業 訪問入浴事業 その他の事業

(1) 訪問系サービス

居宅介護の利用者数は横ばいを見込みます。訪問系サービスの担い手の確保に向けて、県などと連携しながら、既存の事業所のホームヘルパーの確保と質の向上とともに、ニーズに応じた新規事業参入を促進していきます。

●サービス内容

名称	対象者	内容
居宅介護	障害支援区分1以上の方	自宅での入浴・排泄・食事等の身体介護や、洗濯・掃除等の家事援助、通院等の移動介護などを行うサービス
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方(障害支援区分4以上)	自宅での入浴・排泄・食事の介護、外出時における移動介護などを総合的に行うサービス
同行援護	視覚障がいによって行動上著しい困難があり、外出時に介護を必要とする方	外出時の移動介護を行うサービス
行動援護	知的障がいや精神障がいによって行動上著しい困難があり、常に介護を必要とする方(障害支援区分3以上)	行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時の移動介護などを行うサービス
重度障がい者等包括支援	「常に介護を必要とし、介護の必要度が著しく高い方(障害支援区分6)」のうち、次の方が対象となる。 ①四肢の全てに麻痺等があり寝たきり状態の障がい者で、かつ ALS 患者など、呼吸管理を行っている身体障がい者又は最重度の知的障がい者 ②強度行動障がいのある重度・最重度の知的障がい者	心身の状態や介護者の状況、居住の状況等を踏まえて作成された個別支援計画に基づき、必要な障がい福祉サービス(居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、生活介護、共同生活介護等)を包括的に提供するサービス

●サービス実績・見込み

居 宅 介 護	第6期実績			第7期見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者 (実人/月)	22	21	19	19	19	19
利用時間 (総時間/月)	394	522	520	520	520	520

重 度 訪 問 介 護	第6期実績			第7期見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者 (実人/月)	0	0	2	2	2	2
利用時間 (総時間/月)	0	0	473	473	473	473

同 行 援 護	第6期実績			第7期見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者 (実人/月)	2	2	2	2	2	2
利用時間 (総時間/ 月)	17	5	2	2	2	2

行 動 援 護	第6期実績			第7期見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者 (実人/月)	0	0	0	0	0	0
利用時間 (総時間/ 月)	0	0	0	0	0	0

重度障害者等 包括支援	第6期実績			第7期見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者 (実人/月)	0	0	0	0	0	0
利用時間 (総時間/ 月)	0	0	0	0	0	0

(2) 日中活動系サービス

① 生活介護・療養介護

生活介護の利用者数は増加を見込みます。施設利用者のニーズや施設事業所の意向を尊重しつつ、県と連携しながら当該サービスの実施を促進していきます。

●サービス内容

名称	対象者	内容
生活介護	常に介護を必要とする障がい者のうち、 ①49歳以下の場合は、障害支援区分3以上(施設入所は区分4以上) ②50歳以上の場合は、障害支援区分2以上(施設入所は区分3以上)	地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排泄等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供する
療養介護	医療機関への長期入院による医療に加え、常に介護を必要とする人で、 ①ALS患者など、呼吸管理を行っており、障害支援区分6の方 ②筋ジストロフィー患者や重症心身障がい者で、障害支援区分5以上の方 障害児支援施設に入所する障がい者	医療機関への長期入院による医学的管理のもとに、食事や入浴、排泄等の介護や日常生活上の相談支援等を行う

●サービス実績・見込み

生 活 介 護	第6期実績			第7期見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者 (実人/月)	45	42	43	46	49	53
利用時間 (延人日/月)	833	809	803	859	915	990

【うち重度障がい者】

実利用者 (実人/月)	18	15	15	16	17	18
----------------	----	----	----	----	----	----

療 養 介 護	第6期実績			第7期見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者 (実人/月)	2	2	2	2	2	2

②自立訓練(機能訓練・生活訓練)

自立訓練の利用者数は横ばいを見込みます。自立した日常生活、社会生活を送ることができるよう、利用者のニーズを把握しながら当該サービスの実施を促進していきます。

●サービス内容

名称	内容
自立訓練	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

●サービス実績・見込み

機能訓練	第6期実績			第7期見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者 (実人/月)	1	1	2	2	2	2
利用時間 (延人日/月)	23	23	46	46	46	46

生活訓練	第6期実績			第7期見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者 (実人/月)	1	1	0	1	1	1
利用時間 (延人日/月)	23	23	0	23	23	23

③ 短期入所

サービス提供事業所の提供体制の確保を促進するとともに、障害者支援施設などとの調整に努め、提供体制の充実を促進し、家族の病気など一時的な利用希望に対応できるようにするため、第7期計画期間では平均的水準の利用を見込みます。

●サービス内容

名称	内容
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排泄、食事の介護等を行う

●サービス実績・見込み

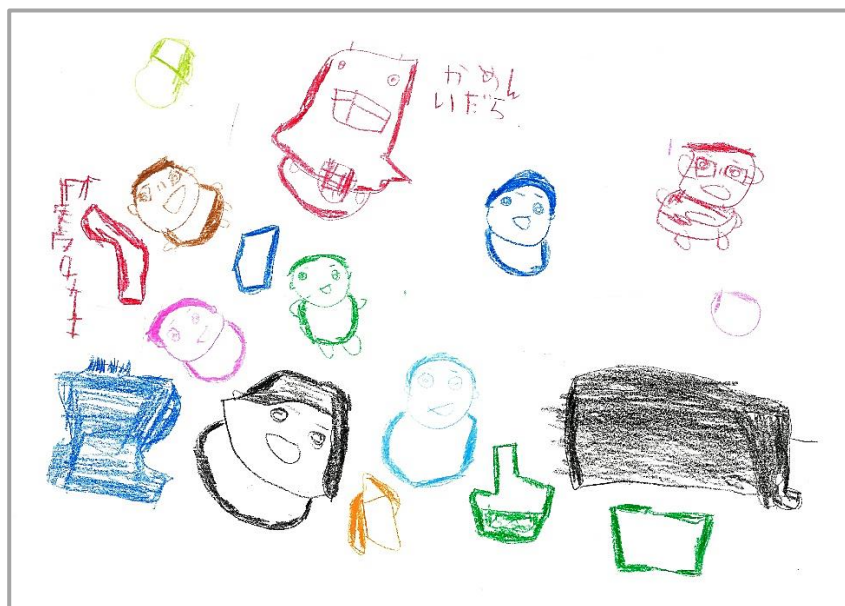
短期入所 (福祉型)	第6期実績			第7期見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者 (実人/月)	4	7	6	6	6	6
利用時間 (延人日/月)	98	105	104	104	104	104

【うち重度障がい者】

実利用者 (実人/月)	1	2	2	2	2	2
----------------	---	---	---	---	---	---

●サービス実績・見込み

短期入所 (医療型)	第6期実績			第7期見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者 (実人/月)	1	0	0	0	0	0
利用時間 (延人日/月)	4	0	0	0	0	0



④ 就労選択支援・就労移行支援・就労継続支援・就労定着支援

就労継続支援の利用者は、増加傾向で推移しており、今後も利用者数の増加を見込みます。新設された就労選択支援などについては、利用者のニーズを把握しながら当該サービスの実施を促進していきます。

●サービス内容

名称	主な対象者	内容
就労選択支援 【新設】	就労を希望する特別支援学校卒業 者、就労移行支援・就労継続支援の 新たな利用者及び現在の利用者等	就労アセスメント（就労系サービ スの利用意向がある障がい者との協 同による、就労ニーズの把握や能 力・適性の評価及び就労開始後の配 慮事項等の整理）の手法を活用した 支援を行う。
就労移行支援	一般就労等（企業等への就労、在宅 での就労・起業）を希望し、知識・能 力の向上、実習、職場探し等を通じ、 適性にあった職場への就労等が見 込まれる 65 歳未満の人	事業所内や企業における作業や実 習、適性にあった職場探し、就労後 の職場定着のための支援等を行う （利用期間 24 か月以内、1 年間の更 新が可能）
就労継続支援 （A 型＝雇用 型）	①就労移行支援を利用したものの 企業等の雇用に関わらなかった人 ②盲・ろう・特別支援学校を卒業し て就職活動を行ったが、企業等の 雇用に関わらなかった人 ③就労経験のある人で、現在雇用関 係がない人	①通所により、雇用契約に基づく就 労機会を提供 ②一般就労に必要な知識・能力が高 まった場合は、一般就労への移行 に向けた必要な支援・指導等を行 う
就労継続支援 （B 型＝非雇用 型）	①企業等や就労継続支援（A 型）で の就労経験があるが、年齢・体力面 で雇用されることが困難となった 人 ②就労移行支援を利用したが、企業 等や就労継続支援 A 型の雇用に関 わらなかった人 ③50 歳に達している人 ④試行の結果、企業等の雇用、就労 移行支援や就労継続支援 A 型の利 用が困難と判断された人	①通所により、就労や生産活動の機 会を提供（雇用契約は結ばない） ②一般企業等での就労に必要な知 識・能力が高まった場合は、一般就 労への移行に向けた必要な支援・ 指導等を行う
就労定着支援	一般就労した障がい者	就労に伴う生活面の課題に対応で きるよう、事業所・家族との連絡調 整等の支援を一定の期間行う

●サービス実績・見込み

就労選択支援	第6期実績			第7期見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者 (実人/月)					2	2

就労移行支援	第6期実績			第7期見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者 (実人/月)	0	2	1	1	1	1
利用時間 (延人日/月)	0	45	10	10	10	10

就労継続支援 (A型)	第6期実績			第7期見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者 (実人/月)	5	5	7	8	9	10
利用時間 (延人日/月)	103	111	150	171	193	214

就労継続支援 (B型)	第6期実績			第7期見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者 (実人/月)	25	29	32	34	36	39
利用時間 (延人日/月)	462	496	584	621	657	712

就労定着支援	第6期実績			第7期見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者 (実人/月)	2	2	1	1	1	1
利用時間 (延人日/月)	4	2	1	1	1	1

(3) 居住系サービス

① 自立生活援助

自立生活援助については、第7期中の利用を見込みませんが、町内及び圏域内のグループホームの利用者の状況を把握しながら、必要に応じて連携・調整を図ります。

●サービス内容

名称	対象者	内容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等からひとり暮らしへの移行を希望する方	一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、適切な支援を行う。

●サービス実績・見込み

自立生活援助	第6期実績			第7期見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者 (実人/月)	0	0	0	0	0	0

② 施設入所支援

利用者数は令和5年度現在17人であり、利用者の状況を把握し、意向を踏まえつつ、施設からの地域移行を促進していきます。

●サービス内容

名称	対象者	内容
施設入所支援	①生活介護利用者のうち、障害支援区分4以上の方(50歳以上の場合は区分3以上) ②自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により通所することが困難な方	生活能力上、単身の生活が困難な人や地域の社会資源の状況から通所が困難な人、施設に入所している人に夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行う

●サービス実績・見込み

施設入所支援	第6期実績			第7期見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者 (実人/月)	19	17	17	17	17	16

③ 共同生活援助

「共同生活援助（グループホーム）」の利用者は増加傾向にあり、グループホーム等の暮らしの場の確保を図っていくことが必要です。親亡き後の暮らしの場やライフステージにあったサービス利用という点から、提供体制の充実を図ります。

なお、障害者総合支援法改正に基づき、共同生活援助（グループホーム）の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退居後の相談等が含まれることが法律上明確化されたことを踏まえて、必要な支援の実施を促していきます。

●サービス内容

名称	主な対象者	内容
共同生活援助 (グループホーム)	介護は必要とせず、「就労、又は就労継続支援等の日中活動の場を利用している知的障がい・精神障がいのある方」で、「地域で自立した日常生活を営む上で、相談等の日常生活上の援助が必要な方」	主として夜間において、共同生活を営むべき住居において入浴、排泄又は食事等の介助、家事等の日常生活上の支援や相談支援、就労先その他関係機関との連絡調整などを行う

●サービス実績・見込み

共同生活援助 (グループホーム)	第6期実績			第7期見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者 (実人/月)	27	26	28	30	32	34

【うち重度障がい者】

実利用者 (実人/月)	1	1	1	1	1	1
----------------	---	---	---	---	---	---

(4) 相談支援

計画相談支援の利用者は増加傾向であり、今後はサービス内容の動向等を把握しながら、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援への適切な対応に努めていく必要があります。

計画相談支援については、障がい福祉サービス利用者全員にサービス利用計画を作成することを目標とし、適切なケアマネジメントがなされるように、相談支援事業者等と連携して取り組みます。地域移行支援と地域定着支援については、相談支援事業者との連携をさらに強化し、地域での自立した暮らしの支援に努めます。

●サービス内容

名称	対象者	主な内容	提供場所
計画相談支援	障がい福祉サービス利用者	①重度障害者等包括支援の対象者にあてはまる相談 ②サービスの利用に向けた連絡調整、利用計画(プログラム)の作成	各特定相談支援事業所、児童特定相談支援事業所
地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院に入所又は入院している障がい者	住居の確保その他の地域生活へ移行するための支援を行う	
地域定着支援	居宅において単身で生活している障がい者等	常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う	

●サービス実績・見込み

計画相談支援	第6期実績			第7期見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者 (実人/月)	46	51	53	57	60	63

地域移行支援	第6期実績			第7期見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者 (実人/月)	0	0	0	0	0	1

地域定着支援	第6期実績			第7期見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者 (実人/月)	0	5	4	3	3	3

（５）地域生活支援事業

① 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を取り除くため、地域住民に対して障がいの理解を深めるための研修や啓発を行います。

●サービス実績・見込み

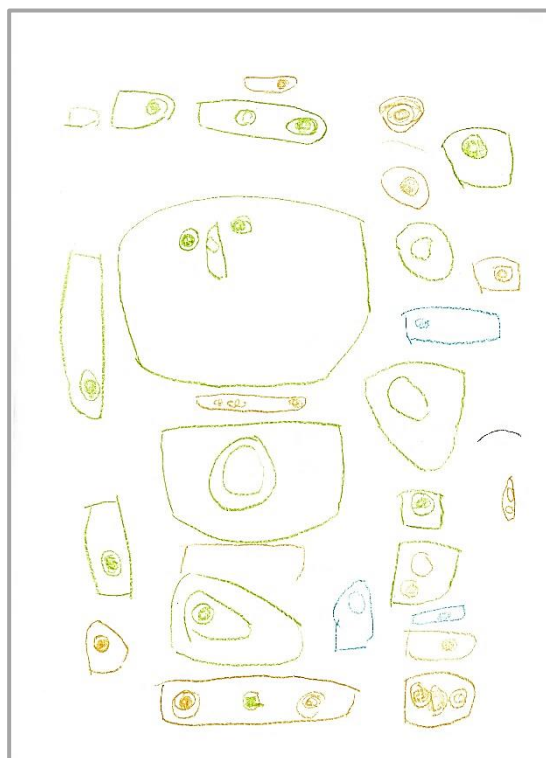
	第6期実績			第7期見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	有	有	有	有	有	有

② 自発的活動支援事業

障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人やその家族、地域住民等による自発的な取り組みを支援します。

●サービス実績・見込み

	第6期実績			第7期見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	有	有	有	有	有	有



③ 相談支援

障がい者等からの相談に応じ情報の提供及び助言その他の障がい福祉サービスの利用支援など必要な支援を行うとともに、虐待防止及びその早期発見のため、関係機関との連携調整その他の権利擁護に必要な援助を行います。

令和4年度に圏域で設置した基幹相談支援センターを中核として、さらなる相談支援の充実を図ります。

●サービス内容

名称	対象者
障害相談支援事業	相談支援事業は委託して実施し、相談体制を確保する。一般の相談は担当課で対応する。地域自立支援協議会を設置する。
基幹相談支援センター	障がい者等の相談、情報提供、助言や地域の相談支援事業所間の連絡調整や、関係機関の連携の支援を行う、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関。
基幹相談支援センター等機能強化事業	専門的な相談支援等を要する困難なケースへ対応し、地域自立支援協議会を構成する相談支援事業所等に対する専門的な指導・助言等を行う。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な知的障がい者又は精神障がい者に対し、入居に必要な支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者の地域生活を支援する。
地域自立支援協議会	地域において相談支援事業を適切に実施していくため、個別ケースの検討、サービス調整等を行う。圏域で設置して確保する。

●サービス実績・見込み

	第6期実績			第7期見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業(か所)	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター	無	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	無	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	無	無	無	実施を検討		
地域自立支援協議会	有	有	有	有	有	有

④ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度とは、自分ひとりで判断することが難しい方について、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が、身の回りに配慮しながら財産の管理や福祉サービス等の契約を行い、ご本人の権利を守り生活を支援する制度です。

本町では、成年後見制度の利用促進のため、申立てに要する経費や後見人等の報酬の一部を助成しています。

障がい者と家族の高齢化などにより、重要度が高くなるものと考えられ、制度の周知、協議会の設置、市民後見人の養成や相談等適切な対応に努めていきます。

●サービス実績・見込み

	第6期実績			第7期見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度 利用支援事業	3	2	3	3	4	4

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことのできる法人を確保できる体制を整備するとともに、法人後見の活動を支援することで、障がいのある人の権利擁護を図ります。

●サービス実績・見込み

	第6期実績			第7期見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度 法人後見支援 事業	無	無	無	実施に向け検討		

⑥ 意思疎通支援事業

手話通訳者派遣事業は「社会福祉法人千葉県聴覚障害者協会」に委託し、要約筆記者派遣事業は県により実施しており、年間数人が利用しています。

●サービス実績・見込み

	第6期実績			第7期見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
意 思 疎 通 支 援 事 業	3	2	1	2	2	2

⑦ 日常生活用具給付事業

重度障がい者に自立生活支援用具等を給付する日常生活用具給付等事業を地域生活支援事業のなかで実施しています。障がい者一人ひとりの状況に応じた支給に努めるとともに、需要動向をみながら、適正な利用を促進します。

●サービス内容

名称	内容
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなどの、身体介護を支援する用具や障がい児が訓練に用いる椅子
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置など、障がい者の入浴、食事、移動などを支援する用具
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引機や盲人用体温計など、在宅療養等を支援する用具
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭など、情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具
排泄管理支援用具(ストマ)	ストマ用装具など、排泄管理を支援する衛生用品
居宅生活動作補助用具	小規模な住宅改修を行う際の費用の一部助成

●サービス実績・見込み

介護・訓練支援用具	第6期実績			第7期見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者(実人/年)	4	0	2	1	1	1

自立生活支援用具	第6期実績			第7期見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者(実人/年)	1	1	1	1	1	1

在宅療養等支援用具	第6期実績			第7期見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者(実人/年)	3	1	4	4	4	5

情報・意思疎通支援用具	第6期実績			第7期見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者(実人/年)	0	1	1	1	1	2

排泄管理支援用具(ストマ・紙おむつ)	第6期実績			第7期見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者(実人/年)	49	50	51	51	51	52

居宅生活動作補助用具	第6期実績			第7期見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者(実人/年)	0	0	0	1	1	1

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者等との交流活動の促進、広報活動の支援者として期待される、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。町では山武郡市手話奉仕員養成研修等を活用して、手話通訳者等の育成・確保を促進します。

●サービス実績・見込み

	第6期実績			第7期見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
意思疎通支援事業	1	0	0	1	1	1

⑨ 移動支援事業

移動支援事業は、訪問系サービスの移動介護の対象とならないケースについて、屋外への移動が困難な障がい者等の社会生活上必要不可欠な外出及び社会参加活動などでの外出を支援するものです。本町では、個別支援型を実施しています。利用者数は増加を見込みます。

●サービス内容

名称	内容
個別支援型	個別的支援が必要な場合のマンツーマンでの支援
グループ支援型	複数の障がい者への同時支援 屋外でのグループワーク、同一目的地・同一イベントへの複数人同時参加の際の支援
車両移送型	福祉バス等車両の巡回による送迎 公共施設、駅、福祉センター等障がい者の利便を考慮した経路を定めて運行する他、各種行事の参加のため、必要に応じて随時運行

●サービス実績・見込み

移動支援事業	第6期実績			第7期見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者 (実人/年)	2	2	2	4	4	4
利用時間 (延時間/年)	450	454	450	638	638	638

⑩ 地域活動支援センター事業・同機能強化事業

町内にⅢ型が1か所あり、今後も日中活動の場としての利用を促進します。また、利用者や利用を中断している方などが気軽に相談できる場となるように支援します。

●サービス内容

区分	事業内容
地域活動支援センター	創作的活動や生産活動等の支援を行うとともに、下記の事業を実施します。
地域活動支援センターⅠ型	精神保健福祉士等を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整や相談事業を実施します。
地域活動支援センターⅡ型・Ⅲ型	雇用・就労が困難な在宅障がい者の機能訓練、社会適応訓練、入浴サービスを実施します。

●サービス実績・見込み

機能強化事業Ⅰ型	第6期実績			第7期見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者 (実人/か所)	14	—	—	—	—	—
機能強化事業Ⅲ型	第6期実績			第7期見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者 (実人/か所)	8	10	9	10	10	10

⑪ 任意事業

任意事業として、日中一時支援事業と訪問入浴サービス、知的障害者職親委託制度を実施しています。計画期間は利用の増加を見込み、事業の周知と利用促進に努めます。

●サービス実績・見込み

日中一時支援事業	第6期実績			第7期見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者 (実人/月)	15	13	16	16	16	17
利用回数 (回/月)	139	112	158	174	192	211
訪問入浴サービス事業	第6期実績			第7期見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者 (実人/月)	1	2	3	3	4	4
知的障害者職親委託制度	第6期実績			第7期見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用件数 (件/月)	2	1	1	1	1	1

（６）その他のサービス

① 自立支援医療

医療を提供するサービスとしては、自立支援医療費と療養介護医療費の支給があります。更生医療は、身体障がい者が日常生活能力や職業能力を回復できるように行われる医療に給付されるものです。

育成医療は、障がい児に対し身体の障がいを軽減する治療に給付されるものです。

障がい者一人ひとりの状況に応じた支給に努めるとともに、需要動向をみながら、財源確保を図ります。

② 補装具費の支給

補装具とは「身体に装着（装用）することで、身体機能を補完・代替し、日常生活や就学・就労に、長期間にわたって継続して使用される装具のこと」で、義肢や車いす等があります。

「補装具費の支給」サービスでは、補装具を必要とする身体障がい者（児）に購入費又は修理の費用の支給を行っています。

他の自立支援給付と同様に、いずれも費用の１割が自己負担です。（負担軽減措置あり）補装具の提供については、自立支援給付において個別給付する補装具費に再編されています。

支給決定は町が実施するため、相談等適切な対応に努めます。



第4章 第3期 障がい児福祉計画

第1節 障がい児福祉計画の基本理念

障がい児福祉計画では、以下の基本理念の下に推進していきます。

基本理念 障がい児の健やかな育成のための発達支援

発達の遅れなどで支援が必要な障がい児及びその家族に対し、早い段階から身近な地域で支援できるように、障がい種別に関わらず質の高い専門的な障害児通所支援等の充実を図るとともに地域支援体制の構築を図ります。

また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の連携により切れ目のない一貫した支援を提供する体制整備に取り組みます。

第2節 障がい児福祉計画の成果目標の設定

国の基本指針に基づき、令和8年度を目標にし、成果目標を設定します。

●障がい児支援の提供体制の整備等の成果目標

項 目	目標	備 考
児童発達支援センターの設置	1 か所	令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本
障がい児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築	構築	各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置数	1 か所	令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本（市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない）
主に重症心身障がい児を支援する放課後デイサービス事業所の設置数	1 か所	
医療的ケア児支援のための協議の場の設置	有	令和8年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける（市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない）
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	有	医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本（市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない）

第3節 サービス事業の見込みと推進方策

●障がい児福祉サービスの全体像

障がい児支援等	障害児通所支援	児童発達支援	
		放課後等デイサービス	
		保育所等訪問支援	
		居宅訪問型児童発達支援	
	障害児相談支援	障害児支援利用援助、継続障害児支援利用援助	
	障害児入所支援	福祉型障害児入所施設	※県が行うもの
		医療型障害児入所施設	
その他	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター		

(1) 障害児相談支援

利用者数は増加を見込みます。サービスを利用する児童に対し、相談支援専門員が、総合的な援助方針や課題の解決も踏まえ、適切なサービス利用と計画的支援を提供するために「サービス等利用計画」を作成します。また、一定期間ごとにサービス利用状況の確認や調整を踏まえた計画の見直し（モニタリング）を行います。

●サービス実績・見込み

障害児相談支援	第2期実績			第3期見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者 (実人/月)	25	23	16	20	21	22

(2) 児童発達支援

利用者数は横ばいを見込みます。児童発達支援センター等に障がい児を保護者のもとから通わせて、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を提供します。

●サービス実績・見込み

児童発達支援	第2期実績			第3期見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者 (実人/月)	10	10	9	9	9	9
利用日数 (人日/月)	65	58	62	62	62	62

※医療型児童発達支援は、令和6年4月より児童発達支援として一元化（本町では医療型の実績はありません）

(3) 放課後等デイサービス

利用者数は増加を見込みます。就学している障がい児について、授業の終了後又は休業日に通所し、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。

●サービス実績・見込み

放課後等 デイサービス	第2期実績			第3期見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者 (実人/月)	23	28	23	25	27	29
利用日数 (人日/月)	279	399	339	368	398	427

(4) 保育所等訪問支援

第3期中の利用は見込みませんが、ニーズを把握しつつ、こども園等に通う障がい児について、当該施設を訪問し、当該施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

●サービス実績・見込み

保育所等訪問 支援	第2期実績			第3期見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者 (実人/月)	0	0	0	0	0	0
利用日数 (人日/月)	0	0	0	0	0	0

(5) 居宅訪問型児童発達支援

第3期中の利用は見込みませんが、ニーズを把握しつつ、重度の障がい等で障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に発達支援が提供できるよう、居宅を訪問して発達支援を行います。

●サービス実績・見込み

居宅訪問型 児童発達支援	第2期実績			第3期見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者 (実人/月)	0	0	0	0	0	0
利用日数 (人日/月)	0	0	0	0	0	0

（６）医療的ケア児支援コーディネーターの配置

医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、支援コーディネーターを圏域で配置しており、今後も専門的な知識と経験に基づいて、とりわけ本人の健康を維持しつつ、包括的に関わり続ける生活支援システム構築のため、キーパーソンとして支援に関わる関係機関との連携（多職種連携）を図ります。

●配置見込み

医療的ケア児 支援コーディネーター	第２期実績			第３期見込み		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
配置人数	2	4	7	10	12	14

※配置人数は山武郡市計

（７）発達障がい等に対する支援

発達障がい者等に対する支援の充実に向けて、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等、発達障がい者等の家族等に対する支援を実施します。

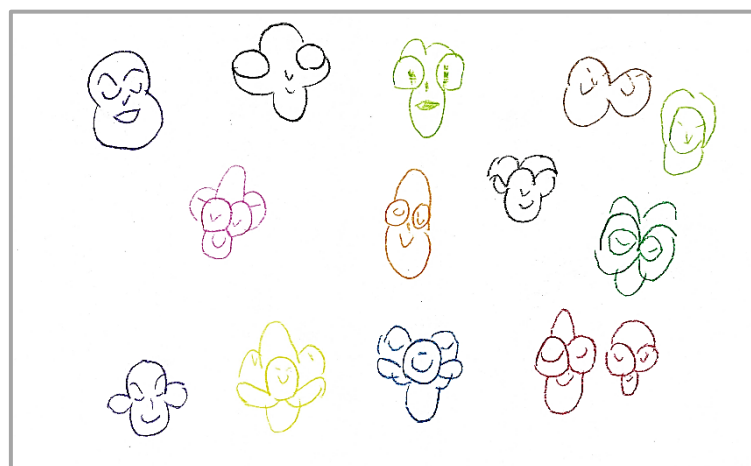
●支援の内容

名称	内容
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等	保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるようになるトレーニングやプログラムのこと。 ペアレントトレーニングは、保護者が子どもの「行動」に直接介入する方法や技術を学ぶもの。また、ペアレントプログラムは、保護者が子どもの「行動」そのものをまずきちんと捉えられるようになることを目標としており、ペアレントトレーニングの前段階の基本プログラムとして位置づけられています。
ペアレント・メンター	発達障がいのある子どもを育てた経験があり、相談支援に関するトレーニングを受けた保護者が、発達障がいの子どもの持つ保護者に対して、共感的なサポートを行い、地域資源についての情報を提供します。
ピアサポートの活動	同じ悩みを持つ発達障がい者同士やその保護者などが、悩みや情報の共有等を行う活動です。

●発達障がい等に対する支援の見込み

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数(保護者)	5	5	5
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数(支援者)	2	2	2
ペアレントメンターの人数	5	5	5
ピアサポート活動への参加人数	50	50	50

※見込みは山武郡市の3市3町での合計値とします。



第5章 計画の推進

第1節 計画の推進体制の確立

本計画の推進にあたっては、社会福祉課が中心となり関係各部局と随時連携を図りながら、各施策の進捗状況を定期的に把握・評価し、着実な推進を図ります。

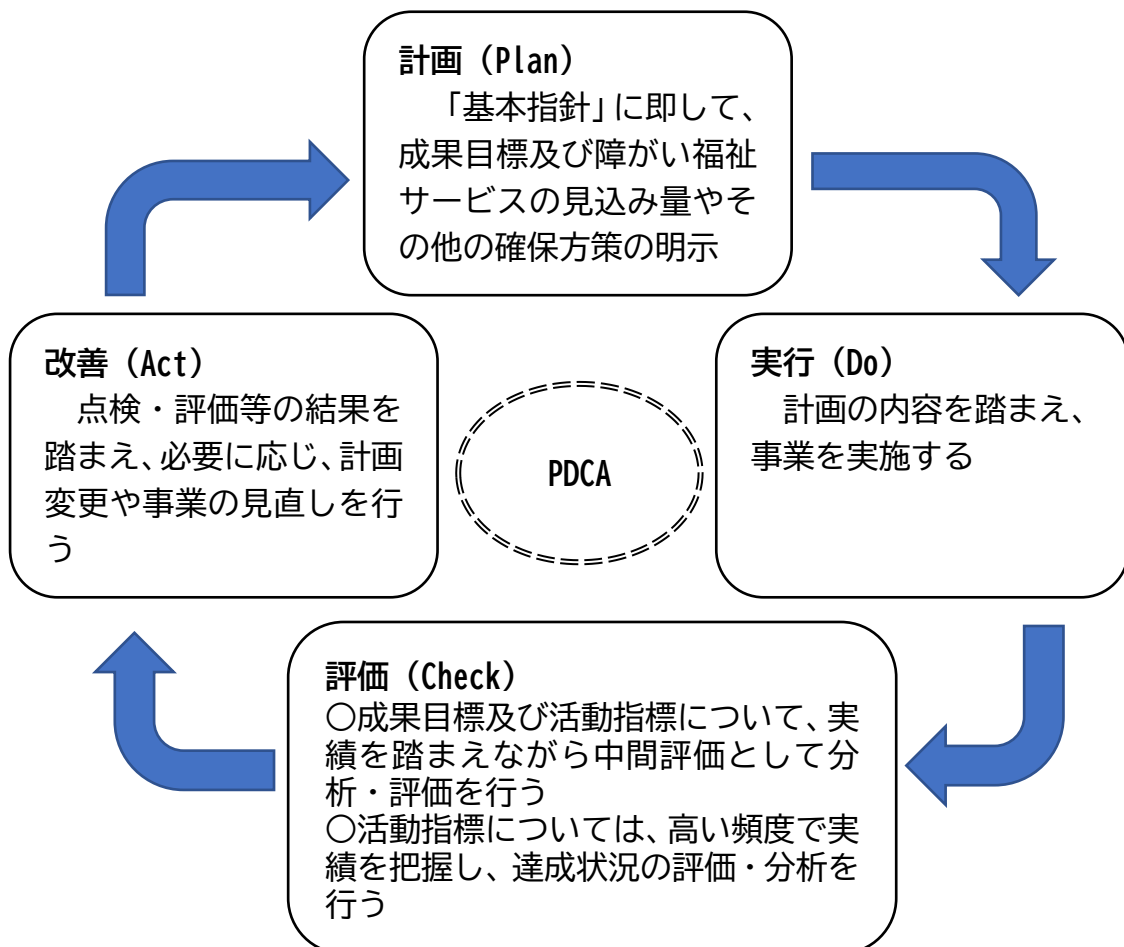
障がい福祉計画等に盛り込んだ、成果目標及び活動指標については、実績を把握し、障がい者・障がい児施策並びに関連施策の動向も踏まえながら、障がい福祉計画等の中間評価として分析及び評価し、進行管理を行います。

また、中間評価の際には、自立支援協議会において支援策等の検討を行い、幅広い意見交換を図ります。

●PDCAサイクルのイメージ

基本指針

計画策定にあたっての基本的考え方及び目標、サービス提供体制に関する見込み量等の提示



第2節 専門従事者等の育成・確保

障がい者福祉を推進するには、多様化する福祉ニーズに的確に対応した福祉サービスの提供体制の整備が必要であり、専門的知識又は技能を有する人材の養成と確保は不可欠となります。

このため、県や近隣市町、関係機関等との連携を通じて、保健・医療・福祉に関わる各種資格者、専門従事者等の計画的養成と確保のための支援に努めます。

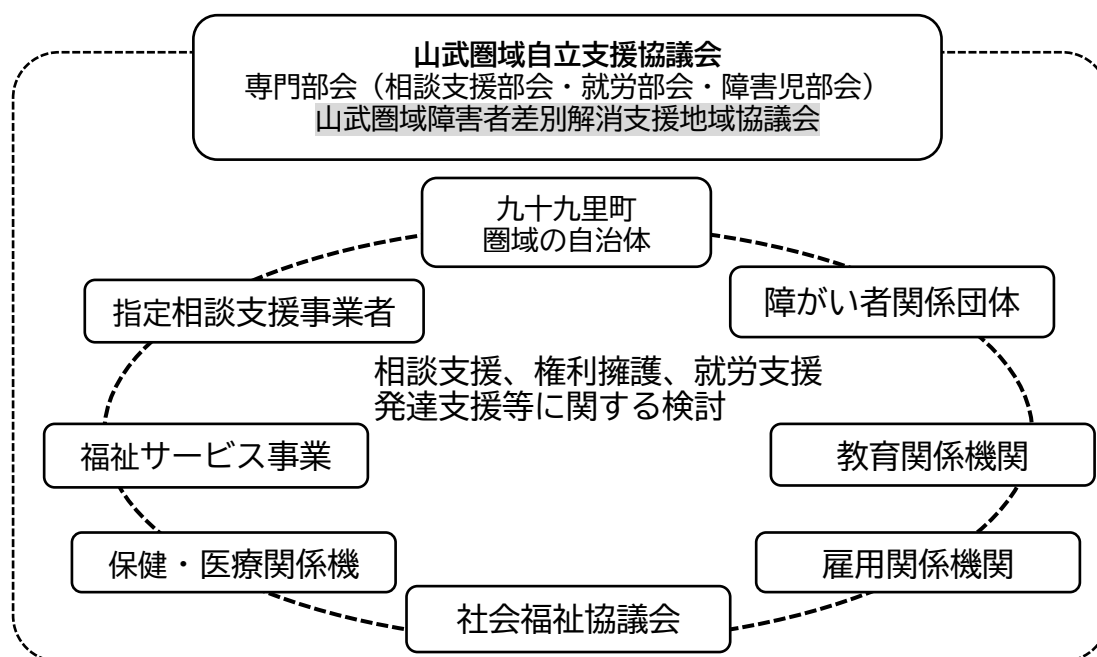
また、医療機関や民生委員など、地域の関係機関・関係者との情報共有を図るとともに、分野・組織を超えた合同研修会・交流会の開催などを通じて、障がい者に関わる専門従事者間等の連携強化を図ります。

第3節 自立支援協議会の円滑な運営

障がい者の生活支援ニーズと実際のサービスを適切に結びつけるには、指定相談支援などを通じた効果的なケアマネジメントの推進が欠かせません。そのためには、町、指定相談支援事業者、サービス事業者、さらには雇用分野、教育分野などの関係者が支援ネットワークを構築していくことが重要です。

本町では、障がい者自立支援サービスに関するこうした支援ネットワーク構築の中核的役割を果たす機関として圏域で自立支援協議会を設置し、専門部会（相談支援部会・就労部会・障害児部会）を組織しています。地域で抱えている課題・問題を迅速かつ柔軟に検討及び対応するため、随時、必要なケースの検討や連絡・調整を行っていきます。

●自立支援協議会の概要



資料

1. 策定委員会設置要綱

九十九里町障がい者計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条に規定する障害者福祉計画（以下、「計画」という。）を策定するため、九十九里町障がい者計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内とし次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 議会の代表
- (2) 医療関係者
- (3) 福祉団体の代表者
- (4) 学識経験者

2 委員は、町長が委嘱する。

3 委員会に委員長1人及び副委員長1人を置き、委員の互選によって定める。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、必要に応じ委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、委嘱の日から計画策定までの日とする。

第7条 委員会の事務局は、九十九里町社会福祉課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

2. 策定委員会委員名簿

委嘱区分	役 職	氏 名
議会の代表	九十九里町議会議員	善 塔 道 代
医療関係者	医療法人社団慈優会九十九里病院 総務部長代理	森 田 悠 介
福祉団体の代表 (委員長)	社会福祉法人九十九里町社会福祉協議会長	杉 田 慎一郎
福祉団体の代表	九十九里町身体障害者福祉会長	板 倉 敏 行
福祉団体の代表	九十九里町手をつなぐ親の会 会長	古 川 登 子
福祉団体の代表	九十九里町民生委員児童委員協議会長	小 松 倉 敏
学識経験者	千葉県山武健康福祉センター 地域福祉課長	熱 田 穰 一
学識経験者	山武郡市障がい者基幹相談支援センター所長	山 岡 功 平
学識経験者	中核地域生活支援センターさんネット センター長	吉 井 稔
学識経験者	住民代表	山 澤 邦 夫
学識経験者	住民代表	作 田 恵 美
学識経験者	住民代表	最 首 智 子

3. 策定経過

日 付	内 容
令和5年8月	障がい者等実態把握調査（アンケート）実施
令和5年11月6日	第1回障がい者計画策定委員会 ・委嘱書交付 ・委員長・副委員長選出 ・九十九里町 第5次障がい者基本計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の概要（骨子）について ・障がい者等実態把握調査（アンケート）結果について
令和6年2月5日	第2回障がい者計画策定委員会 ・九十九里町 第5次障がい者基本計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（案）について
令和6年2月19日 ～令和6年3月7日	計画（案）意見募集（パブリックコメント）の実施

4. アンケート調査結果

(1) 調査目的

本調査は、町内にお住まいの身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、障がい福祉サービスなどを利用されている方を対象に、毎日の生活、仕事や外出、福祉サービスの状況などを把握し、障がい者福祉施策の参考とすることや令和6年度からの新しい計画の策定のための資料とすることを目的とします。

(2) 調査概要

調査方法	郵送による配布、回収
調査基準日	令和5年8月1日
調査時期	令和5年8月7日～8月31日
調査対象	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、障がい福祉サービスなどを利用されている方
回収結果	配布数：500件 有効回収数：213件（回収率42.6% ※前回37.4%）

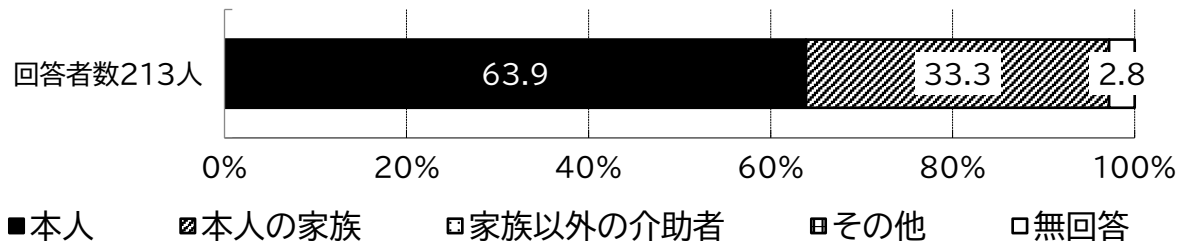
<グラフの注意点>

※割合（％）は、小数点1位で切り上げて表記しており、単一回答（ひとつだけ○）は合計して100%となるよう調整しています。

(3) 集計結果

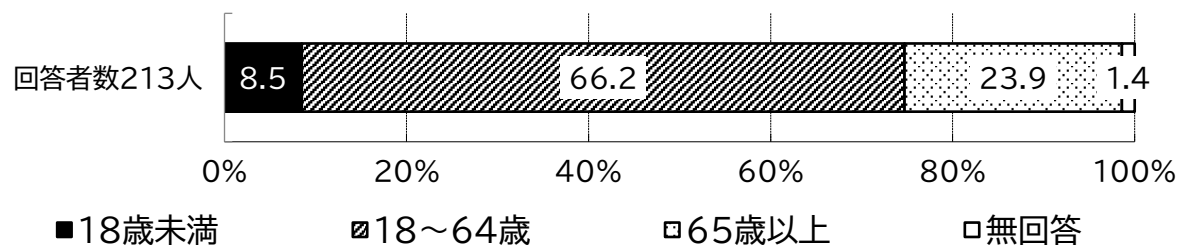
問1 お答えいただくのは、どなたですか。(ひとつだけ○)

「本人」が63.9%と最も高く、次いで「本人の家族」が33.3%と続いています。



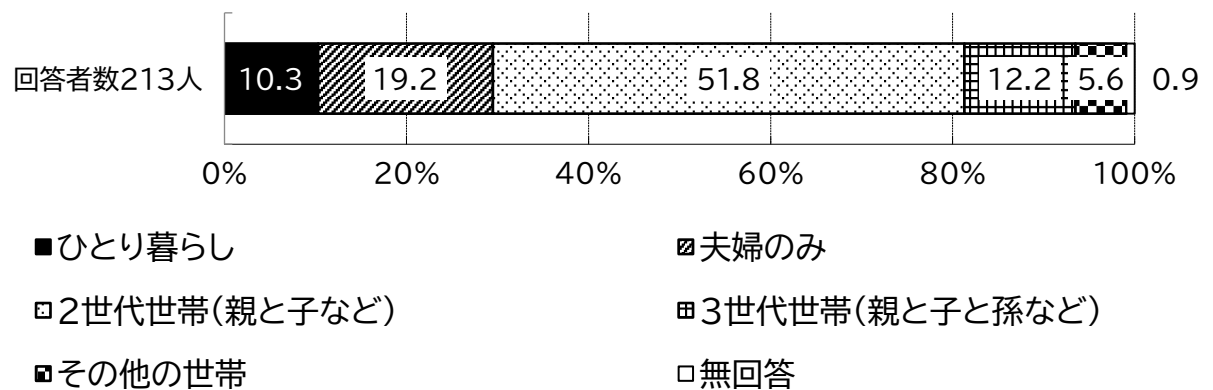
問2 あなたの年齢をお答えください。(令和5年8月1日現在)

「18～64歳」が66.2%と最も高く、次いで「65歳以上」が23.9%、「18歳未満」が8.5%と続いています。



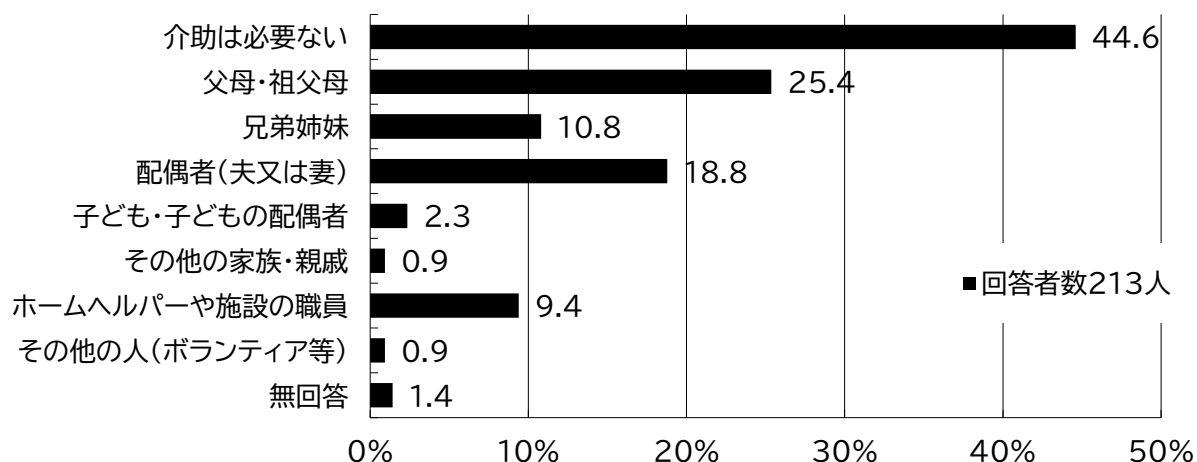
問3 家族構成を教えてください。(ひとつだけ○)

「2世代世帯(親と子など)」が51.8%と最も高く、次いで「夫婦のみ」が19.2%、「3世代世帯(親と子と孫など)」が12.2%と続いています。



問4 あなたを介助してくれる方は主にどなたですか。(あてはまるものすべてに○)

「介助は必要ない」が 44.6%と最も高く、次いで「父母・祖父母」が 25.4%、「配偶者（夫又は妻）」が 18.8%と続いています。

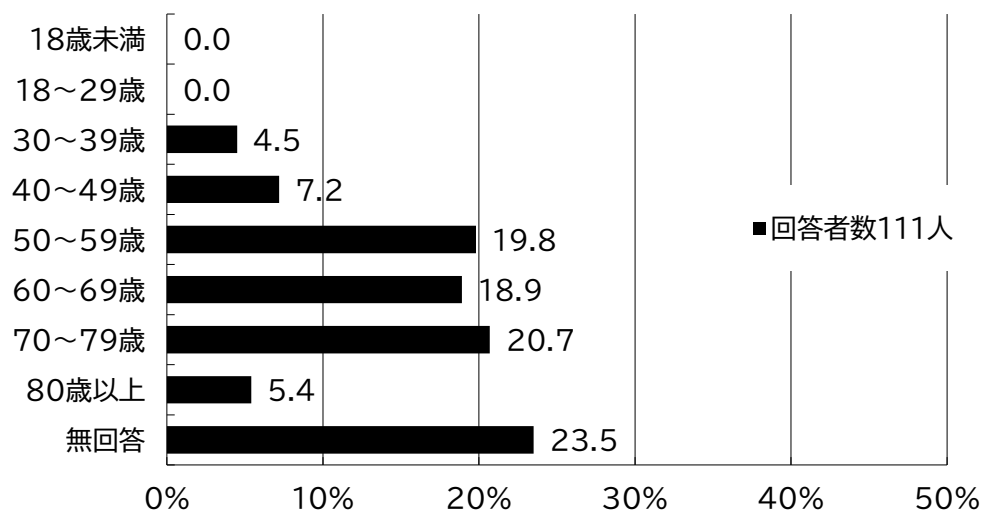


【問4で「父母・祖父母」～「その他の家族・親戚」に○を付けた方のみ】

問5 あなたを介助してくれる家族で、特に中心となっている方の年齢、性別、健康状態をお答えください。

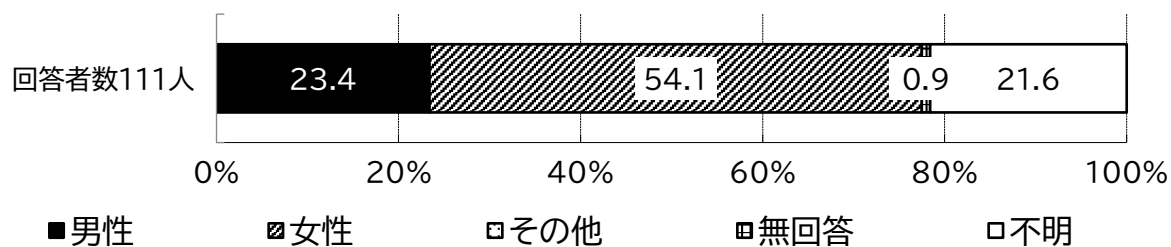
① 年齢（令和5年8月1日現在）

「70～79 歳」が 20.7%、「50～59 歳」が 19.8%とこれらが上位2つで、次いで「60～69 歳」が 18.9%と続いています。



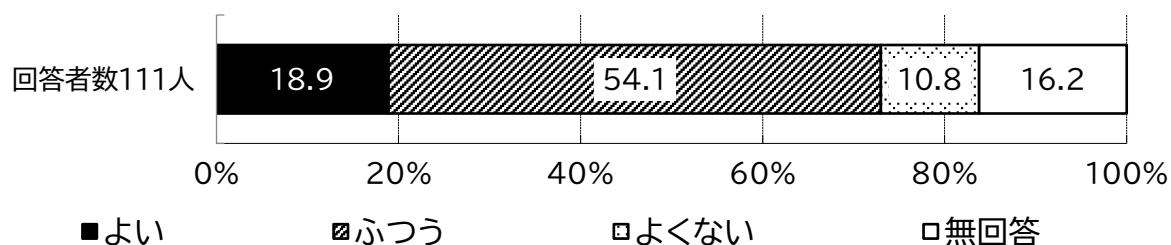
② 性別

「女性」が54.1%、「男性」が23.4%となっています。



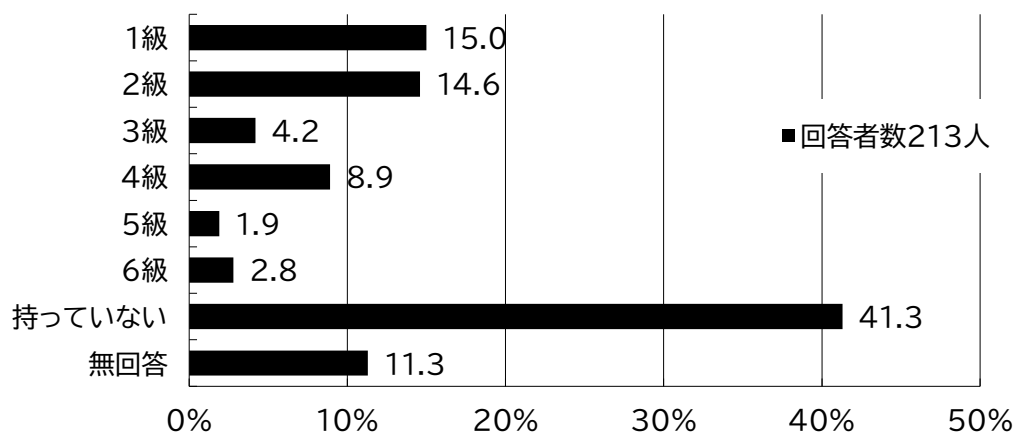
③ 健康状態（○はひとつだけ）

「ふつう」が54.1%と最も高く、次いで「よい」が18.9%、「よくない」が10.8%と続いています。



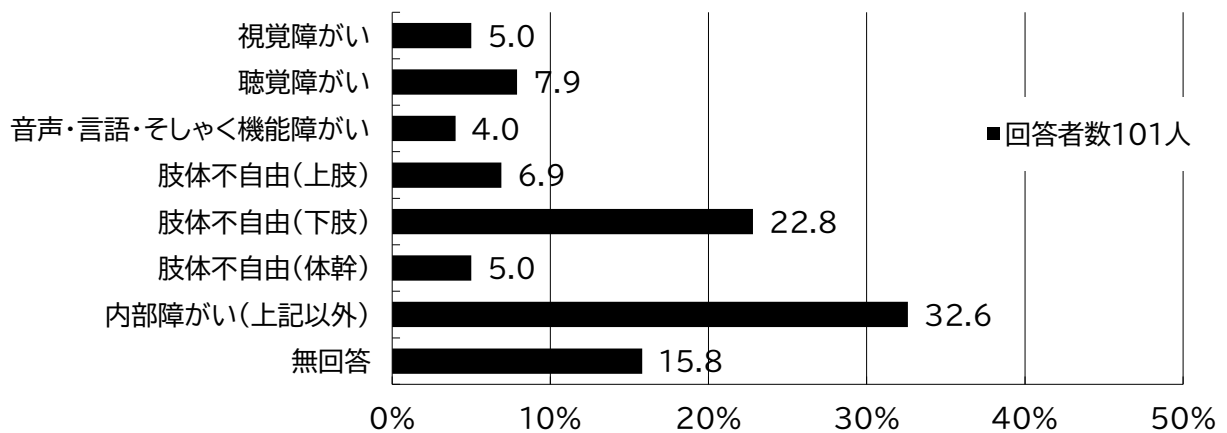
問6 あなたは身体障害者手帳をお持ちですか。（ひとつだけ○）

「持っていない」が41.3%と最も高く、次いで「1級」が15.0%、「2級」が14.6%と続いています。



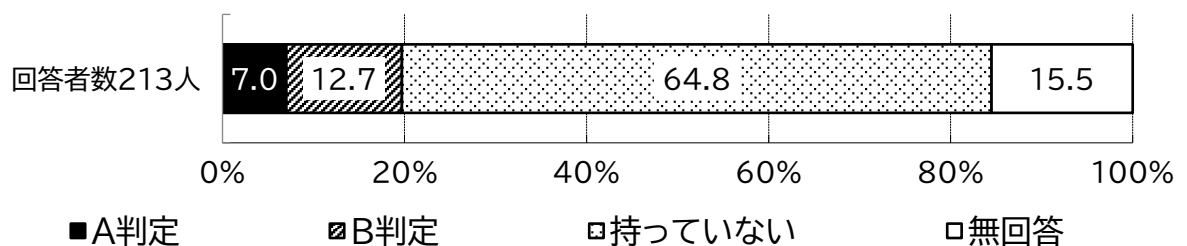
問6-1 主な障がいは何ですか。(ひとつだけ○)

「内部障がい（上記以外）」が32.6%と最も高く、次いで「肢体不自由（下肢）」が22.8%、「聴覚障がい」が7.9%と続いています。



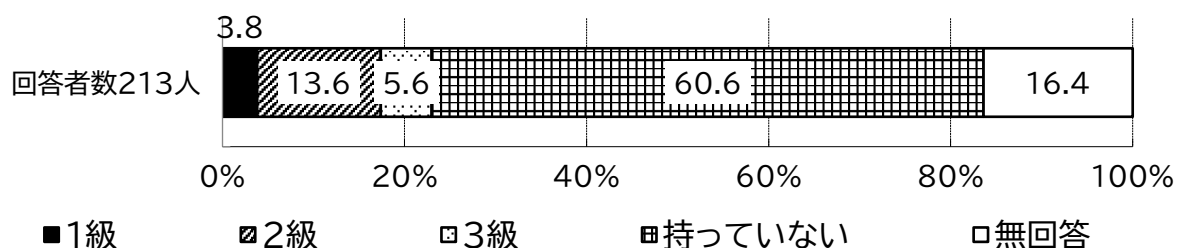
問7 あなたは療育手帳をお持ちですか。(ひとつだけ○)

「持っていない」が64.8%と最も高く、次いで「B判定」が12.7%、「A判定」が7.0%と続いています。



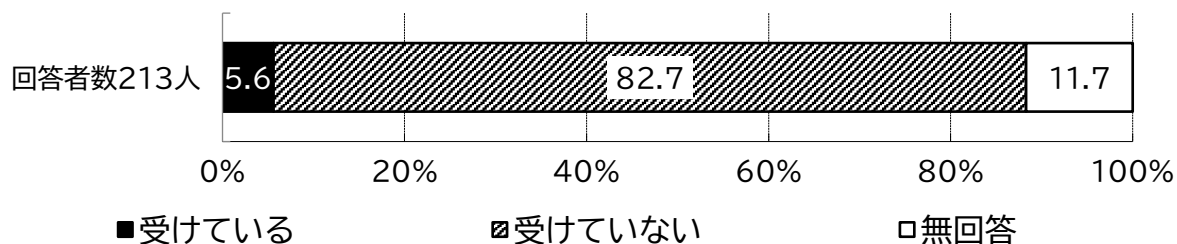
問8 あなたは精神障害者保健福祉手帳をお持ちですか。(ひとつだけ○)

「持っていない」が60.6%と最も高く、次いで「2級」が13.6%、「3級」が5.6%と続いています。



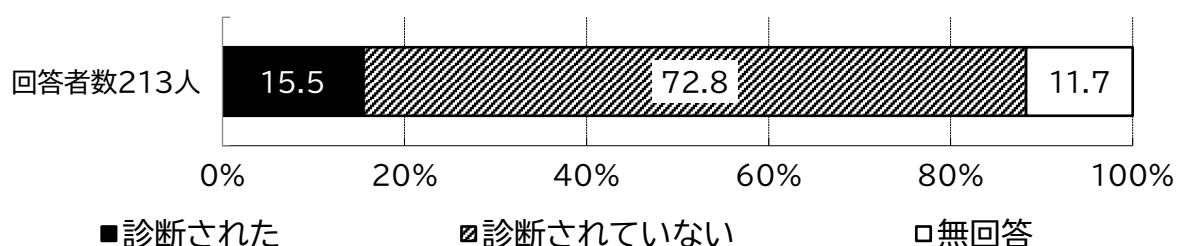
問9 あなたは難病（特定疾患）の認定を受けていますか。（ひとつだけ○）

「受けていない」が82.7%、「受けている」が5.6%となっています。



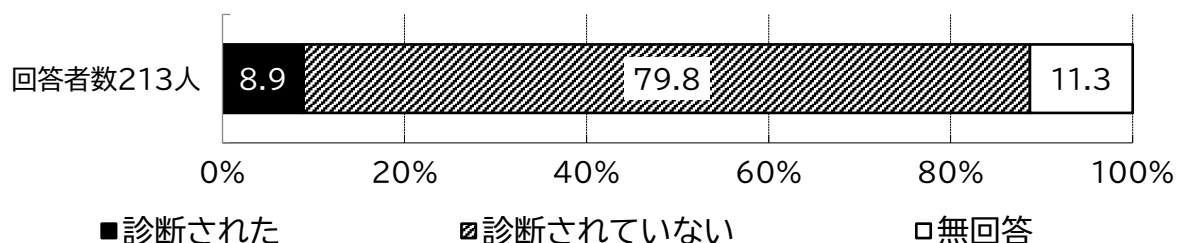
問10 あなたは発達障がいとして診断されたことがありますか。（ひとつだけ○）

「診断されていない」が72.8%、「診断された」が15.5%となっています。



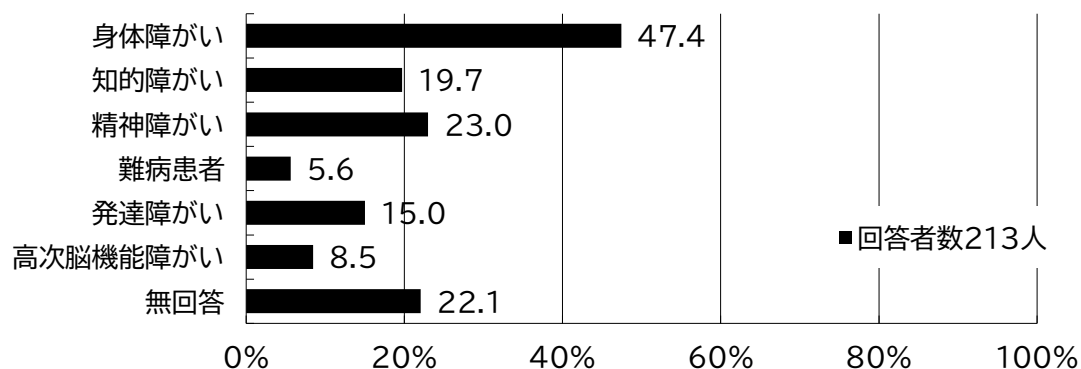
問11 あなたは高次脳機能障がいとして診断されたことがありますか。（ひとつだけ○）

「診断されていない」が79.8%、「診断された」が8.9%となっています。



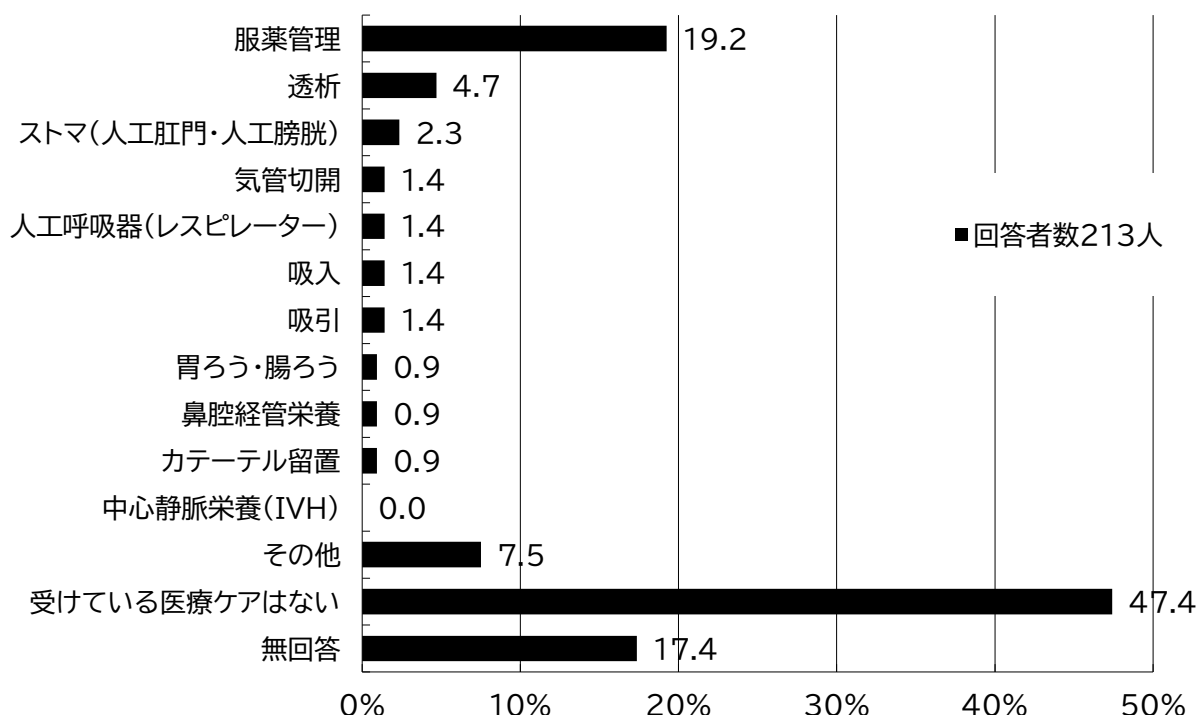
【問6～問11】障がいの種類（あてはまるものすべてに○）

問6～問11の手帳所持や診断の状況を集計したところ、「身体障がい（身体障害者手帳所持者）」が47.4%と最も高く、次いで「精神障がい」が23.0%、「知的障がい」が19.7%と続いています。



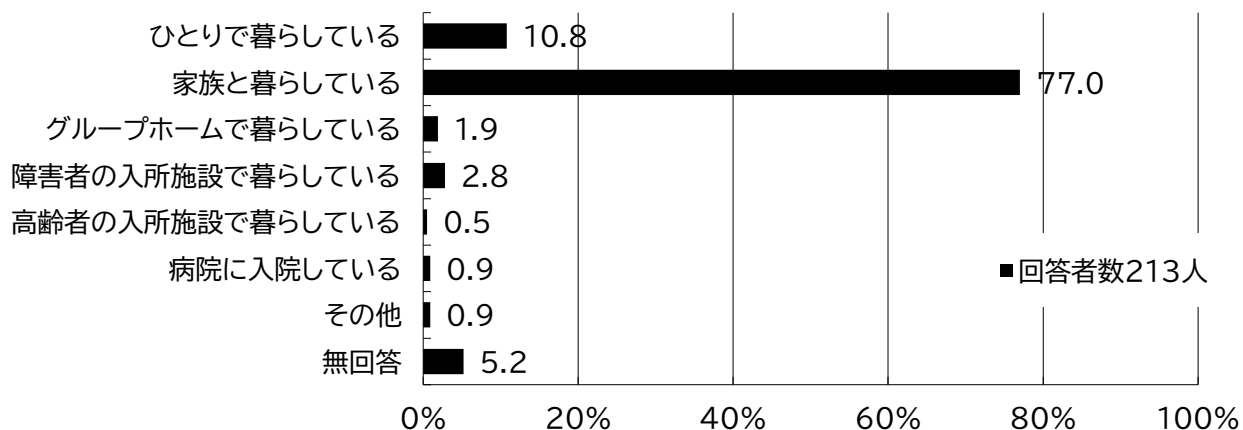
問 12 あなたが現在受けている医療ケアはありますか。(あてはまるものすべてに○)

「受けている医療ケアはない」が 47.4%と最も高く、次いで「服薬管理」が 19.2%、「その他」が 7.5%と続いています。



問 13 あなたは現在どのように暮らしていますか。(ひとつだけ○)

「家族と暮らしている」が 77%と最も高く、次いで「ひとりで暮らしている」が 10.8%、「障害者の入所施設で暮らしている」が 2.8%と続いています。



【障がいの種類別】

いずれの障がいも「家族と暮らしている」が最も高く、知的障がいは「グループホームで暮らしている」が 7.1%、高次脳機能障がいは「障害者の入所施設で暮らしている」が 11.1%と比較的高くなっています。

	回答者数	ひとりで暮らしている	家族と暮らしている	グループホームで暮らしている	障害者の入所施設で暮らしている	高齢者の入所施設で暮らしている	病院に入院している	その他	無回答
全体	213	10.8%	77.0%	1.9%	2.8%	0.5%	0.9%	0.9%	5.2%
身体障がい	101	13.9%	78.1%	2.0%	4.0%	0.0%	1.0%	0.0%	1.0%
知的障がい	42	2.4%	85.7%	7.1%	4.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
精神障がい	49	12.2%	71.6%	2.0%	2.0%	0.0%	2.0%	4.1%	6.1%
難病患者	12	16.7%	83.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
発達障がい	32	3.1%	81.2%	6.3%	3.1%	0.0%	0.0%	6.3%	0.0%
高次脳機能障がい	18	11.1%	77.8%	0.0%	11.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

問 14 あなたは将来、どのように生活したいと思いますか。(ひとつだけ○)

「今のまま生活したい」が 54.4%と最も高く、次いで「家族と一緒に生活したい」が 18.3%、「グループホームなどを利用したい」が 9.9%と続いています。



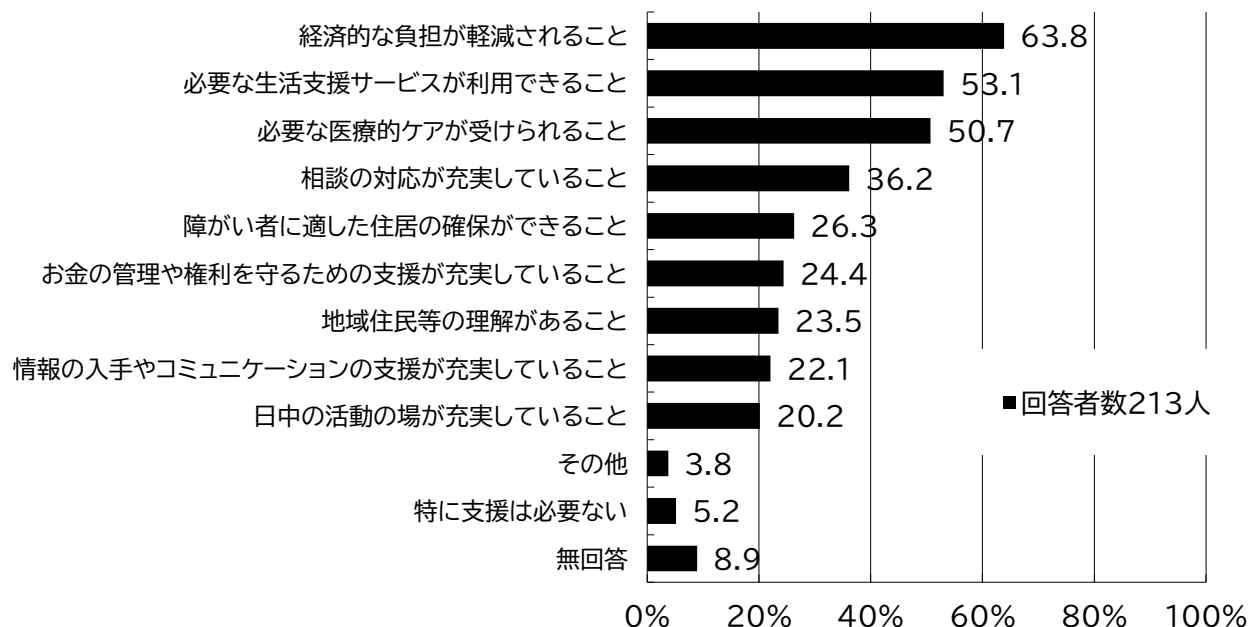
【障がいの種類別】

多くの障がいでは「今のまま生活したい」が最も高く、精神障がいは「家族と一緒に生活したい」も同率で、高次脳機能障がいは「家族と一緒に生活したい」が最も高くなっています。

	回答者数	今のまま生活したい	グループホームなどを利用したい	家族と一緒に生活したい	一般の住宅でひとり暮らしをしたい	その他	無回答
全体	213	54.4%	9.9%	18.3%	4.7%	3.8%	8.9%
身体障がい	101	63.3%	8.9%	15.8%	3.0%	4.0%	5.0%
知的障がい	42	38.1%	23.8%	28.6%	0.0%	2.4%	7.1%
精神障がい	49	32.7%	14.3%	32.7%	12.2%	2.0%	6.1%
難病患者	12	66.7%	0.0%	25.0%	0.0%	0.0%	8.3%
発達障がい	32	40.5%	21.9%	21.9%	3.1%	6.3%	6.3%
高次脳機能障がい	18	22.2%	22.2%	27.8%	11.1%	5.6%	11.1%

問 15 自宅や地域で自立した生活を送るためには、どのような支援があればよいと思いますか。（あてはまるものすべてに○）

「経済的な負担が軽減されること」が 63.8%と最も高く、次いで「必要な生活支援サービスが利用できること」が 53.1%、「必要な医療的ケアが受けられること」が 50.7%と続いています。



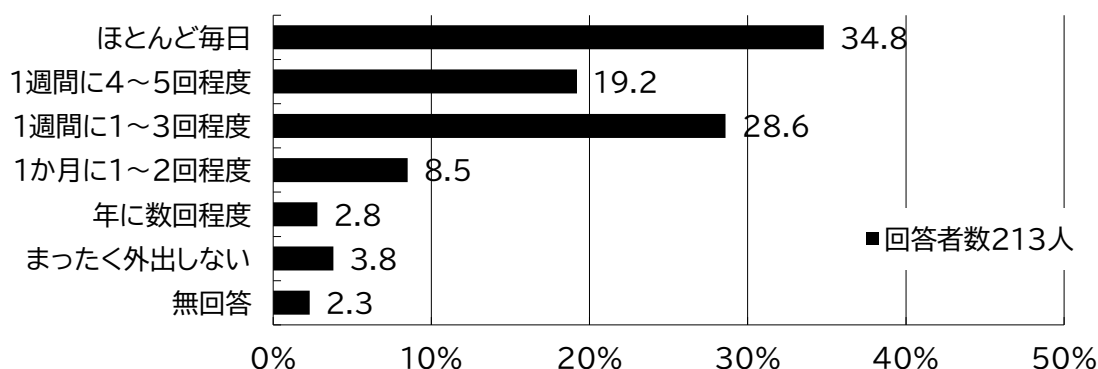
【障がいの種類別】

身体障がい、精神障がい、難病患者は「経済的な負担が軽減されること」が最も高く、知的障がい、発達障がい、高次脳機能障がいは「必要な生活支援サービスが利用できること」が最も高くなっています。

	回答者数	最上位の回答
全体	213	経済的な負担が軽減されること 63.8%
身体障がい	101	経済的な負担が軽減されること 58.4%
知的障がい	42	必要な生活支援サービスが利用できること 66.7%
精神障がい	49	経済的な負担が軽減されること 71.4%
難病患者	12	経済的な負担が軽減されること 91.7%
発達障がい	32	必要な生活支援サービスが利用できること 78.1%
高次脳機能障がい	18	必要な生活支援サービスが利用できること 66.7%

問 16 あなたは、1 週間にどの程度外出しますか。(ひとつだけ○)

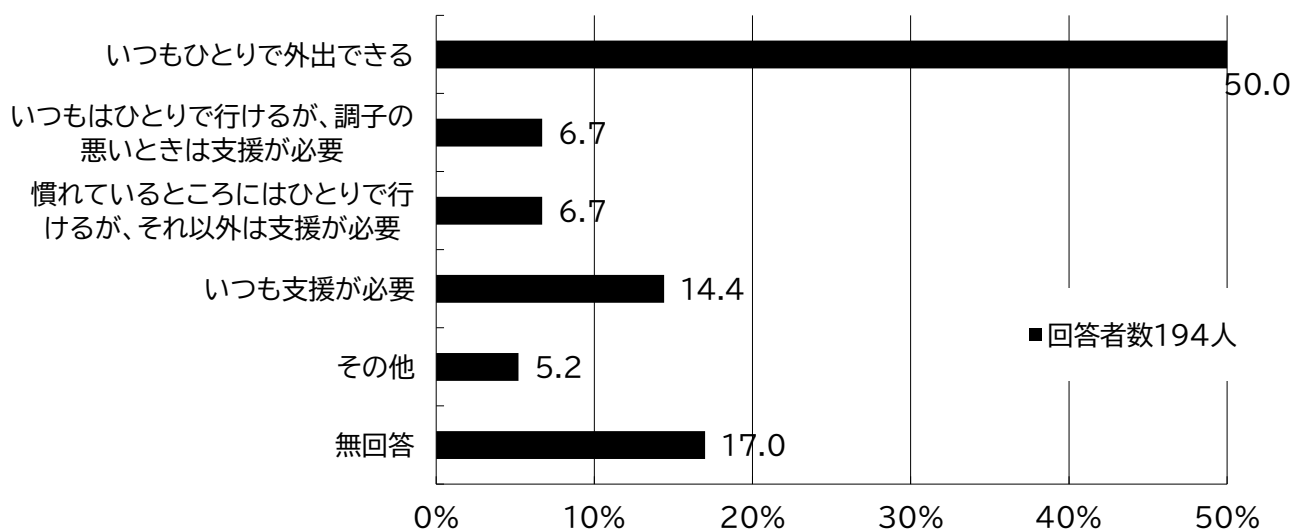
「ほとんど毎日」が 34.8%と最も高く、次いで「1 週間に 1～3 回程度」が 28.6%、「1 週間に 4～5 回程度」が 19.2%と続いています。



【ここからは問 16 で、「ほとんど毎日」～「1 か月に 1～2 回程度」に○を付けた方のみ】

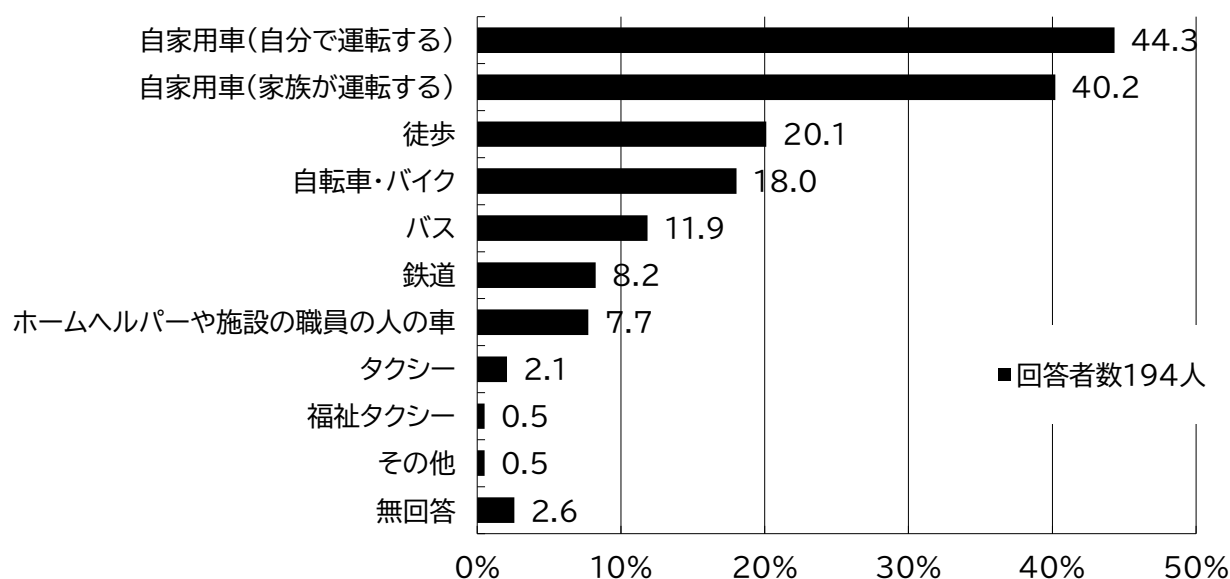
問 17 あなたは、外出するときに支援が必要ですか。(ひとつだけ○)

「いつもひとりで外出できる」が 50.0%と最も高く、次いで「いつも支援が必要」が 14.4%、「いつもはひとりでできるが、調子の悪いときは支援が必要」が 6.7%と続いています。



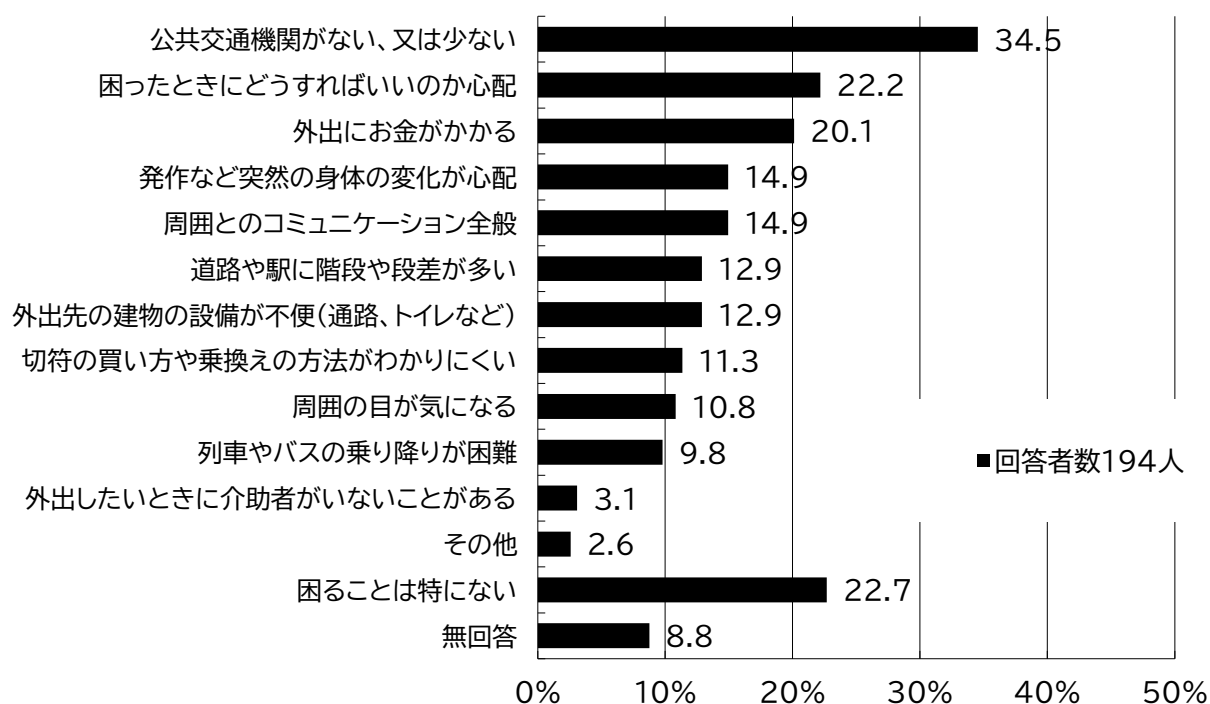
問 18 あなたが外出するときの主な移動手段は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

「自家用車(自分で運転する)」が44.3%、「自家用車(家族が運転する)」が40.2%とこれらが上位2つで、次いで「徒歩」が20.1%と続いています。



問 19 外出するときに困ることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

「公共交通機関がない、又は少ない」が34.5%と最も高く、次いで「困ることは特にない」が22.7%、「困ったときにどうすればいいのか心配」が22.2%と続いています。



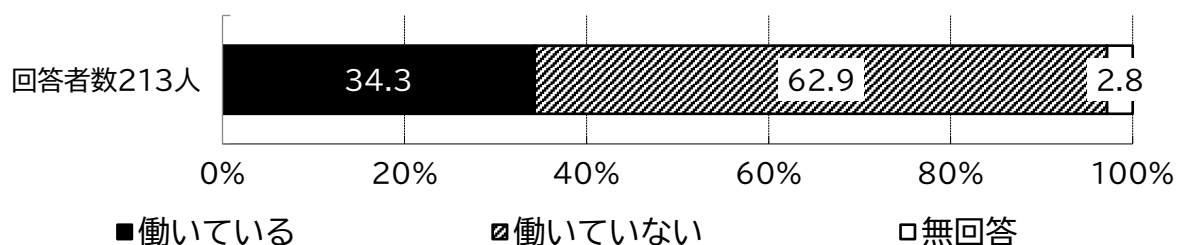
【障がいの種類別】

身体障がい、精神障がい、高次脳機能障がいは「公共交通機関がない、又は少ない」が最も高く、知的障がいは「困ったときにどうすればいいのか心配」、発達障がいは「困ったときにどうすればいいのか心配」と「周囲とのコミュニケーション全般」、難病患者は「道路や駅に階段や段差が多い」と「外出先の建物の設備が不便（通路、トイレ、エレベーターなど）」が最も高くなっています。

	回答者数	最上位の回答
全体	194	公共交通機関がない、又は少ない 34.5%
身体障がい	91	公共交通機関がない、又は少ない 31.9%
知的障がい	36	困ったときにどうすればいいのか心配 41.7%
精神障がい	43	公共交通機関がない、又は少ない 39.5%
難病患者	12	道路や駅に階段や段差が多い 33.3% 外出先の建物の設備が不便（通路、トイレ、エレベーターなど） 33.3%
発達障がい	28	困ったときにどうすればいいのか心配 50.0% 周囲とのコミュニケーション全般 50.0%
高次脳機能障がい	16	公共交通機関がない、又は少ない 50.0%

問 20 あなたは現在、働いていますか。（ひとつだけ○）

「働いていない」が 62.9%、「働いている」が 34.3%となっています。



【年齢区分別】

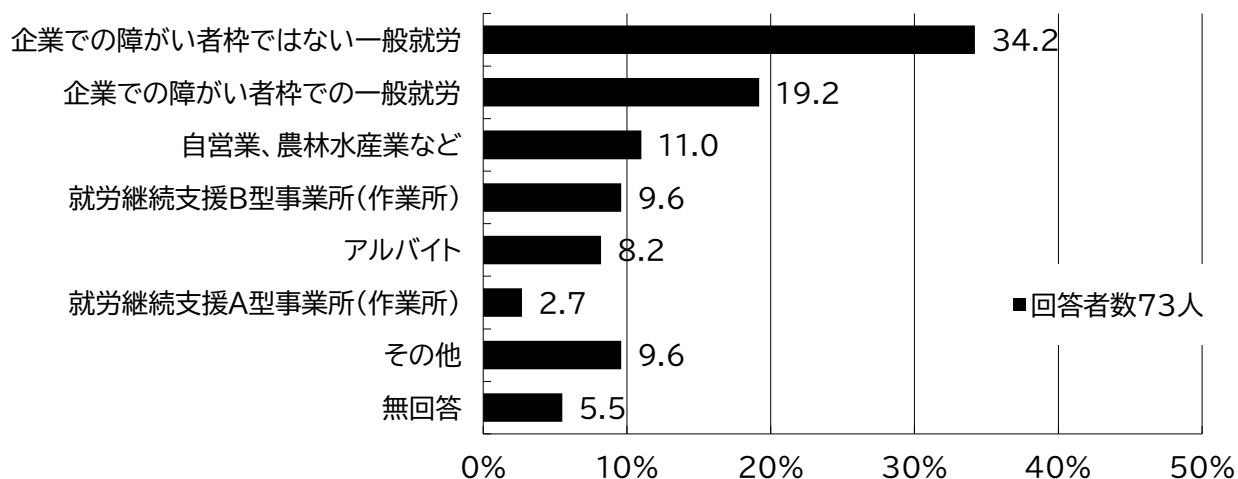
18～64歳は「働いている」が 40.4%、65歳以上は同回答が 29.4%となっています。

	回答者数	働いている	働いていない	無回答
全体	213	34.3%	62.9%	2.8%
18歳未満	18	0.0%	100.0%	0.0%
18～64歳	141	40.4%	56.1%	3.5%
65歳以上	51	29.4%	68.6%	2.0%

【問 20 で、「働いている」に○を付けた方のみ】

問 20-1 どのような就労形態で働いていますか。(ひとつだけ○)

「企業での障がい者枠ではない一般就労」が 34.2%と最も高く、次いで「企業での障がい者枠での一般就労」が 19.2%、「自営業、農林水産業など」が 11.0%と続いています。



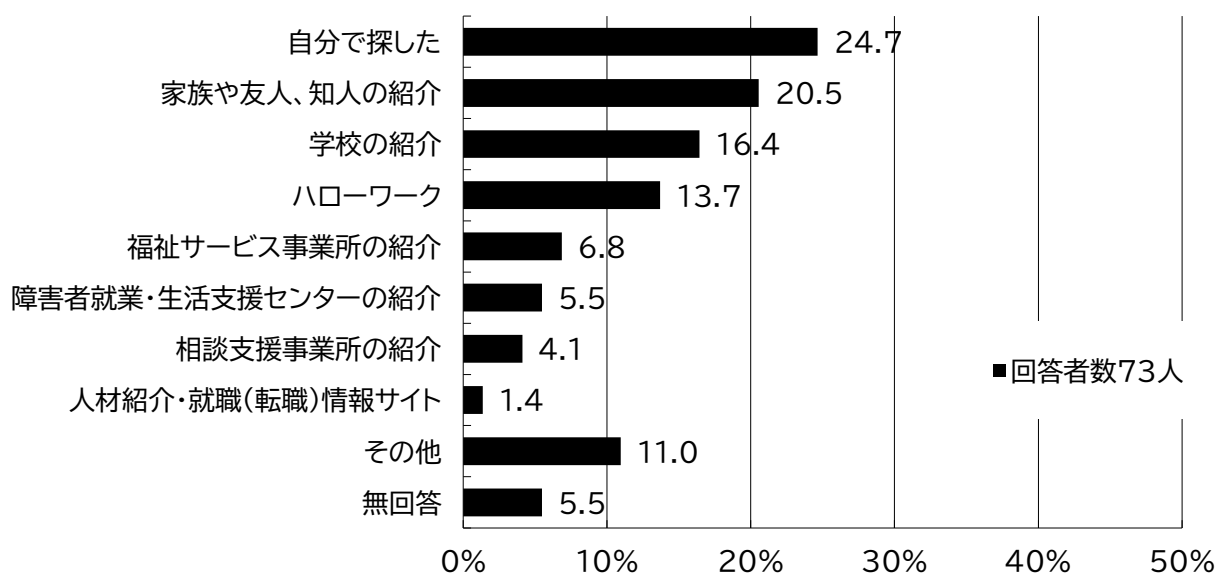
【障がいの種類別】

身体障がいでは「企業での障がい者枠ではない一般就労」が最も高く、精神障がいと高次脳機能障がいは「企業での障がい者枠での一般就労」、知的障がい、難病患者、発達障がいは「就労継続支援 B 型事業所（作業所）」が最も高くなっています。

	回答者数	企業での障がい者枠ではない一般就労	企業での障がい者枠での一般就労	就労継続支援A型事業所(作業所)	就労継続支援B型事業所(作業所)	自営業、農林水産業など	アルバイト	その他	無回答
全体	73	34.2%	19.2%	2.7%	9.6%	11.0%	8.2%	9.6%	5.5%
身体障がい	38	39.3%	15.8%	5.3%	5.3%	21.1%	5.3%	5.3%	2.6%
知的障がい	16	6.3%	25.0%	0.0%	37.3%	0.0%	6.3%	6.3%	18.8%
精神障がい	16	18.8%	31.0%	6.3%	6.3%	6.3%	25.0%	6.3%	0.0%
難病患者	3	0.0%	0.0%	0.0%	33.4%	0.0%	33.3%	33.3%	0.0%
発達障がい	11	9.1%	36.3%	0.0%	36.4%	0.0%	9.1%	0.0%	9.1%
高次脳機能障がい	5	0.0%	40.0%	20.0%	0.0%	0.0%	20.0%	0.0%	20.0%

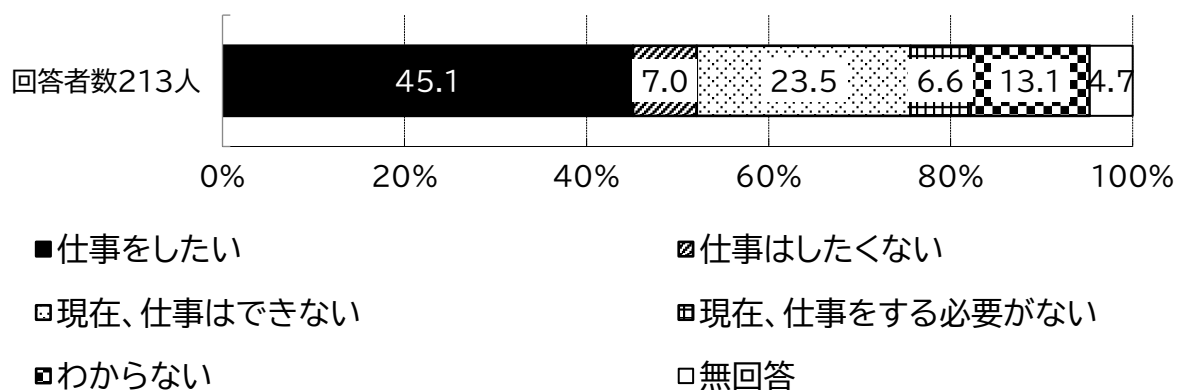
問 20-2 どのような方法で現在の仕事を見つけましたか。(あてはまるものすべてに)

「自分で探した」が 24.7%、「家族や友人、知人の紹介」が 20.5%とこれらが上位2つで、次いで「学校の紹介」が 16.4%と続いています。



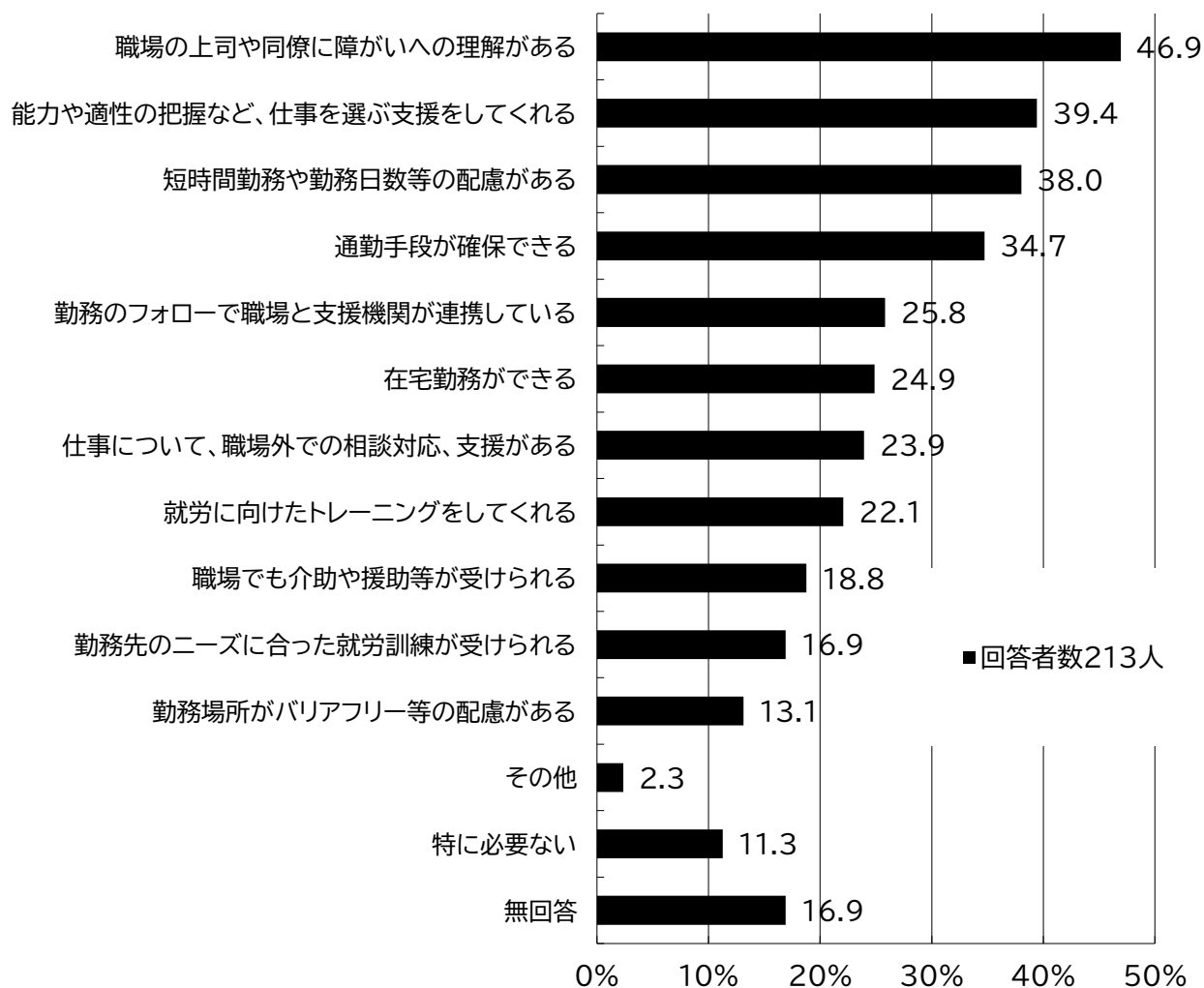
問 21 あなたは今後(将来的に)、収入を得る仕事をしたいと思いますか。(ひとつだけ○)

「仕事をしたい」が 45.1%と最も高く、次いで「現在、仕事はできない」が 23.5%、「わからない」が 13.1%と続いています。



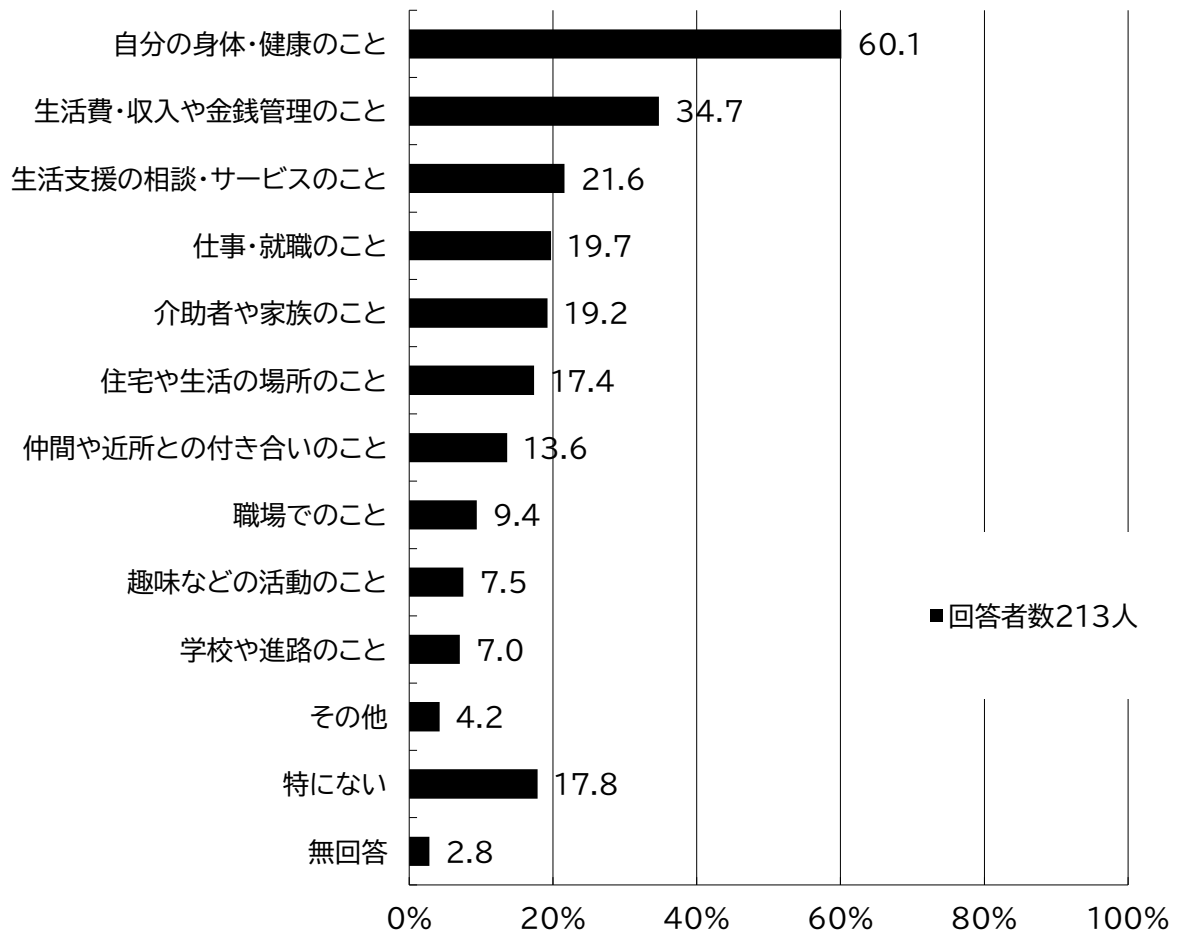
問 22 あなたは、障がい者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。（あてはまるものすべてに○）

「職場の上司や同僚に障がいへの理解がある」が 46.9%と最も高く、次いで「能力や適性の把握など、仕事を選ぶ支援をしてくれる」が 39.4%、「短時間勤務や勤務日数等の配慮がある」が 38.0%と続いています。



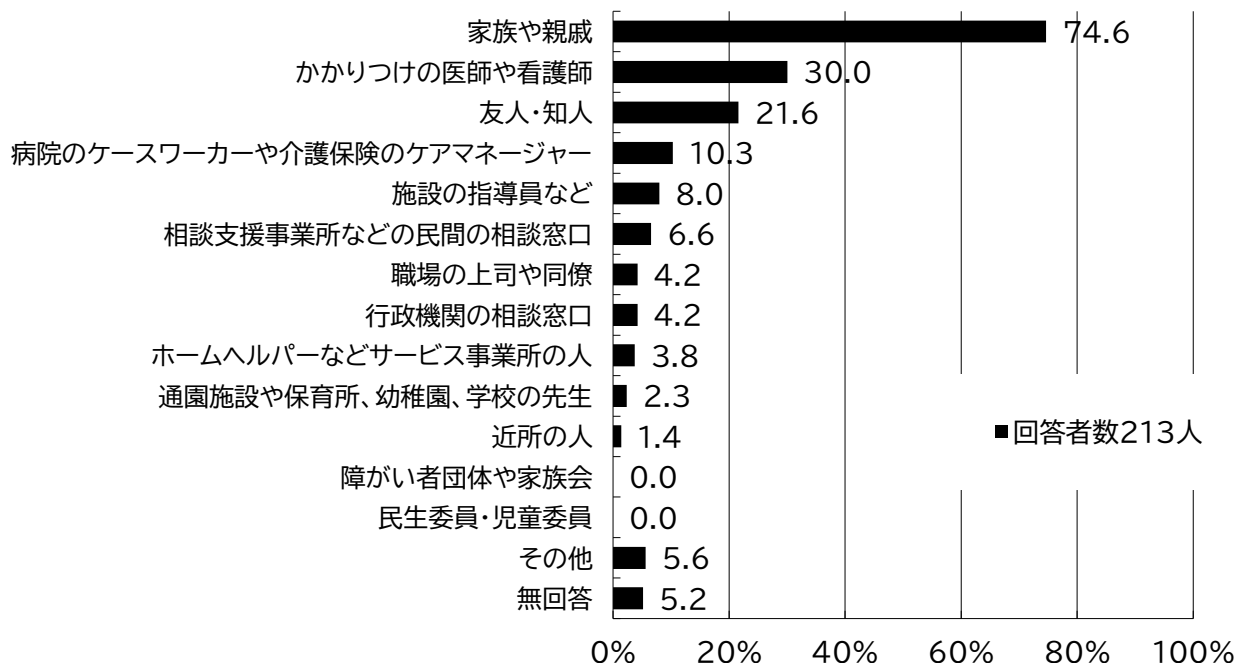
問 23 あなたは、ふだんの生活で困っていることや不安に思っていることがありますか。
(あてはまるものすべてに○)

「自分の身体・健康のこと」が 60.1%と最も高く、次いで「生活費・収入や金銭管理のこと」が 34.7%、「生活支援の相談・サービスのこと」が 21.6%と続いています。



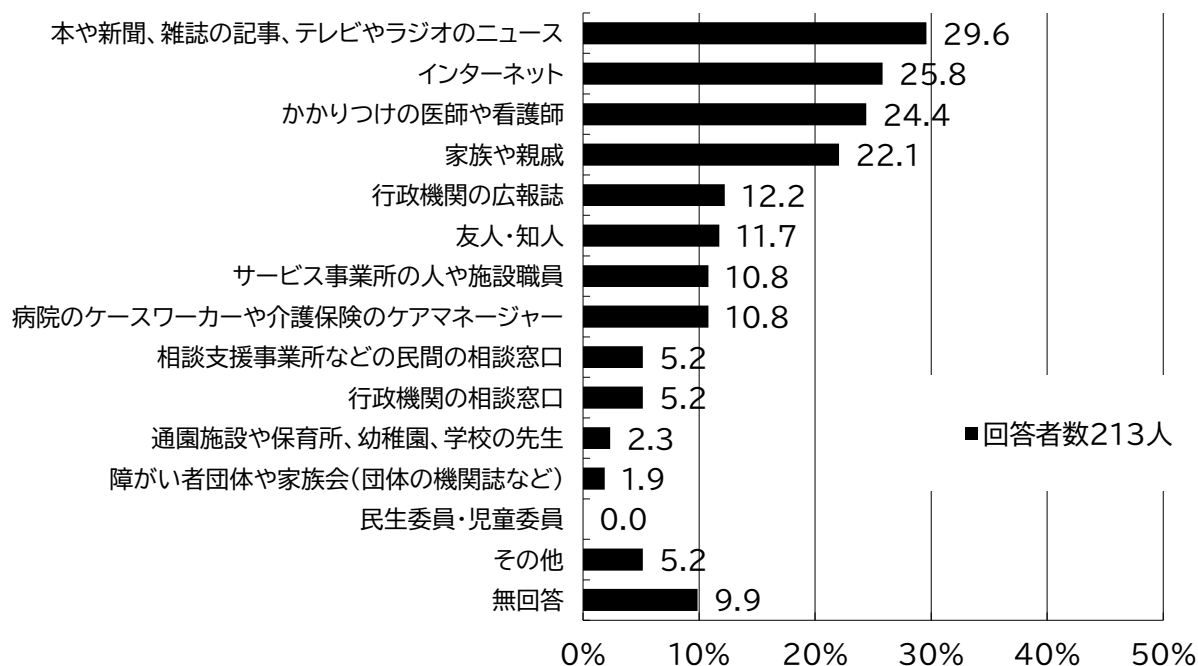
問 24 あなたは、ふだんの生活で困っていることや不安に思っていることを、どなたに相談しますか。(あてはまるものすべてに○)

「家族や親戚」が74.6%と最も高く、次いで「かかりつけの医師や看護師」が30.0%、「友人・知人」が21.6%と続いています。



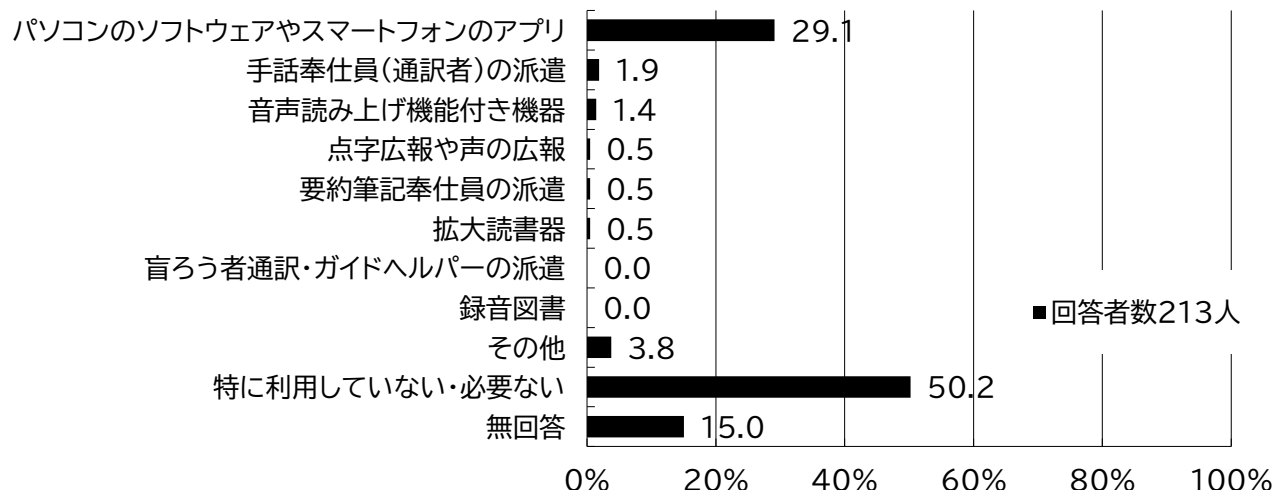
問 25 あなたは障がいのことや福祉サービスなどに関する情報を、どこから知ることが多いですか。(あてはまるものすべてに○)

「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が29.6%、「インターネット」が25.8%とこれらが上位2つで、次いで「かかりつけの医師や看護師」が24.4%と続いています。



問 26 あなたは、情報の入手やコミュニケーションの支援として利用しているものがありますか。(あてはまるものすべてに○)

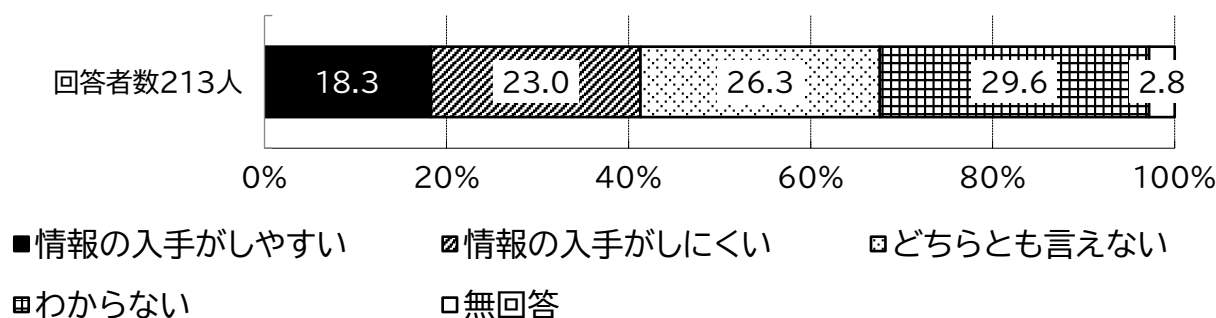
「特に利用していない・必要ない」が50.2%と最も高く、次いで「パソコンのソフトウェアやスマートフォンのアプリ」が29.1%、「その他」が3.8%と続いています。



問 27 あなたは、九十九里町役場からの情報提供や窓口での相談対応・コミュニケーションについて、どのように評価しますか。(それぞれひとつだけ○)

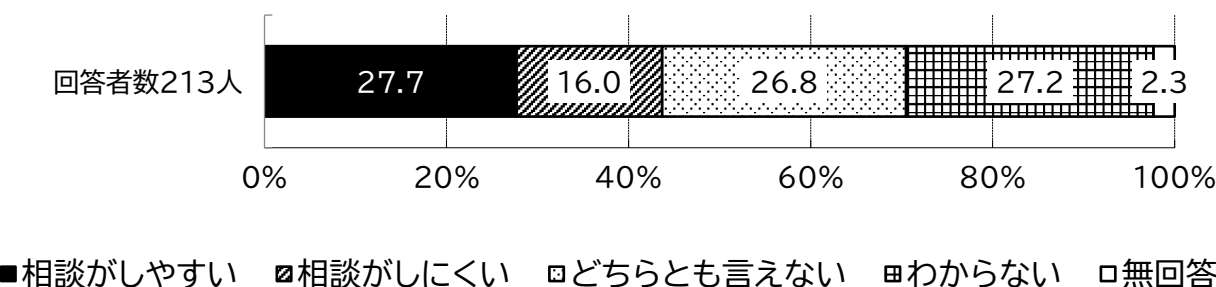
①役場からの情報提供

「わからない」が29.6%、「どちらとも言えない」が26.3%とこれらが上位2つで、次いで「情報の入手がしにくい」が23.0%と続いています。



②役場の窓口での相談対応

「相談がしやすい」が27.7%、「わからない」が27.2%とこれらが上位2つで、次いで「どちらとも言えない」が26.8%と続いています。



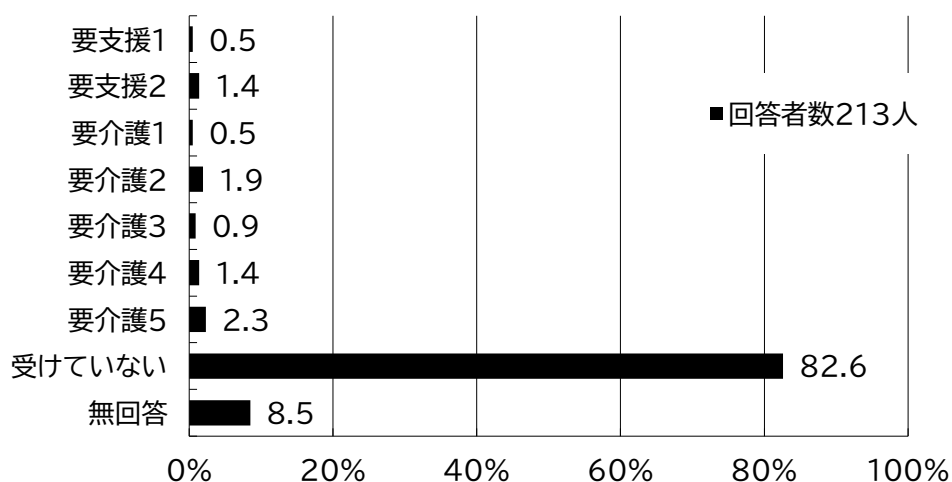
【障がいの種類別】

難病患者以外は「相談がしやすい」が最も高く、身体障がいは「わからない」も同率で、発達障がいは「どちらとも言えない」も同率です。難病患者は「どちらとも言えない」が最も高くなっています。

	回答者数	相談がしやすい	相談がしにくい	どちらとも言えない	わからない	無回答
全体	213	27.7%	16.0%	26.8%	27.2%	2.3%
身体障がい	101	28.7%	14.9%	25.7%	28.7%	2.0%
知的障がい	42	40.5%	9.5%	21.4%	26.2%	2.4%
精神障がい	49	34.7%	18.4%	32.7%	12.2%	2.0%
難病患者	12	16.7%	25.0%	41.7%	8.3%	8.3%
発達障がい	32	37.5%	9.4%	37.5%	15.6%	0.0%
高次脳機能障がい	18	33.4%	11.1%	33.3%	22.2%	0.0%

問 28 あなたは介護保険の認定を受けていますか。受けている方は現在の介護度をお答えください。(ひとつだけ○)

「受けていない」が 82.6%と最も高く、次いで「要介護5」が 2.3%、「要介護2」が 1.9%と続いています。



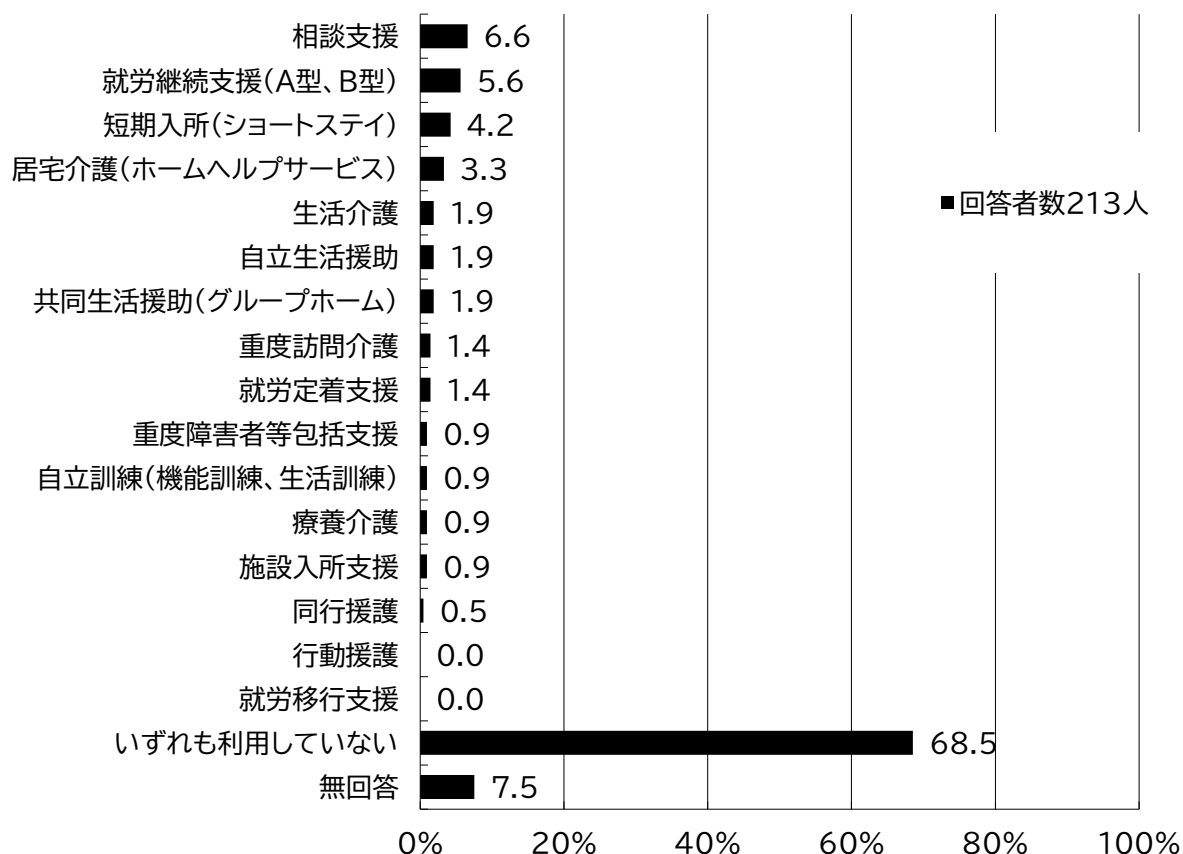
【65 歳以上】

「受けていない」が 76.4%と最も高く、次いで「要支援2」、「要介護4」がいずれも 5.9%、次いで「要介護2」が 3.9%と続いています。

	回答者数	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	受けていない	無回答
65歳以上	51	0.0%	5.9%	2.0%	3.9%	0.0%	5.9%	2.0%	76.4%	3.9%

問 29 あなたは現在、次の障害福祉サービスを利用していますか。(あてはまるものすべてに○)

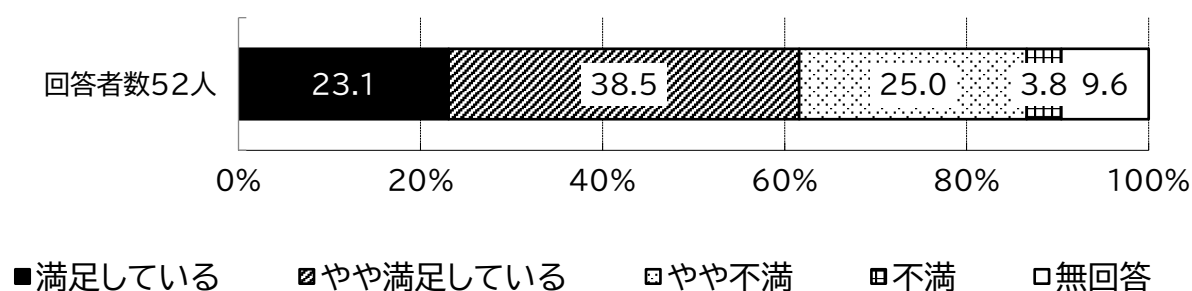
「いずれも利用していない」が68.5%と最も高く、次いで「相談支援」が6.6%、「就労継続支援（A型、B型）」が5.6%と続いています。



【問 29 で、いずれかのサービスに○を付けた方のみ】

問 29-1 現在利用しているサービスに満足していますか。(ひとつだけ○)

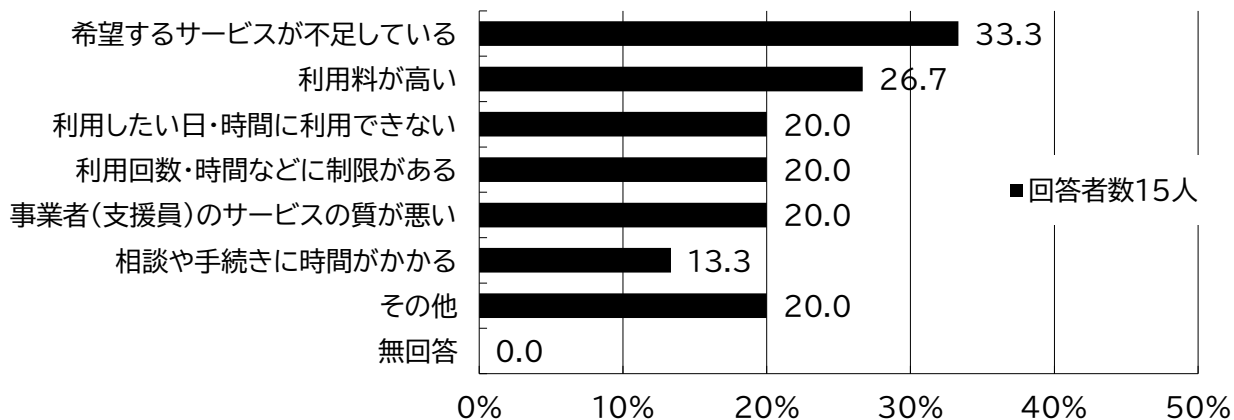
「やや満足している」が38.5%と最も高く、次いで「やや不満」が25.0%、「満足している」が23.1%と続いています。



【問 29-1 で「やや不満」又は「不満」に○を付けた方のみ】

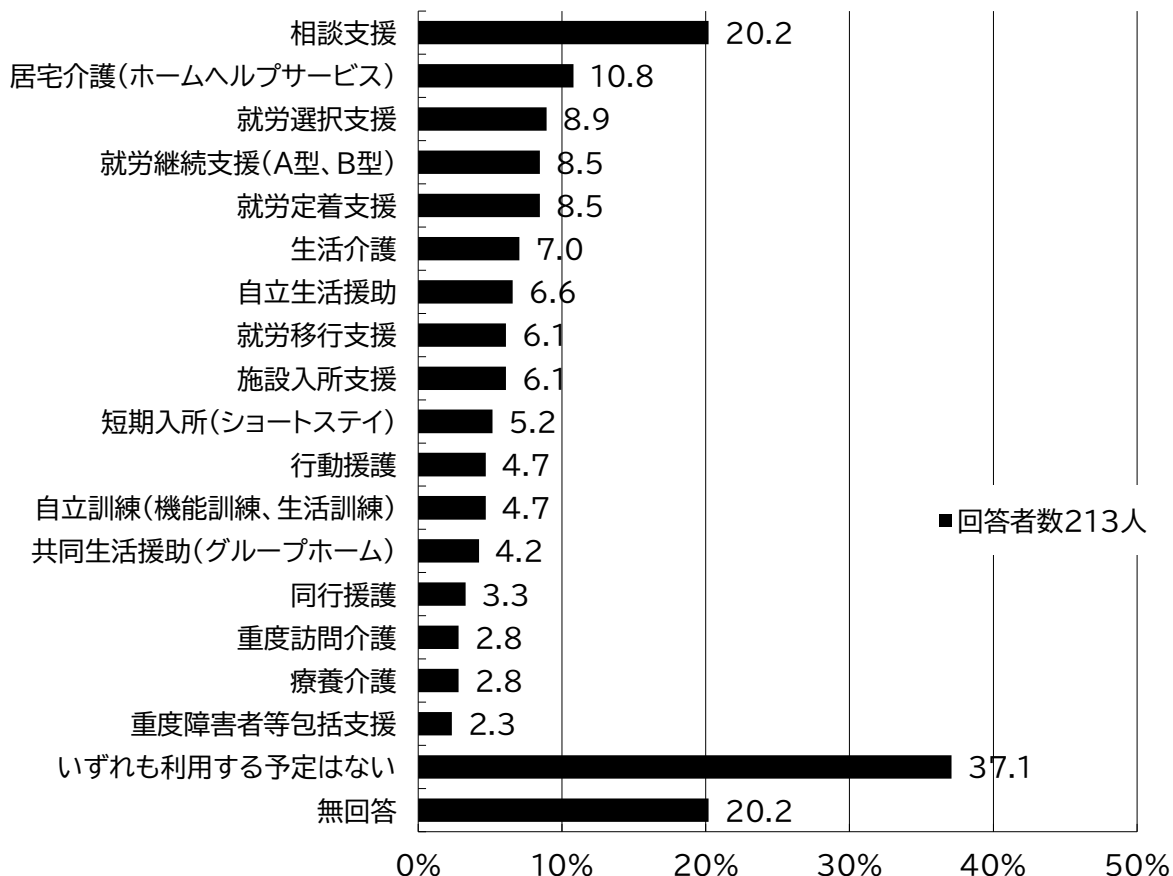
問 29-1-1 現在利用しているサービスの不満な理由についてお聞きします。(あてはまるものすべてに○)

「希望するサービスが不足している」が 33.3%と最も高く、次いで「利用料が高い」が 26.7%、「利用したい日・時間に利用できない」が 20.0%と続いています。



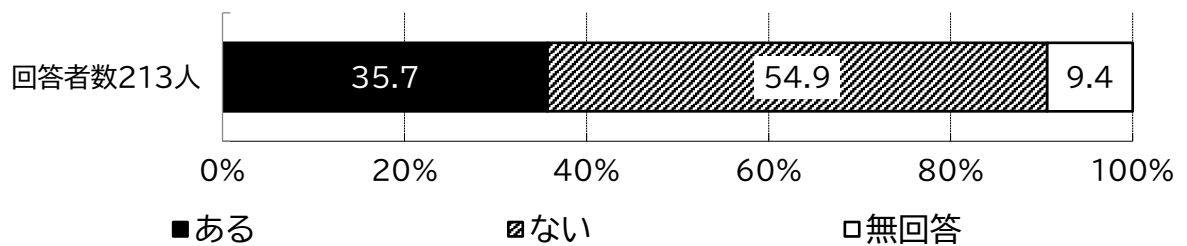
問 30 あなたは今後、次の障害福祉サービスを利用したいですか。(利用を続けたい、新たに利用したいものを含め、あてはまるものすべてに○)

「いずれも利用する予定はない」が 37.1%と最も高く、次いで「相談支援」が 20.2%、「居宅介護(ホームヘルプサービス)」が 10.8%と続いています。



問 31 あなたは、障がいがあることで、周りの人から差別を受けたり、嫌な思いをする（した）ことがありますか。（ひとつだけ○）

「ない」が54.9%、「ある」が35.7%となっています。



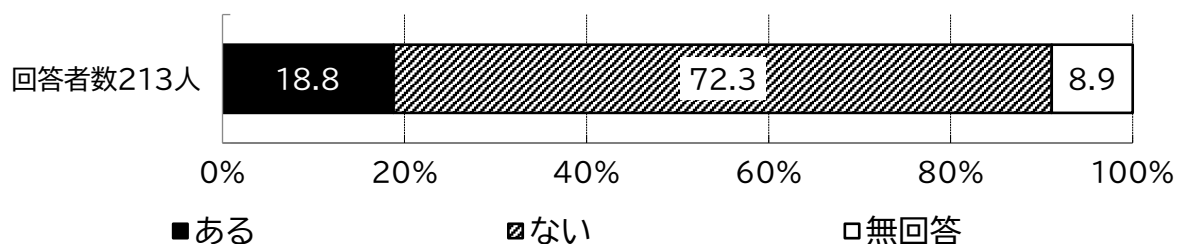
【障がいの種類別】

知的障がい、精神障がい、発達障がいは「ある」が高く、発達障がいは同回答が59.3%となっています。

	回答者数	ある	ない	無回答
全体	213	35.7%	54.9%	9.4%
身体障がい	101	29.7%	58.4%	11.9%
知的障がい	42	54.8%	35.7%	9.5%
精神障がい	49	49.0%	44.9%	6.1%
難病患者	12	25.0%	75.0%	0.0%
発達障がい	32	59.3%	31.3%	9.4%
高次脳機能障がい	18	33.3%	50.0%	16.7%

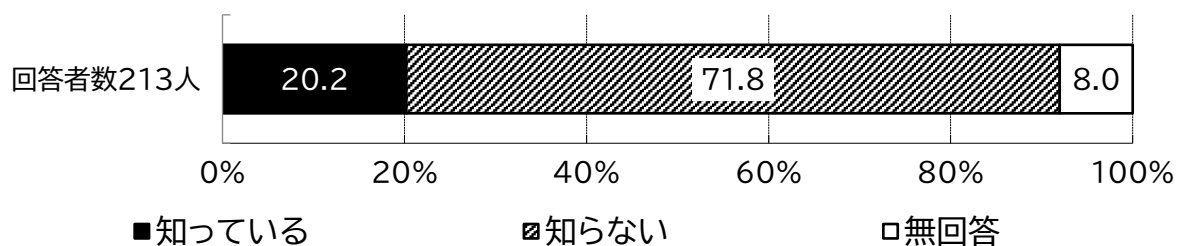
問 32 あなたや周りの人で障がいのある人への虐待を見たり、聞いたことはありますか。なお、虐待は暴力だけでなく、暴言、金銭搾取、介護放棄も含まれます。（ひとつだけ○）

「ない」が72.3%、「ある」が18.8%となっています。



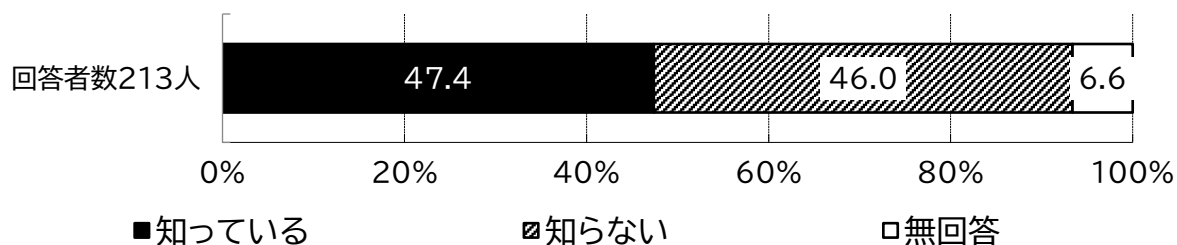
問 33 障がいのある人への虐待について、相談できる場所を知っていますか。(ひとつだけ○)

「知らない」が71.8%、「知っている」が20.2%となっています。



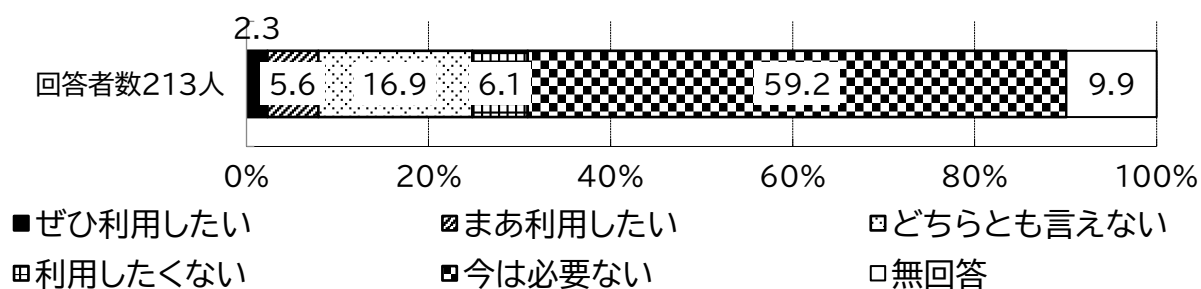
問 34 あなたは「成年後見制度」のことを知っていますか。(ひとつだけ○)

「知っている」が47.4%、「知らない」が46.0%となっています。



問 35 あなたは「成年後見制度」を今後どのくらい利用したいと思いますか。(ひとつだけ○)

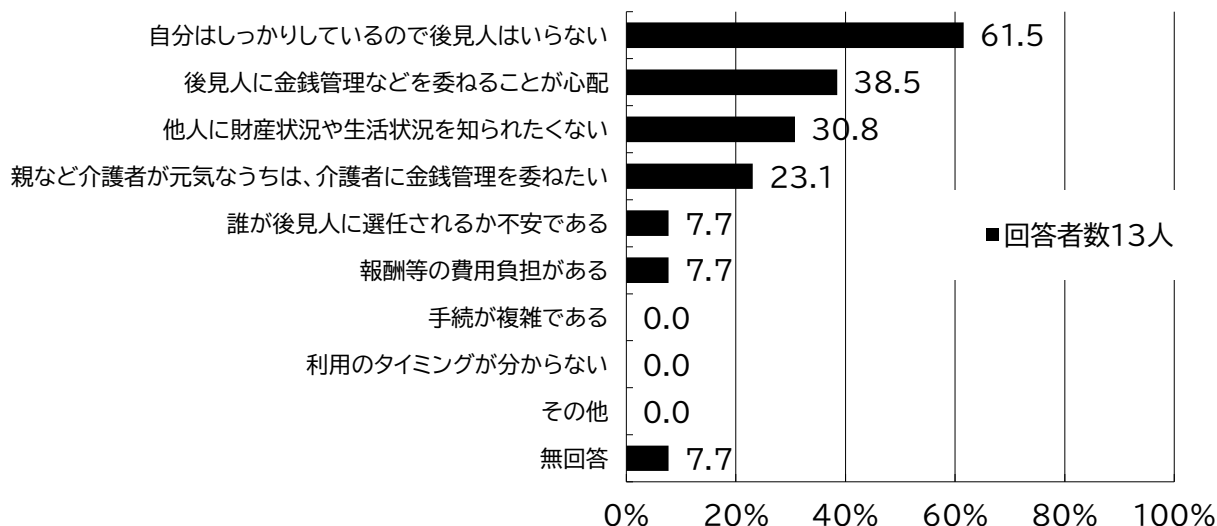
「今は必要ない」が59.2%と最も高く、次いで「どちらとも言えない」が16.9%、「利用したくない」が6.1%と続いています。



【問 35 で、「利用したくない」に○を付けた方のみ】

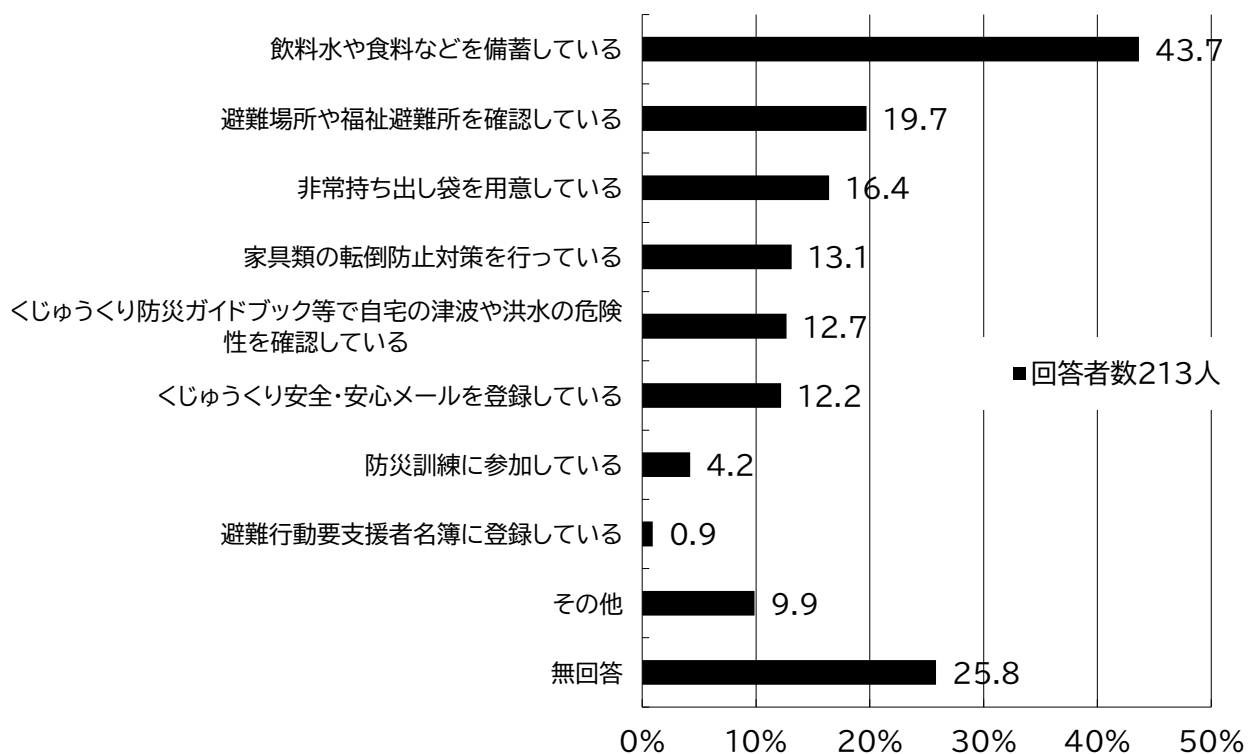
問 35-1 利用したくない理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

「自分はしっかりしているので後見人はいらない」が 61.5%と最も高く、次いで「後見人に金銭管理などを委ねることが心配」が 38.5%、「他人に財産状況や生活状況を知られたくない」が 30.8%と続いています。



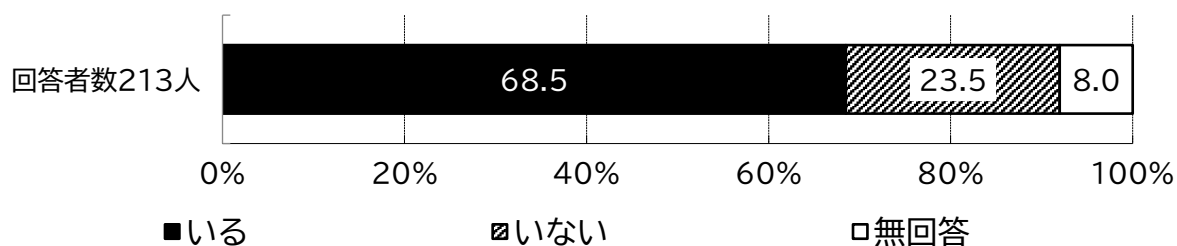
問 36 あなたは、災害時や緊急時への備えを行っていますか。(あてはまるものすべてに○)

「飲料水や食料などを備蓄している」が 43.7%と最も高く、次いで「避難場所や福祉避難所を確認している」が 19.7%、「非常持ち出し袋を用意している」が 16.4%と続いています。



問 37 あなたは、災害時や緊急時に身近に手助けしてくれる人はいますか。(ひとつだけ○)

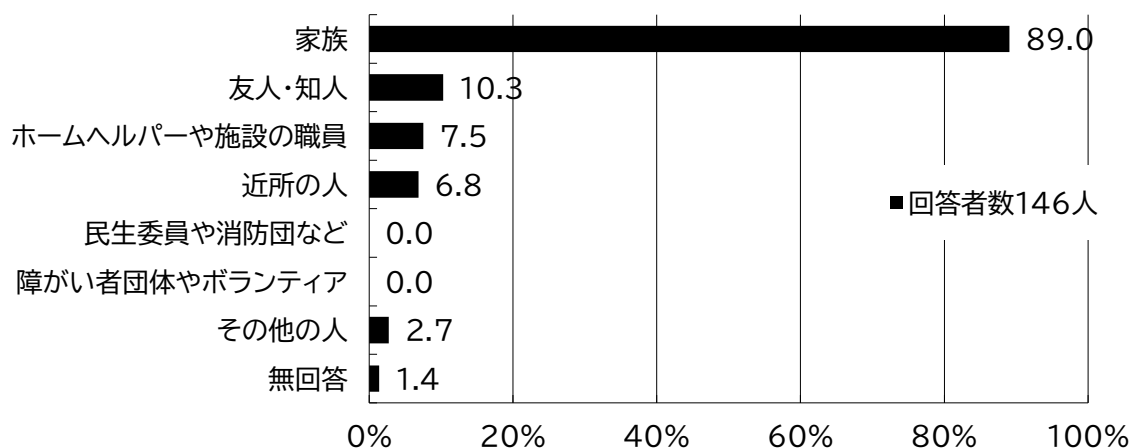
「いる」が68.5%、「いない」が23.5%となっています。



【問 37 で、「いる」に○を付けた方のみ】

問 37-1 災害時や緊急時に手助けしてくれる人はどなたですか。(あてはまるものすべてに○)

「家族」が89%と最も高く、次いで「友人・知人」が10.3%、「ホームヘルパーや施設の職員」が7.5%と続いています。

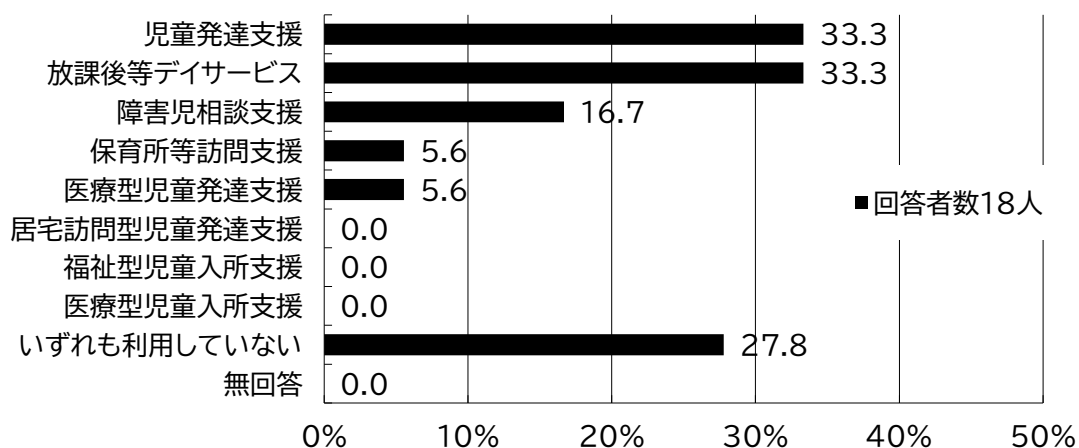


あなたご本人への質問は以上です。最後に、障害福祉サービスや行政の取組について、何かご意見がありましたら、自由にご記入ください。

経済的支援の充実	8件
福祉サービス等の情報発信の充実	4件
行政への要望等（役場担当者の専門性確保等）	2件
公共交通（バス、タクシー等）の確保	2件
災害時や緊急時の対応の希望	2件
福祉サービス（短期入所等）の充実	2件
行政への感謝	1件
差別が辛い	1件
生活支援サービス（掃除等）の充実	1件
働く場の確保・紹介	1件

問 38 宛名のご本人は現在、次の児童福祉サービスを利用していますか。（あてはまるものすべてに○）

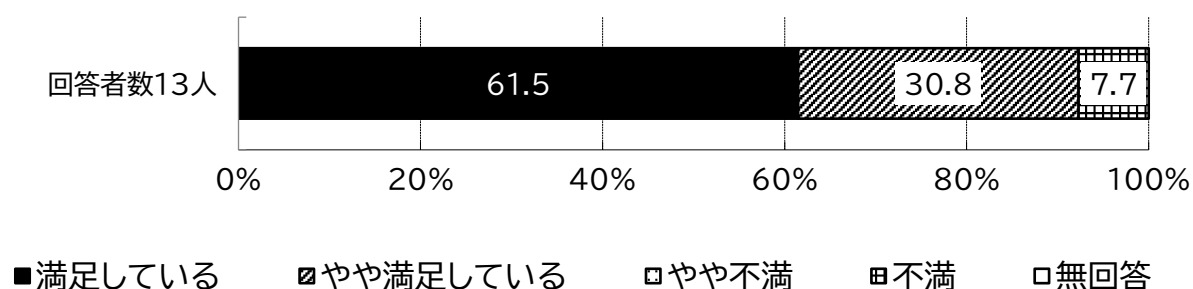
「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」がいずれも 33.3%とこれらが上位2つで、次いで「いずれも利用していない」が 27.8%と続いています。



【問 38 で、いずれかのサービスに○を付けた方のみ】

問 38-1 現在利用しているサービスに満足していますか。（ひとつだけ○）

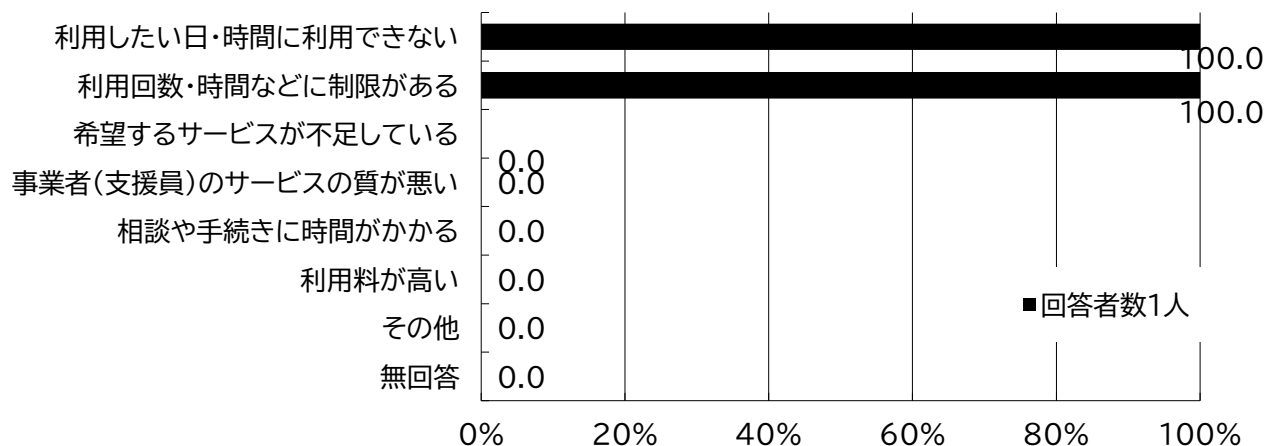
「満足している」が 61.5%と最も高く、次いで「やや満足している」が 30.8%、「不満」が 7.7%と続いています。



【問 38-1 で「やや不満」又は「不満」に○を付けた方のみ】

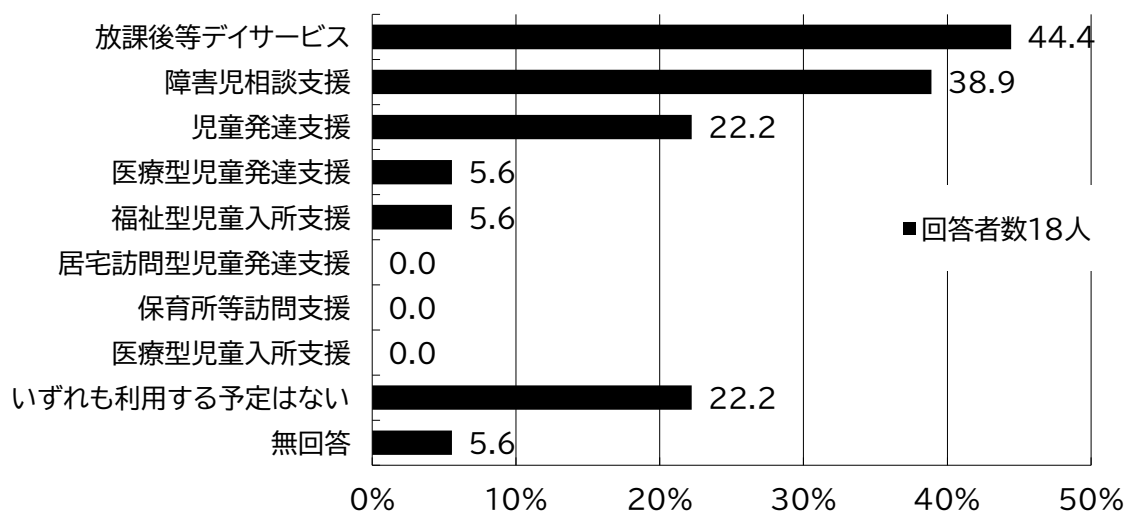
問 38-1-1 現在利用しているサービスの不満な理由についてお聞きます。(あてはまるものすべてに○)

「利用したい日・時間に利用できない」、「利用回数・時間などに制限がある」の2つが理由としてあがっています。



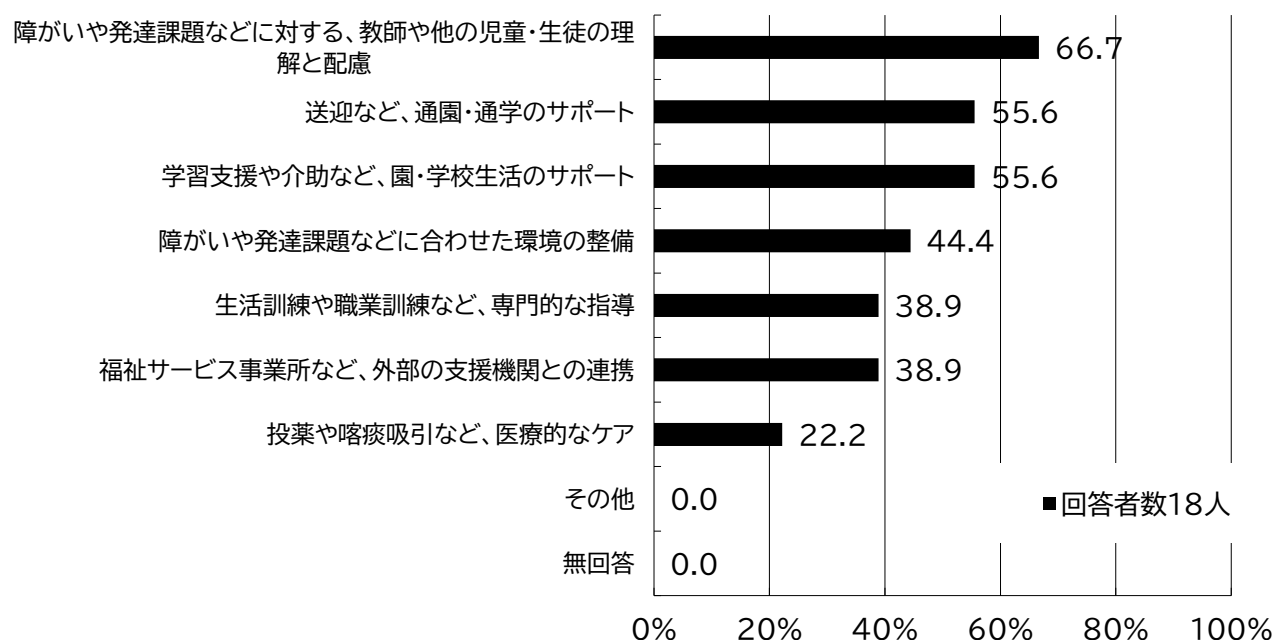
問 39 今後、次の児童福祉サービスを利用したいですか。(利用を続けたい、新たに利用したいものを含め、あてはまるものすべてに○)

「放課後等デイサービス」が 44.4%と最も高く、次いで「障害児相談支援」が 38.9%、「児童発達支援」が 22.2%と続いています。



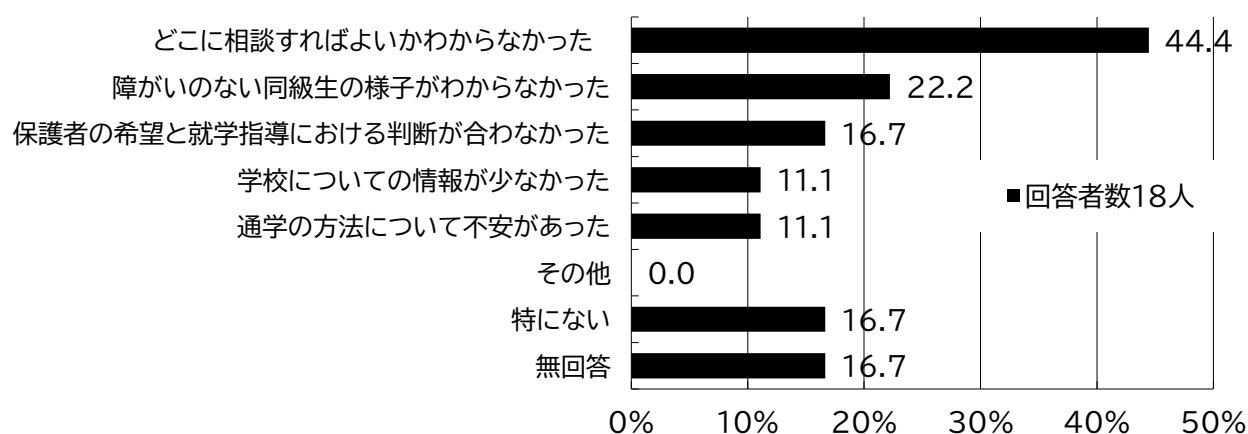
問 40 園や学校にお子さんが通う上で、あなたが求めることを教えてください。（あてはまるものすべてに○）

「障がいや発達課題などに対する、教師や他の児童・生徒の理解と配慮」が 66.7%と最も高く、次いで「送迎など、通園・通学のサポート」、「学習支援や介助など、園・学校生活のサポート」がいずれも 55.6%と続いています。



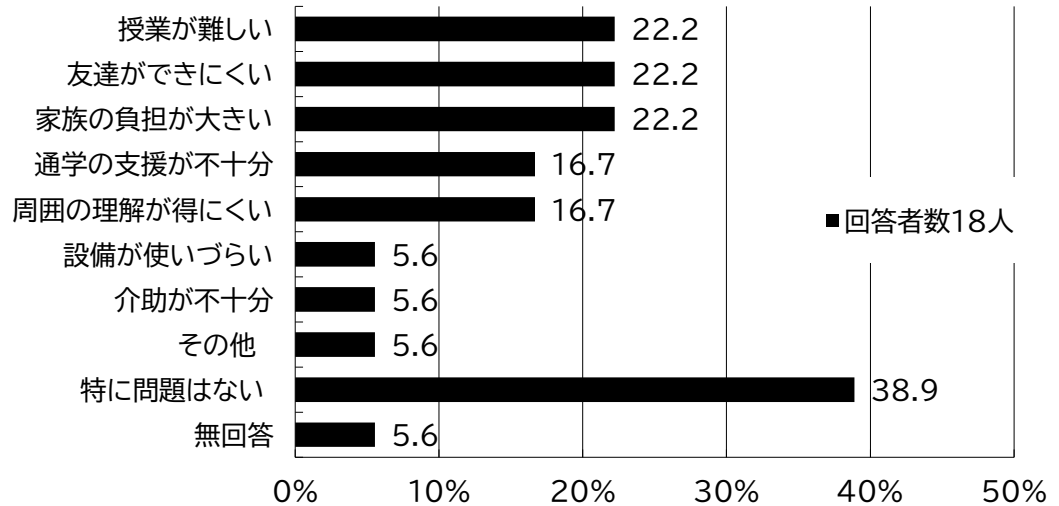
問 41 園や学校への入学にあたって、困ったことは何ですか。（あてはまるものすべてに○）

「どこに相談すればよいかわからなかった」が 44.4%と最も高く、次いで「障がいのない同級生の様子がわからなかった」が 22.2%、「保護者の希望と就学指導における判断が合わなかった」が 16.7%と続いています。



問 42 現在、園や学校での生活のなかで、困っていることは何ですか。（あてはまるものすべてに○）

「特に問題はない」が 38.9%と最も高く、次いで「授業が難しい」、「友達ができにくい」、「家族の負担が大きい」がいずれも 22.2%と続いています。



最後に、発達支援や教育などについて、何かご意見がありましたら、自由にご記入ください。

発達障がい早期発見・早期対応を希望	2件
行政への要望等（担当者によるアウトリーチ等）	1件
精神障がいに対する理解が不足している（見た目で分かりづらいため）	1件
長期休業中の放課後等デイサービスの利用ができなかった	1件
発達障がいへの支援が少ない	1件

**九十九里町 第5次障がい者基本計画
第7期障がい福祉計画 第3期障がい児福祉計画**

発行日：令和6年3月

発行者：九十九里町

編集：九十九里町 社会福祉課

住所：〒283-0195

千葉県山武郡九十九里町片貝 4099

TEL：0475（70）3162